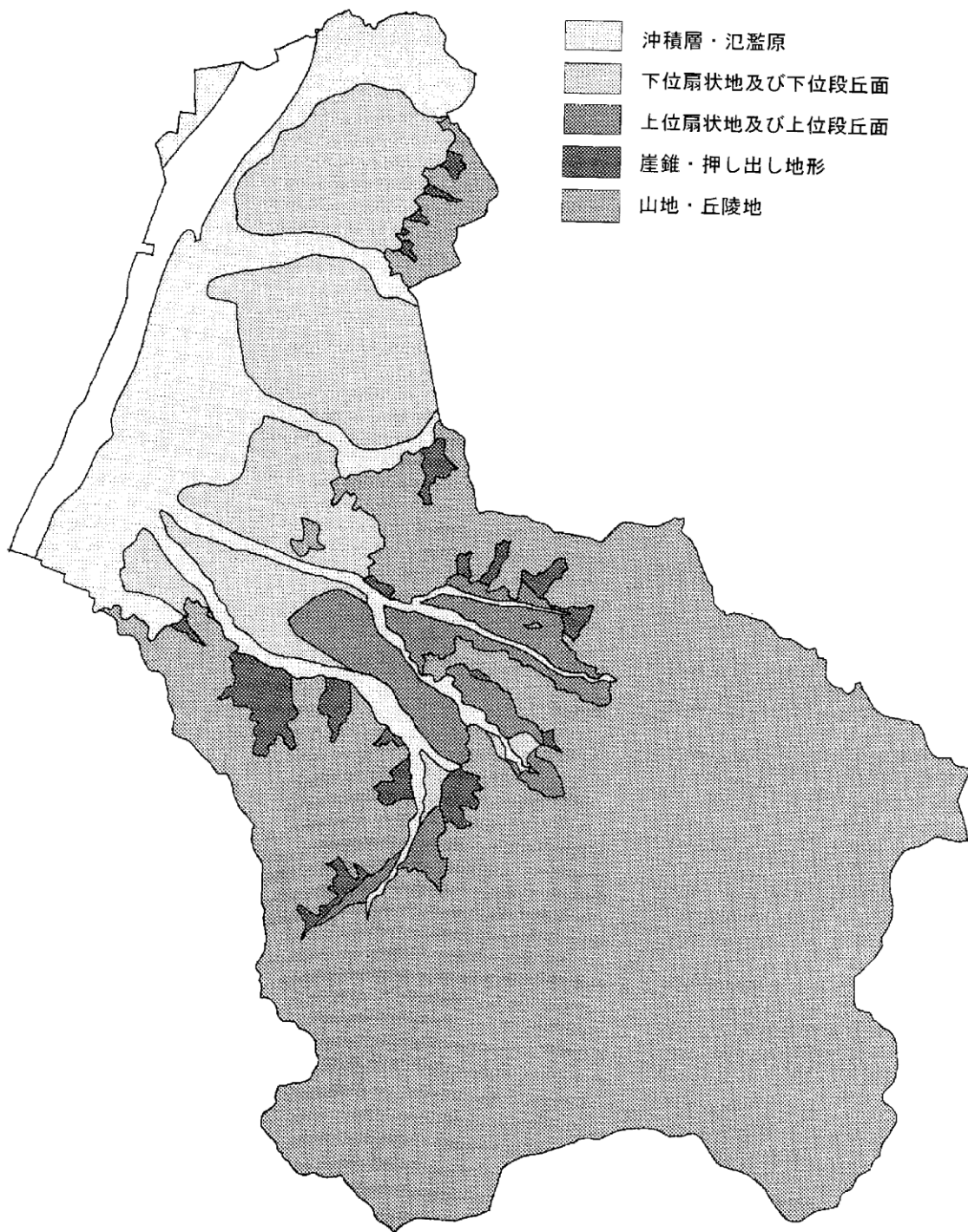


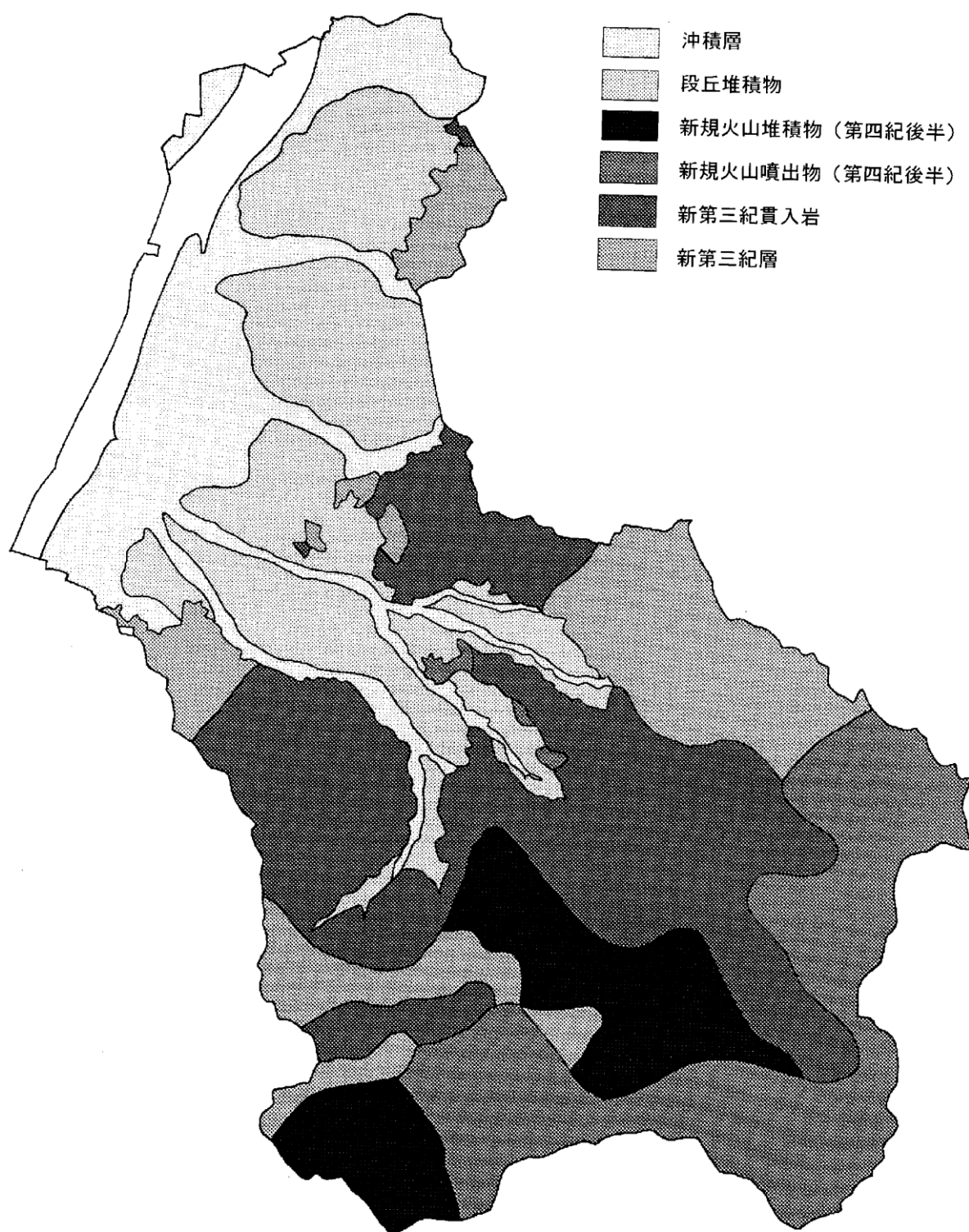
資料編

1 防災面から見た須坂市の概要

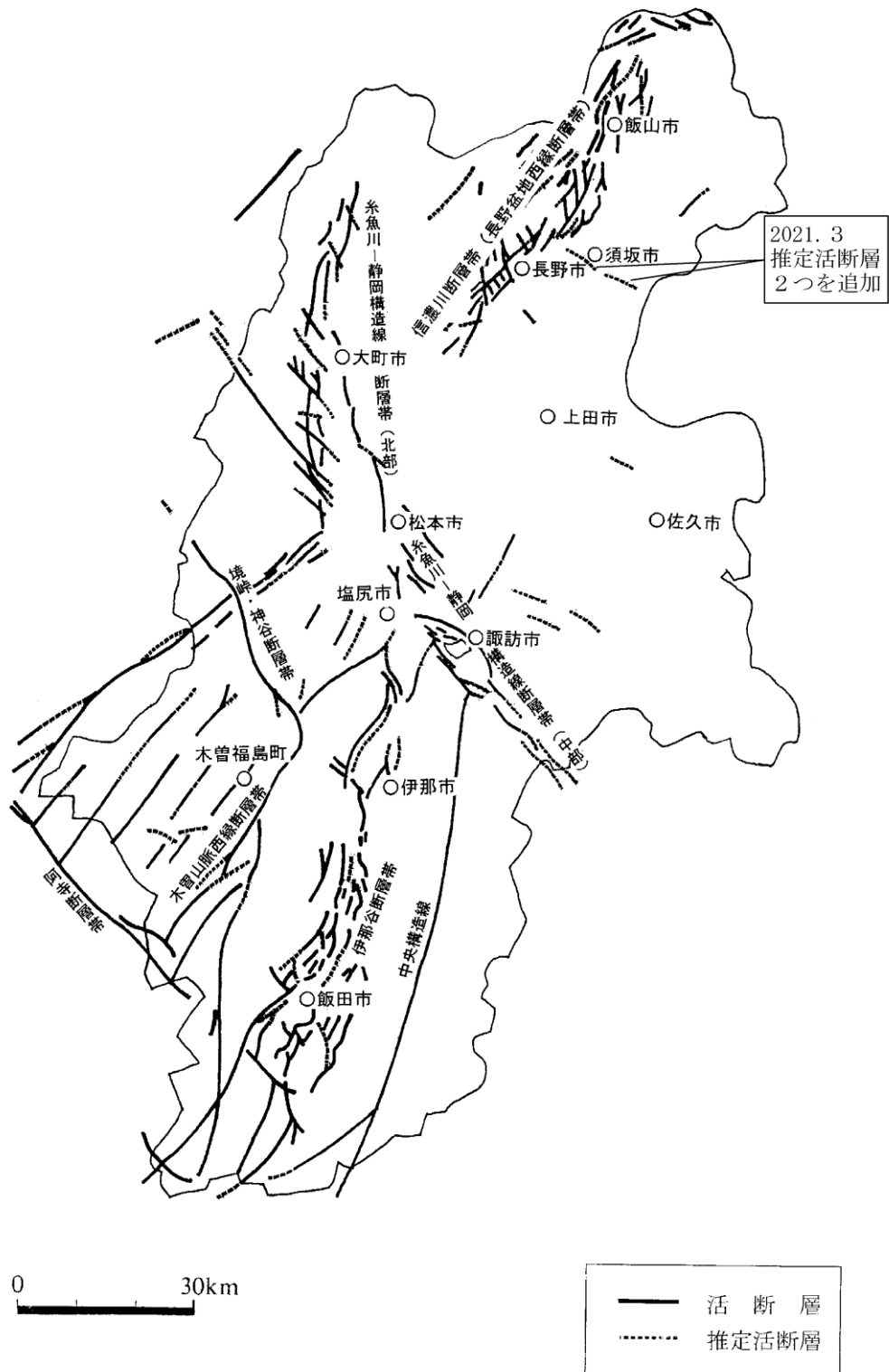
1 - 1 地形分類図



1 - 2 表層地層図



1-3 長野県の主な活断層



「長野県活断層分布図」1985から

1-4 最近の気象状況

	気 温			降水量	日照時間	降 雪		積雪の 最 深
	最 高	最 低	平 均			初月日 その年	終月日 よく年	
	℃	℃	℃	mm	時間	月 日	月 日	cm
平成								
16年	35.9	-8.9	12.7	1,167.0	2,059.3	12.16	3.25	47
17年	35.4	-10.4	11.6	868.0	1,915.5	12.13	3.31	49
18年	36.5	-10.5	12.1	1,155.5	1,823.3	12.18	3.19	22
19年	36.9	-6.6	12.5	887.0	1,971.6	12.16	4.1	26
20年	36.2	-7.9	12.2	854.5	2,029.5	12.26	4.2	15
21年	35.5	-8.9	12.4	975.0	1,893.9	12.17	4.17	28
22年	35.9	-9.7	12.6	1,058.0	1,928.9	12.25	3.27	35
23年	36.5	-9.2	12.0	958.5	2,013.1	12.17	4.7	16
24年	35.8	-10.4	12.1	955.5	2,043.6	12.1	4.21	32
25年	35.7	-9.6	12.3	1,378.5	2,129.8	12.15	3.21	70
26年	37.7	-8.7	11.9	902.0	2,028.2	12.5	4.8	70
27年	36.5	-7.6	12.8	1,057.5	1,947.3	11.27	4.12	40
28年	36.1	-10.0	13.1	923.0	2,022.3	11.9	4.1	26
29年	35.1	-9.6	11.9	1,194.0	1,976.3	11.18	4.9	49
30年	38.5	-11.1	13.0	886.0	2,121.9	12.8	3.24	23
令和								
1年	36.5	-9.5	12.9	1,006.0	1,976.8	11.28	3.29	17
2年	37.2	-8.8	13.1	1,030.0	1,949.1	11.11	4.9	14
3年	37.3	-8.0	12.9	1,075.0	2,080.1	11.27	3.31	17
4年	36.6	-10.4	12.7	1,022.5	2,041.3	12.2	3.18	28
5年	36.8	-11.6	13.6	830.0	2,235.8	11.18	3.27	18

(注) 平成25年以前の降水量は、市役所設置雨量計による。その他は、長野地方気象台（長野市箱清水）における観測。

(注) 平成26年からのデータは、長野地方気象台（長野市箱清水）における観測値（長野地方気象台ホームページを参照）

1-5 過去に発生した災害状況

1 風水害（昭和24年以降）

人的災害・家屋の被害が発生した災害を掲載

年月日	原因	被害地域	被害状況
24. 9. 1	水害 (キティ台風) (千曲川村山地 籍200m決壊)	日野地区 豊洲地区	1 家屋 流失 3棟 全壊 3棟 半壊 40棟 床上浸水 490棟 床下浸水 335棟 2 農地 水田流出埋没 64ha 畑 〃 101ha 3 土木施設 橋梁流失 15か所 道路損壊 12か所 4 被害額 295,000千円
33. 9. 17 9. 26	水害 (台風21号) (台風22号)	市全域	1 人的被害 死者 1人 2 家屋 床上浸水 13棟 3 農耕地 土砂流入、浸水、冠水 740ha 4 土木施設 堤防決壊、損壊 28か所 800m 道路損壊 10か所 1,300m 5 被害額 97,000千円
34. 8. 14	風水害 (台風7号) (百々川右岸布 田地籍決壊)	風市全域 水害 千曲川右岸一帯 及び百々川	1 人的被害 死者 3人 傷者 16人 2 家屋 全壊 201棟 半壊 786棟 床上浸水 144棟 床下浸水 258棟 3 農耕地 田畑埋没浸水 527ha 4 土木施設 堤防決壊 53か所 橋梁流失 16か所 道路損壊 10か所 5 被災世帯 1,153世帯 被災者 6,362人 6 被害額 966,145千円
34. 9. 27	風水害 (台風15号)	風市全域 水害 千曲川右岸一帯 及び百々川	1 家屋 全壊 5棟 半壊 62棟 2 農耕地 田畑土砂流入 37ha 冠水 61ha 3 土木施設 水路、橋梁損壊 2か所 4 被災世帯 69世帯 被災者 309人 5 被害額 223,170千円
36. 9. 16	風害 (第2室戸台風 18号)	市全域	1 家屋 住宅 半壊 2棟 小破 16棟 非住家 傾斜 3棟 小破 38棟 2 被害額 268,727千円

40. 9. 17	水 害 (台風24号)	市 全 域 千曲川右岸一帯	1 家屋 床下浸水 11棟 2 農耕地 流失、土砂流入 31.5ha 冠水、浸水 177ha 3 土木施設 橋梁一部流失、水路、道路損壊 4 被害額 123,272千円
47. 9. 16	風 害 (台風20号)	市 全 域	1 家屋 半壊(非住家) 13棟 一部損壊 15棟 2 農作物 果樹 1,263ha 水稲 100ha 3 土木施設 道路、橋梁損壊 6か所 4 被害額 705,115千円
56. 8. 23	水 害 (台風15号)	市 全 域 〔土石流災害〕 〔仁礼地区〕	1 人的被害 死者 10人 重軽傷者 20人 2 家屋 住家 全壊 10棟 半壊 10棟 一部損壊 3棟 床上浸水 92棟 床下浸水 333棟 非住家 全壊 32棟 半壊 5棟 一部損壊 3棟 床上浸水 126棟 床下浸水 250棟 3 農作物 水稲 197ha 果樹 227.2ha その他 102.4ha 4 土木施設 河川決壊 97か所 橋梁流失 35か所 道路流失、損壊 142か所 林道流失、損壊 140か所 ほか 5 農耕地 田畑流失、土砂流入 43か所 494ha 6 被災世帯 442世帯 被災者 1,746人 7 被害額 9,118,963千円
57. 8. 1	風 水 害 (台風10号) 最大瞬間風速 32.5m	市 全 域	1 家屋 被災棟数 220棟 2 農林業 農作物 1,287ha 林地 325ha 3 公共土木施設 21か所 4 被害額 2,819,993千円
57. 9. 12	水 害 (台風18号)	市 全 域	1 人的被害 死者 1人 2 家屋 浸水棟数 449棟 3 農林業 農作物 245ha 農地 2ha 4 公共土木施設 52か所 5 被害額 836,348千円

58. 9. 29	水 害 (台風10号)	市 全 域	1 家屋 住家 床上浸水 4棟 床下浸水 43棟 非住家 " 5棟 " 50棟 2 農業関係 農作物 308.5ha 樹体 112ha 施設 8か所 農地 2.1ha 3 林業関係 治山 5か所 0.15ha 林道 12か所 411m 4 公共土木施設 河川34か所 道路11か所 橋梁4か所 5 商工関係 9か所 6 被害額 623,352千円
61. 9. 3	水 害 (台風15号)	市 全 域	1 家屋 住家 床下浸水 23棟 非住家 " 9棟 2 農業関係 耕地被害 施設 10件 4,590千円 3 林業関係 林道 11か所 5,086m 6,380千円 治山 3か所 11,500千円 4 公共土木施設 河川 9か所 92,000千円 道路 2か所 2,600千円 5 被害額 計 117,070千円
10. 9. 16	水 害 (台風5号)	市 全 域	1 林業 林道 9か所 12,298千円 治山 2か所 4,000千円 2 公共土木施設 橋梁 3か所 110,000千円 道路 3か所 6,931千円 河川 3か所 12,100千円 3 被害額 計 145,329千円
10. 9. 22	風 害 (台風7号) 最大瞬間風速 40.5m	市 全 域	1 家屋 住家 一部破損 35棟 非住家 " 20棟 2 農業関係 農作物 857.3ha 樹体 13ha 施設24か所 3 被害額 計 2,099,998千円
16. 10. 22	水 害 (台風23号)	市 全 域 千曲川右岸一帯	1 家屋 住家 床下浸水 7棟 非住家 " 5棟 2 農業関係 農作物 54.5ha 樹体 8.5ha 3 被害額 199,684千円
29. 10. 23	水 害 (台風21号)	市 全 域 千曲川右岸一体	1 家屋 住家 床下浸水 1棟 非住家 床上浸水 1棟 2 農業関係 農作物(樹体) 11ha 3 被害額 22,470千円

30. 9. 4	風(水)害 (台風21号) 最大瞬間風速 34.4m/S (消防本部計測)	市 全 域	1 家屋 住家 一部損壊 7 棟 2 農業関係 農作物 (落下被害) 3 被害額 131,480千円 (農業)
1. 10. 12	風(水)害 (東日本台風)	市 全 域	1 住家 住家 全壊 1 棟 半壊 189棟 一部損壊 98棟 2 被害額 農業土木関係を中心に 24 億円超

2 地震 (昭和30年以降)

年月日	原 因	被害地域	被 害 状 況
41. 4. 5	松 代 地 震 震度 5 M 5.1 深さ 約 2 km 震源 若穂町 清水	市 全 域	(除 東地区) 1 一般被害 (1) 家 屋 半壊 1 棟 一部破損 3,200棟 (2) 建造物等 塀倒壊 50件 煙突倒壊 6 件 墓石等倒壊 158件 石垣崩壊 30件 (3) 商品類 54件 (4) 被害額 232,370千円 2 公共施設被害 (1) 農業用施設 水路、農道等 45件 (2) 公共施設 橋梁、市営住宅等 208件 (3) 被害額 16,656千円

3 農作物災害 (昭和30年以降 被害額1,000万円以上)

年月日	災害の種類	原 因	被害額 (千円)	備 考
昭33. 9. 17 9. 26	風 水 害	台風 21号 22号	87,000	田畑冠水 740ha
34. 8. 14	風 水 害	台風 7 号	555,158	田畑冠水 527ha
34. 9. 27	風 水 害	台風 15号	149,041	田畑冠水等 98ha
36. 5～6	干 害		17,029	
36. 6. 27～29	水 害	梅雨前線豪雨 (台風6号も関連)	33,275	
36. 9. 16	風 水 害	台風 18号 (第2室戸)	266,056	落果 7,838トン 果樹倒木、枝折 660本
37. 6. 14	水 害	梅雨前線豪雨	49,721	
37. 7～8	干 害		246,575	
39. 5～6	干 害		10,454	
39. 9. 25	風 水 害	台風 20号	39,036	落果 1,264トン 稲倒伏 50ha

年月日	災害の種類	原因	被害額 (千円)	備 考
40. 9. 10	風 水 害	台風 23号	122, 287	落果 3,740トン
40. 9. 17	風 水 害	台風 24号	61, 300	農地流失 31.5ha 冠水 177ha
41. 8～9	干 害		22, 680	
41. 11. 23	凍 霜 害		67, 770	
42. 6	干 害		146, 988	
43. 5. 22	ひょう害		328, 304	
44. 5. 7	凍 霜 害		211, 177	
44. 6. 23	ひょう害		11, 157	
45. 6. 6	ひょう害		398, 905	
45. 8. 15	風 害	台風 9号	32, 580	果樹 680ha ホップ 7ha
47. 5. 3	凍 霜 害		23, 071	
47. 9. 16	風 水 害	台風 20号	689, 141	果樹 1,263ha 水稻 100ha
48. 7～8	干 害		301, 228	
51. 7. 19	ひょう害		98, 638	
51. 9. 13	風 水 害	台風 17号	16, 229	果樹 46.4ha 水稻 35ha
51. 7～10	冷 害		240, 908	
53. 6. 13	ひょう害		29, 311	果樹 42ha
53. 7～8	干 害		247, 318	
54. 5. 13	凍 霜 害		180, 040	果樹 116ha 野菜 2ha
54. 6. 3	ひょう害		42, 100	果樹 28ha
55. 9. 10	冷 害		152, 441	
55. 9. 11	風 水 害	台風 13号	89, 572	果樹 333ha
56. 8. 23	水 害 土石流災害	台風 15号	195, 857	果樹 227.2ha 水稻 197ha 野菜 95ha ほか
57. 8. 1	風 水 害	台風 10号 最大瞬間風速 32.5m	1, 594, 754	果樹 1,105ha 野菜 46ha 桑 37ha ほか
57. 9. 12	水 害	台風 18号	184, 893	果樹 133ha 水稻 92.5ha 野菜 18ha
58. 9. 29	水 害	台風 10号	333, 521	果樹 202ha 野菜 15.5ha 水稻 90ha ほか
60. 7. 1	水 害	台風 6号	11, 563	果樹 153ha 野菜 17ha 水稻 23ha
60. 7～8	干 害		220, 792	果樹 392ha
62. 4. 14 62. 5. 4～5	凍 霜 害		985, 043	果樹 881ha
62. 8. 31	風 水 害	台風 12号	42, 081	果樹 624ha

年月日	災害の種類	原因	被害額 (千円)	備 考
62. 8. 17	風ひょう害		58,951	果樹 75ha
平元. 4. 29	凍 霜 害		29,598	果樹 42.6ha 野菜 25ha
2. 6～8	干 害		256,592	果樹 319ha
3. 9. 14	風 害	台風 17号	14,592	落果 72.6トン
3. 9. 27～28	風 害	台風 19号	634,557	落果 3,157トン
4. 6. 5	ひょう害		10,170	落果 50.6トン
5. 8	冷 害	長雨、冷夏	452,111	果樹 1,586トン 水稻 209トン
5. 9. 4	風 害	台風 13号	42,239	落果 215トン
6. 6～8	干 害		359,192	果樹 1,395トン 620ha 飼料作物 166.6トン 畜産物 640頭（乳量減）
6. 9. 29～30	風 害	台風 26号 最大瞬間風速28.0m	148,303	落果 759トン 655ha
10. 9. 22	風 害	台風 7号 最大瞬間風速40.5m	2,099,998	落果 9,735トン 857.3ha
11. 4. 30	凍 霜 害		204,268	果樹 136ha
11. 8 14～15	水 害	熱帯性低気圧	12,772	果樹 154,15ha
11. 9 24～25	風 害	台風 18号	10,200	落下 345ha
16. 10. 22	水 害	台風 23号	199,684	果樹 1,138トン 54.5ha
29. 10. 23	水 害	台風 21号	22,470	農作物（樹体） 11ha
30. 9. 4	風（水）害	台風 21号	131,480	果樹落下被害
1. 10. 12	水 害	東日本台風	1,937,000	果樹等 124ha 排土処理 133ha

2 活動体制関係

2-1 須坂市防災会議条例

(昭和38年7月2日条例第17号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、須坂市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 須坂市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 須坂市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 長野県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 市の教育委員会の教育長
- (7) 市の消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 公共的団体の職員のうちから市長が委嘱又は任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項の委員の定数は、37人以内とする。

7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(幹事)

第5条 防災会議に、幹事を置く。

2 幹事は、部内の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月21日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年6月20日条例第35号)

この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日条例第17号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日条例第4号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の須坂市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により、新たに委嘱された委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則 (令和4年12月13日条例第51号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2-2 須坂市災害対策本部条例

(昭和38年7月2日条例第18号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、須坂市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年6月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-3 須坂市災害警戒本部設置要綱

(設置)

第1 この要綱は、災害が発生するおそれのある場合に、情報の収集及び伝達を円滑に行うとともに、速やかに須坂市災害対策本部に移行できる体制を整えるため、須坂市災害警戒本部（以下、「警戒本部」という。）を設置する。

(設置基準)

第2 警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生するおそれのあるとき。
- (2) 台風が接近し、大雨等が予想されるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(組織)

第3 警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

- 2 警戒本部長は市長、警戒副本部長は副市長、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、警戒本部長が指名した職員とする。
- 4 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 5 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。
- 6 前項の場合において、市長及び副市長に事故があるときは、警戒本部長があらかじめ指名した本部員がその職務を代理する。
- 7 本部員は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

(部)

第4 警戒本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 部に部長を置き、警戒本部長の指名する警戒本部員がこれに充たる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(警戒本部会議)

第5 警戒本部会議は、次の事項について審議し、警戒本部長がこれを招集する。

- (1) 警戒本部設置後の対応に関する事項
- (2) 非常配備職員の配備に関する事項
- (3) その他警戒本部長が必要と認めた事項

(警戒本部の廃止)

第6 警戒本部長は、次に掲げる場合に警戒本部を廃止する。

- (1) 警戒本部の存続の必要がないと認められたとき。
- (2) 須坂市災害対策本部が設置されたとき。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、災害警戒本部長が別に定める。

2 - 4 市職員災害配備人員配備基準

項目 配備区分	所要人員	備考
第1配備	○総務部 部長及び総務課の課長、係長、職員のうち指名された者 ○各部課局所等 特に指名された部課等の長及び係長、職員のうち指名された者 ○消防本部並びに消防署 消防本部及び消防署の職員のうち指名された者 ○その他市長から特命のあった職員	
第2配備	○総務課 職員のうち指名された者 ○各部課局所等 部課等あらかじめ指定された職員 (おおむね半数以上の男子職員) ○消防本部並びに消防署 消防職員の過半数 ○現地機関の長及び職員で特に必要とする者	
第3配備	○全職員（ただし、市長が応急対策、応援等の必要が軽微と判断したときはこの限りでない。）	

2-5 市職員災害配備人員一覧表

(2024. 4. 1 現在)

部課名	配備区分	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
議会事務局		1	1	3
総務部		1		
総務課		7	10	6
政策推進課		3	6	16
財政課		3	6	
税務課		1	5	30
監査事務局		1	1	1
健康福祉部		1		
福祉課・福祉事務所		4	6	11
高齢者福祉課（地域包括支援センター）		4	11	23
健康づくり課・地域医療福祉ネットワーク推進室		4	13	19
医療保険課		1	4	7
市民環境部		1		
市民課		1	3	17
生活環境課（清掃センター）		1	7	16
社会共創部		1		
文化スポーツ課（図書館、博物館、文書館）		6	10	25
生涯学習推進課		3	12	17
人権同和男女共同参画課・人権同和教育課			4	3
産業振興部		1		
農林課		4	6	5
産業連携開発課		4	2	4
商業観光課		4	4	2
農業委員会		2	1	2
まちづくり推進部		1		
道路河川課		18	2	6
まちづくり課（臥竜公園管理事務所）		9	10	3
会計課		1	2	3
水道局		1		
営業課		3	4	7
上下水道課		6	8	3
教育委員会事務局		1		
学校教育課（学校給食センター）		7	3	12
子ども課		6	10	9

消防本部	1		
総務課、予防課、警防課、須坂市消防署 (分署職員含む)	53	21	21
配備ごとの小計	166	172	271
第1 配備から第3 配備の合計	609		

2-6 災害対策本部組織及び事務分掌

1 共通事務分掌

区 分	分掌事務
各部共通事項	1 所管施設の保全、利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 指定避難所の開設・運営支援に関すること。 4 事務分掌に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること。 5 事務分掌に関係する専門ボランティアとの調整に関すること。 6 他班に属さない事項に関すること。 7 分掌事務に関する広報に関すること。
部の庶務を担当する課の共通事項	1 部内の情報集約に関すること。 2 部内の資源管理に関すること。 3 本部室との連絡調整に関すること。

2 部別組織及び事務分掌

部（室） （部長等）	班、担当 （班長）	分掌事務
総務部 （総務部長） ※本部室長	総務班 （総務課長、行革係長）	1 本部運営の総合調整に関すること。 2 本部の運営及び総合企画に関すること。 3 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 4 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関すること。 5 職員の動員、配置、調整に関すること。 6 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関すること。 7 被災者生活再建法の適用に関すること。 8 市防災会議に関すること。 9 被害の総合的集計及び国、県への報告に関すること。 10 職員の安全管理に関すること。 11 備蓄品の総括に関すること。 12 被災証明書の発行に関すること。 13 見舞金に関すること。
	情報作戦担当 （危機管理担当課長）	1 各部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 2 自衛隊、応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）に関すること。 3 避難指示等に関すること。 4 災害警戒及び注意喚起の発信に関すること。 5 防災行政無線に関すること。 6 各部からの情報収集の整理に関すること。

部（室） （部長等）	班、担当 （班長）	分掌事務
	広報班 （政策推進課長） 広聴広報係長	1 被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供並びに問い合わせ等の対応に関すること。 2 災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関すること。 3 被害・復旧状況の記録に関すること。 4 風評被害に関すること。 5 マスコミ取材、視察等の対応に関すること。
	後方支援担当 （庶務係長） 職員係長、 情報化推進係長	1 庁舎、施設の通信設備に関すること。 2 本部活動に必要な資機材及び車両等に関すること。 3 市備蓄品の供給に関すること。 4 外部応援要員の受入配置に関すること。
	庶務財政班 （財政課長）	1 災害対策本部会議の記録に関すること。 2 公用負担等の損失補償、弁償等に関すること。 3 災害対応の燃料・物資の購入に関すること。 4 災害経費の予算措置に関すること。
	調査班 （税務課長） （監査委員事務局長）	1 家屋被害調査に関すること。 2 災証明書の発行に関すること。 3 避難所運営の支援に関すること。
議会部 （議会事務局長） ※本部副室長	議会班 （議会事務局次長）	1 災害に関し、市議会との連絡に関すること。 2 市議会、市民への広報に関すること。 3 局長の命ずる応急対策に関すること。
健康福祉対策部 （健康福祉部長）	福祉援護班 （福祉課長）	1 被服、寝具その他生活必需品の給与等に関すること。 2 要配慮者の支援計画に関すること。 3 要配慮者の避難支援に関すること。 4 被災者生活再建支援金に関すること。 5 救援物資、義援金等に関すること。 6 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸し付けに関すること。 7 ボランティアとの連携に関すること。
	高齢者福祉班 （高齢者福祉課長）	1 福祉避難所の開設運営に関すること。 2 要配慮者の避難支援に関すること。
	保健衛生班 （健康づくり課長） （医療保険課長）	1 医療、医薬品及び衛生に関すること。 2 救護及び防疫に関すること。 3 医療施設の情報収集に関すること。 4 避難生活の衛生管理に関すること。
市民環境対策部 （市民環境部長）	市民班 （市民課長）	1 区長との連絡調整に関すること。 2 避難所運営の支援に関すること。 3 住民及び外国人の安否情報に関すること。 4 身元不明者の調査に関すること。 5 遺体処置等の支援に関すること。 6 被災者台帳の作成等、被災者の被害状況取りまとめに関すること。

部（室） （部長等）	班、担当 （班長）	分掌事務
	生活環境班 （生活環境課長）	1 災害廃棄物の処理に関すること。 2 公害監視に関すること。 3 環境衛生施設の被害調査に関すること。 4 遺体の収容・火葬・埋葬に関すること。 5 食品衛生に関すること。 6 仮設トイレに関すること。
社会共創対策部 （社会共創部長） ※避難所チーム リーダー	避難・文化班 （文化・スポーツ 課長）	1 市内避難所の総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 避難所における食料・物資の総括に関すること。 4 炊き出し計画、食品の給与に関すること。 5 被災文化財の調査保護、応急復旧に関すること。
	生涯学習推進班 （生涯学習推進課 長）	避難所の開設及び管理運営に関すること。
	人権同和・男女共 同参画班 （人権同和・男女 共同参画課長）	1 避難所運営の支援に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。
教育対策部 （教育次長） ※避難所チーム 副リーダー	避難・教育班 （学校教育課長）	1 部内の避難所の総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 被災児童・生徒への学用品の給与等に関すること。 4 学校内の災害対策に関すること。 5 学校給食対策に関すること。 6 炊き出しの支援に関すること。 7 帰宅困難者の対応に関すること。 8 学校教育の再開に関すること。
	子ども班 （子ども課長）	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。
	人権同和教育班 （人権同和教育課 長）	1 避難所運営の支援に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。
産業対策部 （産業振興部長）	農林班 （農林課長）	1 救援物資等の受入れ、配分及び管理に関すること。 2 救援物資の輸送に関すること。 3 農林水産業の被害調査及び復旧に関すること。 4 農林水産業の被災証明書の発行に関すること。
	産業連携開発班 （産業連携開発課 長）	1 救援物資等の受入れ、配分及び管理に関すること。 2 救援物資の輸送に関すること。 3 製造業等の被害調査及び復旧に関すること。
	商業観光班 （商業観光課長）	1 救援物資等の受入れ、配分及び管理に関すること。 2 救援物資の輸送に関すること。 3 商業観光業等の被害調査及び復旧に関すること。 4 入浴施設との連絡調整に関すること。
	農業委員会班 （農業委員会事務 局長）	1 救援物資等の受入れ、配分及び管理に関すること。 2 救援物資の輸送に関すること。

部（室） （部長等）	班、担当 （班長）	分掌事務
まちづくり対策部 （まちづくり部長） ※ライフライン チームリーダー	道路河川班 （道路河川課長）	1 緊急輸送路等の確保に関する事 2 土木施設等の被害調査に関する事 3 土木施設等の応急復旧に関する事 4 排水機場に関する事
	まちづくり対策班 （まちづくり課長）	1 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事 2 被災宅地の応急危険度判定の実施に関する事 3 市有建築物等の被害調査に関する事 4 市有建築物等の応急復旧に関する事 5 応急仮設住宅の建設に関する事 6 応急仮設住宅の入居に関する事 7 歴史的建物の保存対策に関する事
	公園事務所班 （公園事務所長）	1 動物園の応急対策に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事
水道対策部 （水道局長） ※ライフライン チーム副リーダー	庶務班 （営業課長）	1 給水についての広報活動及び飲料水の供給に関する事 2 応急資機材の調達及び確保に関する事
	施設班 （上下水道課長）	1 上下水道施設の被害調査に関する事 2 上下水道施設の応急復旧に関する事
消防部 （消防長）	総務班 （総務課長） 予防班 （予防課長） 警防班 （警防課長）	1 災害の警戒及び防ぎよに関する事 2 水火災の防ぎよに関する事 3 救助、行方不明者捜索に関する事 4 避難誘導に関する事 5 危険物施設等の応急対策に関する事 6 消防団との連絡調整に関する事
会計部 （会計管理者）	会計班 （会計課長）	災害対策経費の出納に関する事

3 災害対策本部運営の留意事項

(1) 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにもかかわらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入する等、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

災害対応は、特定の人たちだけがするものではなく、職員のだれもが協力して分業する。

(2) 職員の健康管理

応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事する等、職員の心身両面の負担が大きい場合、「保健衛生班」は、「総務班」と連携し、職員の健康管理に努める。

(3) 災害対応要員の交代制

災害発生当初、救出活動の期間は連続した活動が必要となる。また、大規模災害では応急対策活動が長期化することから、各対策部長は人は交代するが、役割は引き継がれる体制を整備する。

2-7 防災関係機関

1 指定地方行政機関及びその他現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108	233-2108
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町	234-5123
信越総合通信局	長野市旭町	234-9963
長野地方気象台	長野市箱清水一丁目8-18	232-2738
気象庁地震観測所	長野市松代町西条3511	278-2235
国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所	長野市鶴賀峰村74	227-7611
〃 長野出張所	長野市松岡二丁目1番26号	221-4882
〃 中野出張所	中野市大字西条字吉原562	(0269)22-2729
関東農政局長野県拠点	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎2階	233-2500
中野労働基準監督署	中野市中央1-2-21	(0269)22-2105
須坂公共職業安定所	須坂市墨坂二丁目2-17	248-8609
長野県庁	長野市大字南長野字幅下692-2	232-0111
長野地域振興局	長野市大字南長野南県町686-1	233-5151
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1	223-2131
須坂建設事務所	須坂市大字須坂字中縄手1699-11	245-1670
須坂警察署	須坂市大字須坂1725-1	246-0110

2 指定公共機関及びその他出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話
東日本電信電話(株)(NTT東日本)長野 支店災害対策室	長野市新田町1137-5	225-4389
須坂郵便局	須坂市大字須坂1272-10	245-0480
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	226-2073
中部電力パワーグリッド(株)長野営業 所 お客さまセンター	長野市柳町18番地	232-9091
日本通運(株)長野支店	須坂市井上1700-1	242-5500
日本銀行須坂代理店	八十二銀行須坂支店内	245-1082

3 指定地方公共機関及びその出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話
長野電鉄(株)須坂駅	須坂市馬場町1288-2	245-0317
(公社)長野県トラック協会	須坂市北横町1644 (北信陸送(株)内)	245-0325
北信地区輸送協議会		
長野都市ガス(株)	須坂市須坂北横町1663-1	245-1851

4 その他

機 関 名	所 在 地	電 話
(一社)須高医師会	須坂市立町1391	245-1979
ながの農業協同組合	須坂市立町1253-5	245-1300
須坂商工会議所	須坂市立町1278-1	245-0031
須坂市交通安全協会	須坂警察署内	246-0110
須坂市赤十字奉仕団	須坂市社会福祉協議会内	245-1619

5 報道関係

機 関 名	所 在 地	電 話
放送局 NHK長野放送局	長野市稲葉上千田沖210-2	291-5200
〃 S B C	長野市問御所町1200	237-0500
〃 N B S	長野市岡田131-7	227-3000
〃 T S B	長野市若里1-1-1	227-5511
〃 A B N	長野市栗田989-1	223-1000
〃 G o o l i g h t	須坂市北横町1295-1	246-1222
〃 FMぜんこうじ	長野市新田町1485-1	225-8800
長野県大規模災害ラジオ放送協議会	長野市問御所町1200 (信越放送(株)内)	237-0552
新聞社 信濃毎日新聞須坂支局	須坂市馬場町1229-3	245-0120
〃 須坂新聞	須坂市南横町1591-8	245-5320

3 災害直前対策関係

3-1 警報等の種類及び発表基準

(1) 特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 （参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（長野） （令和5年11月1日現在） 50年に一度の積雪深：66cm 既往最深積雪深：80cm）

(2) 警報・注意報発表基準

（令和6年5月23日現在）
発表官署 長野地方気象台）

須坂市	府県予報区		長野県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		長野地域	
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	11
		土砂災害	土壌雨量指数基準	105
	洪水		流域雨量指数基準	松川流域=17.3、八木沢川流域=8.5、鮎川流域=20.1、百々川流域=15.3、仙仁川流域=7.4
			複合基準※1	千曲川流域＝（7、85）
			指定河川洪水予報による基準	千曲川〔杭瀬下・立ヶ花〕
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm

注意報	大雨	表面雨量指数基準	5
		土壌雨量指数基準	79
	洪水	流域雨量指数基準	松川流域=13.8、八木沢川流域=6.8、鮎川流域=16、百々川流域=12.2、仙仁川流域=5.9
		複合基準※ ¹	八木沢川流域= (5、5.4)、千曲川流域= (5、73.5)
		指定河川洪水予報による基準	千曲川 [立ヶ花]
	強風	平均風速	13m/ s
	風雪	平均風速	13m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※ ²	
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/ s 以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

※2 湿度は長野地方気象台の値。

(3) 水防法に基づくもの

ア 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概 要
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

ウ 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

(4) 消防法に基づくもの

ア 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 気 象 通 報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 平均風速13メートル以上の風が吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)

イ 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項アの発表基準に準じる。

(5) その他の情報

ア 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
------------	---

イ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

ウ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときは、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

オ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

3-2 警報等の発表機関

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
千曲川・犀川 洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所 } 共同	国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という。）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 } 共同	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という。）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という。）
	関係建設事務所	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 } 共同	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報	気象庁	全国
関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方
長野県気象情報	長野地方気象台	長野県

4 情報収集・連絡関係

4-1 同報系防災行政無線屋外拡声子局設置場所一覧表

番号	地区名	識別信号	所在地
1	須坂	市役所（親局）	本庁舎屋上
2	須坂	馬場	六角堂
3	須坂	南横	南横町公会堂
4	須坂	横町	須坂市水道局管理地
5	須坂	新町	新町公会堂
6	須坂	常盤中	常盤中学校
7	須坂	穀町	消防団第1分団1部機械器具置場
8	須坂	上町	上町公会堂
9	南部	森上小	森上小学校
10	南部	境沢	境沢町公会堂
11	南部	八幡	八幡町公会堂
12	南部	屋部	屋部町公会堂
13	南部	小山小	小山小学校
14	南部	小山	小山町公会堂
15	南部	坂田	坂田町公会堂
16	南部	南原	創造の家
17	日滝	相森1	相森町公会堂
18	日滝	相森2	相森公園（地蔵原）
19	日滝	本郷1	転作促進研修施設
20	日滝	本郷2	本郷町公会堂
21	日滝	日滝原産業団地	日滝原産業団地
22	日滝	日滝小	日滝小学校
23	日滝	大谷	大谷町研修センター
24	日滝	高橋	高橋町公会堂
25	日滝	相森中	相森中学校
26	旭ヶ丘	松川	松川町公会堂
27	旭ヶ丘	光ヶ丘	光ヶ丘ニュータウン集会場
28	旭ヶ丘	北旭ヶ丘1	旭ヶ丘ふれあいプラザ
29	旭ヶ丘	北旭ヶ丘2	旭ヶ丘東団地公園（南）

番号	地区名	識別信号	所在地
30	旭ヶ丘	旭ヶ丘	旭ヶ丘町公会堂
31	豊洲	北相之島	北相之島町旧公会堂広場
32	豊洲	北相之島北	北相之島県住
33	豊洲	豊島	豊島児童公園
34	豊洲	新田1	新田配水池
35	豊洲	新田2	消防団第5分団2部機械器具置場
36	豊洲	相之島	相之島公会堂
37	豊洲	小島	小島町公会堂
38	豊洲	小河原	小河原町公会堂
39	豊洲	高畑	高畑町公会堂
40	豊洲	南小河原	南小河原町公会堂
41	日野	八重森	八重森町公会堂
42	日野	沼目	沼目町公会堂
43	日野	田の神	田の神町公会堂
44	日野	村山1	村山水防倉庫
45	日野	村山2	村山町公会堂
46	日野	高梨1	高梨団地公園
47	日野	高梨2	消防団第6分団1部機械器具置場
48	日野	塩川1	長者公園
49	日野	塩川2	塩川町公会堂
50	日野	塩川3	日野地域公民館
51	井上	米持1	米持町公会堂
52	井上	米持2	旧米持児童遊園
53	井上	九反田	九反田町公会堂
54	井上	中島	中島町公会堂
55	井上	福島	福島町公会堂
56	井上	幸高	幸高町公会堂
57	井上	井上1	旧井上保育園
58	井上	井上2	井上町公会堂
59	井上	井上3	井上十九ヶ塙
60	井上	井上4	井上町土栗
61	井上	二睦	技術情報センター駐車場
62	高甫	望岳台	望岳台公会堂

番号	地区名	識別信号	所 在 地
63	高 甫	野 辺	野辺町公会堂
64	高 甫	下 八	下八町公会堂
65	高 甫	上八 1	高甫地域公民館
66	高 甫	上八 2	上八町公会堂
67	高 甫	村 石	村石町公会堂
68	高 甫	明 徳	明徳町公会堂
69	仁 礼	東 中	東中学校
70	仁 礼	夏 端	夏端町公会堂
71	仁 礼	亀倉 1	亀倉町公会堂
72	仁 礼	亀倉 2	湯っ蔵んど
73	仁 礼	米子1	塩野配水池
74	仁 礼	米子 2	米子町公会堂
75	仁 礼	米子 3	消防団10分団 2 部機械器具置場
76	仁 礼	仁礼 1	消防団第 9 分団 3 部機械器具置場
77	仁 礼	仁礼 2	仁礼児童クラブ
78	仁 礼	仁礼 3	仁礼会館
79	仁 礼	仁礼 4	西原減圧槽
80	仁 礼	仁礼 5	仙仁公会堂
81	豊 丘	大日向	大日向町公会堂
82	豊 丘	塩野 1	工業団地集会所
83	豊 丘	塩野 2	塩野町公会堂
84	豊 丘	豊丘 1	豊里団地集会所
85	豊 丘	豊丘 2	豊中団地公会堂
86	豊 丘	豊丘上 1	豊丘地域公民館
87	豊 丘	豊丘上 2	中灰野農業生活改善施設
88	豊 丘	豊丘上 3	上原公会堂
89	峰の原	峰の原高原 1	峰の原（守谷地区）
90	峰の原	峰の原高原 2	峰の原（水道施設西）
91	峰の原	峰の原高原 3	峰の原（スキー場入り口）
92	峰の原	峰の原高原 4	こもればいホール

4-2 同報系防災行政無線戸別受信機設置場所一覧表

番号	施設名	番号	施設名
1	市長	33	上高井保育園
2	須坂小学校	34	豊洲保育園
3	須坂支援学校	35	みつばち保育園
4	小山小学校	36	やすらぎ保育園
5	森上小学校	37	さかた山 風の子保育園
6	日滝小学校	38	マリアこども園
7	豊洲小学校	39	(旧豊幼稚園)
8	日野小学校	40	須坂双葉幼稚園
9	井上小学校	41	泉園幼稚園
10	高甫小学校	42	須坂市民体育館
11	旭ヶ丘小学校	43	須坂北部体育館
12	仁礼小学校	44	南部地域公民館
13	豊丘小学校	45	須坂市生涯学習センター
14	常盤中学校	46	日野地域公民館
15	相森中学校	47	井上地域公民館
16	墨坂中学校	48	豊洲地域公民館
17	東中学校	49	日滝地域公民館
18	須坂高等学校	50	高甫地域公民館
19	須坂東高等学校	51	豊丘地域公民館
20	長野養護学校すざか分教室	52	旭ヶ丘ふれあいプラザ
21	須坂創成高等学校	53	仁礼コミュニティセンター
22	須坂看護専門学校	54	シルキープラザ(商業観光課)
23	須坂東部保育園	55	臥竜公園管理事務所
24	須坂保育園	56	メセナホール
25	日野保育園	57	創造の家
26	高甫保育園	58	清掃センター
27	井上保育園	59	イオン須坂店
28	北旭ヶ丘保育園	60	Aコープすこう店
29	須坂千曲保育園	61	ラ・ムー須坂長野東インター店
30	豊丘保育園	62	デリシア井上店
31	仁礼保育園	63	デリシア須坂西店
32	相之島保育園	64	綿半ホームエイド須坂店

番号	施設名	番号	施設名
65	ツルヤ須坂西店	97	須高シルバー人材センター
66	Goolight	98	ディサービスセンターぬくもり園
67	須坂駅	99	ディサービスセンターことぶき
68	須坂警察署	100	ふれあい健康センター湯っ蔵んど
69	須坂建設事務所	101	ディサービスセンターすえひろ
70	須坂市社会福祉協議会	102	養護老人ホーム寿楽園
71	ワークスペース夢工房	103	須坂やすらぎの園
72	ひだまり作業所	104	小規模多機能施設 日滝の家
73	夢ハイツ あい・ゆう	105	ピアハウス新町
74	夢工房福祉会	106	グリーンアルム 福祉会
75	ぶどうの家	107	老人福祉センター永楽荘
76	ぴあハウス北須坂	108	特別養護老人ホーム須坂荘
77	グループホームしばみや荘	109	小規模多機能ホーム悠々オアシス
78	さくらの杜 育豊	110	ケアネットデイサービスセンター
79	ケアホームほたる 八町の家	111	ケアネットグループホームすざか
80	ケアホームほたる 古屋の家	112	宅幼老所 わくさんの家
81	ケアホーム みのりの家	113	デイサービスセンターがりゅうの里
82	須坂技術学園	114	宅老所 たつまち
83	須坂悠生寮	115	宅幼老所 なずな豊丘
84	南原の家	116	NPO法人きららベーカリーにじ
85	タウン金箱	117	人権交流センター
86	C o C o ホーム蔵町	118	宅老所 さかたの家
87	ワークハウスわらしべ	119	宅老所 赤とんぼ
88	障がい者サポートクラブ夢	120	モニター (宿直室)
89	ピアステーションきらら	121	宅老所 たのし家
90	グループホーム 望岳ホーム	122	パウル会ナーシングホーム須坂
91	もえぎ舎	123	住宅型有料老人ホーム愛光苑すざか
92	ワークハウス太陽 だいち	124	長野県立信州医療センター
93	消防本部	125	轟グループホーム
94	居宅介護支援事業所 豊洲	126	轟病院
95	のっこいヘルパーステーション	127	穀町区長
96	須坂図書館	128	上町区長

番号	施 設 名	番号	施 設 名
129	本上町区長	161	北相之島町区長
130	上中町区長	162	豊島町区長
131	中町区長	163	旭ヶ丘町区長
132	春木町区長	164	北旭ヶ丘町区長
133	太子町区長	165	松川町区長
134	新町区長	166	光ヶ丘ニュータウン
135	常盤町区長	167	八重森町区長
136	横町区長	168	沼目町区長
137	東横町区長	169	塩川町区長
138	南横町区長	170	高梨町区長
139	北横町区長	171	五閑町区長
140	立町区長	172	村山町区長
141	馬場町区長	173	田の神町区長
142	西町区長	174	井上町区長
143	須坂ハイランド町区長	175	福島町区長
144	坂田町区長	176	中島町区長
145	南原町区長	177	九反田町区長
146	北原町区長	178	幸高町区長
147	小山町区長	179	米持町区長
148	屋部町	180	二睦町区長
149	八幡町区長	181	上八町区長
150	境沢町区長	182	下八町区長
151	相森町区長	183	野辺町区長
152	高橋町区長	184	村石町区長
153	大谷町区長	185	明德町区長
154	本郷町区長	186	望岳台区長
155	高畑町区長	187	仁礼町区長
156	南小河原町区長	188	亀倉町区長
157	小河原町区長	189	夏端町区長
158	新田町区長	190	米子町区長
159	小島町区長	191	塩野町区長
160	相之島町区長	192	峰の原高原町区長

[illegible]

4-3 デジタル移動系呼出名称・設置場所

平成29年度配備

	免許申請用呼出名称	無線機液晶表示 (7文字)	種別	設置場所	住所
1	ぼうさいすざか	須坂基地	市役所基地	市役所総務課	須坂市大字須坂 1528-1
2	ぼうさいすざか1	防災須坂1	携帯型1	市長	須坂市大字須坂 1528-1
3	ぼうさいすざか2	防災須坂2	携帯型2	副市長	須坂市大字須坂 1528-1
4	ぼうさいすざか3	防災須坂3	携帯型3	教育長	須坂市大字須坂 1528-1
5	ぼうさいすざか4	防災須坂4	携帯型4	本部室(総務部総務課)	須坂市大字須坂 1528-1
6	ぼうさいすざか5	防災須坂5	携帯型5	本部室(総務部総務課)	須坂市大字須坂 1528-1
7	ぼうさいすざか6	防災須坂6	携帯型6	道路河川班(まちづくり推進部道路河川課)	須坂市大字須坂 1528-1
8	ぼうさいすざか7	防災須坂7	携帯型7	道路河川班(まちづくり推進部道路河川課)	須坂市大字須坂 1528-1
9	ぼうさいすざか8	防災須坂8	携帯型8	道路河川班(まちづくり推進部道路河川課)	須坂市大字須坂 1528-1
10	ぼうさいすざか9	防災須坂9	車載型	総務課車両	須坂市大字須坂 1528-1
11	ぼうさいすざか101	防災須坂101	携帯型9	総務部長	須坂市大字須坂 1528-1
12	ぼうさいすざか102	防災須坂102	携帯型10	健康福祉部長	須坂市大字須坂 1528-1
13	ぼうさいすざか103	防災須坂103	携帯型11	市民環境部長	須坂市大字須坂 1528-1
14	ぼうさいすざか104	防災須坂104	携帯型12	社会共創部長	須坂市大字須坂 1528-1
15	ぼうさいすざか105	防災須坂105	携帯型13	産業振興部長	須坂市大字須坂 1528-1
16	ぼうさいすざか106	防災須坂106	携帯型14	まちづくり推進部長	須坂市大字須坂 1528-1
17	ぼうさいすざか107	防災須坂107	携帯型15	教育次長	須坂市大字須坂 1528-1
18	ぼうさいすざか108	防災須坂108	携帯型16	消防長	須坂市大字小山 1306
19	ぼうさいすざか109	防災須坂109	携帯型17	水道局長	須坂市大字須坂 1528-1
20	ぼうさいすざか110	防災須坂110	携帯型18	会計管理者	須坂市大字須坂 1528-1

	免許申請用呼出名称	無線機液晶表示 (7文字)	種別	設置場所	住所
21	ぼうさいすざか111	防災須坂111	携帯型19	議会事務局長	須坂市大字須坂 1528-1
22	ぼうさいすざか201	防災須坂201	携帯型20	総務課長	須坂市大字須坂 1528-1
23	ぼうさいすざか202	防災須坂202	携帯型21	政策推進課長	須坂市大字須坂 1528-1
24	ぼうさいすざか203	防災須坂203	携帯型22	財政課長	須坂市大字須坂 1528-1
25	ぼうさいすざか204	防災須坂204	携帯型23	税務課長	須坂市大字須坂 1528-1
26	ぼうさいすざか205	防災須坂205	携帯型24	選管監査事務局長	須坂市大字須坂 1528-1
27	ぼうさいすざか206	防災須坂206	携帯型25	福祉課長	須坂市大字須坂 1528-1
28	ぼうさいすざか207	防災須坂207	携帯型26	高齢者福祉課長	須坂市大字須坂 1528-1
29	ぼうさいすざか208	防災須坂208	携帯型27	健康づくり課長	須坂市大字須坂 1528-1
30	ぼうさいすざか209	防災須坂209	携帯型28	市民課長	須坂市大字須坂 1528-1
31	ぼうさいすざか210	防災須坂210	携帯型29	文化スポーツ課長	須坂市大字須坂 1528-1
32	ぼうさいすざか211	防災須坂211	携帯型30	人権同和・男女共同参 画課長	須坂市大字須坂 1528-1
33	ぼうさいすざか212	防災須坂212	携帯型31	医療保険課長	須坂市大字須坂 1528-1
34	ぼうさいすざか213	防災須坂213	携帯型32	生活環境課長	須坂市大字須坂 1528-1
35	ぼうさいすざか214	防災須坂214	携帯型33	農林課長	須坂市大字須坂 1528-1
36	ぼうさいすざか215	防災須坂215	携帯型34	産業連携開発課長	須坂市大字須坂 1295-1
37	ぼうさいすざか216	防災須坂216	携帯型35	商業観光課長	須坂市大字須坂 1295-1
38	ぼうさいすざか217	防災須坂217	携帯型36	農業委員会事務局長	須坂市大字須坂 1528-1
39	ぼうさいすざか218	防災須坂218	携帯型37	道路河川課長	須坂市大字須坂 1528-1
40	ぼうさいすざか219	防災須坂219	携帯型38	まちづくり課長	須坂市大字須坂 1528-1
41	ぼうさいすざか220	防災須坂220	携帯型39	学校教育課長	須坂市大字須坂 1528-1
42	ぼうさいすざか221	防災須坂221	携帯型40	子ども課長	須坂市大字須坂 1528-1

	免許申請用呼出名称	無線機液晶表示 (7文字)	種別	設置場所	住所
43	ぼうさいすざか222	防災須坂222	携帯型41	消防本部総務課長	須坂市大字小山 1306
44	ぼうさいすざか223	防災須坂223	携帯型42	消防本部予防課長	須坂市大字小山 1306
45	ぼうさいすざか224	防災須坂224	携帯型43	消防本部警防課長	須坂市大字小山 1306
46	ぼうさいすざか225	防災須坂225	携帯型44	学校給食センター	須坂市大字栃倉 413-1
47	ぼうさいすざか226	防災須坂226	携帯型45	上下水道課長	須坂市大字須坂 1528-1
48	ぼうさいすざか227	防災須坂227	携帯型46	議会事務局次長	須坂市大字須坂 1528-1
49	ぼうさいすざか228	防災須坂228	携帯型47	清掃センター所長	須坂市大字米子 1218-4
50	ぼうさいすざか229	防災須坂229	携帯型48	臥竜公園管理事務所長	須坂市臥竜2-4- 8
51	ぼうさいすざか301	防災須坂301	携帯型49	須坂小学校	須坂市大字須坂 780
52	ぼうさいすざか302	防災須坂302	携帯型50	小山小学校	須坂市臥竜1-3- 1
53	ぼうさいすざか303	防災須坂303	携帯型51	森上小学校	須坂市墨坂3-1- 1
54	ぼうさいすざか304	防災須坂304	携帯型52	日滝小学校	須坂市大字日滝 1648
55	ぼうさいすざか305	防災須坂305	携帯型53	豊洲小学校	須坂市大字小島 473
56	ぼうさいすざか306	防災須坂306	携帯型54	日野小学校	須坂市大字塩川 151
57	ぼうさいすざか307	防災須坂307	携帯型55	井上小学校	須坂市大字幸高 292
58	ぼうさいすざか308	防災須坂308	携帯型56	高甫小学校	須坂市大字八町 1916
59	ぼうさいすざか309	防災須坂309	携帯型57	旭ヶ丘小学校	須坂市旭ヶ丘12 -2
60	ぼうさいすざか310	防災須坂310	携帯型58	仁礼小学校	須坂市大字仁礼 96-2
61	ぼうさいすざか311	防災須坂311	携帯型59	豊丘小学校	須坂市大字豊丘 1070
62	ぼうさいすざか312	防災須坂312	携帯型60	常盤中学校	須坂市大字日滝 61
63	ぼうさいすざか313	防災須坂313	携帯型61	相森中学校	須坂市大字日滝 2082

	免許申請用呼出名称	無線機液晶表示 (7文字)	種別	設置場所	住所
64	ぼうさいすざか314	防災須坂314	携帯型62	墨坂中学校	須坂市墨坂南2-19-1
65	ぼうさいすざか315	防災須坂315	携帯型63	東中学校	須坂市大字亀倉6-6
66	ぼうさいすざか401	防災須坂401	携帯型64	須坂東部保育園	須坂市大字日滝1185-1
67	ぼうさいすざか402	防災須坂402	携帯型65	須坂保育園	須坂市大字小山1274
68	ぼうさいすざか403	防災須坂403	携帯型66	日野保育園	須坂市大字塩川188-9
69	ぼうさいすざか404	防災須坂404	携帯型67	高甫保育園	須坂市野辺1097-1
70	ぼうさいすざか405	防災須坂405	携帯型68	井上保育園	須坂市大字幸高286-1
71	ぼうさいすざか406	防災須坂406	携帯型69	北旭ヶ丘保育園	須坂市大字小河原3133-1
72	ぼうさいすざか407	防災須坂407	携帯型70	須坂千曲保育園	須坂市大字中島250-1
73	ぼうさいすざか408	防災須坂408	携帯型71	豊丘保育園	須坂市大字豊丘1066
74	ぼうさいすざか409	防災須坂409	携帯型72	仁礼保育園	須坂市大字仁礼7-13
75	ぼうさいすざか410	防災須坂410	携帯型73	相之島保育園	須坂市大字相之島391-1
76	ぼうさいすざか501	防災須坂501	携帯型74	生涯学習センター	須坂市大字須坂747
77	ぼうさいすざか502	防災須坂502	携帯型75	仁礼コミュニティセンター	須坂市大字仁礼7-16
78	ぼうさいすざか503	防災須坂503	携帯型76	井上地域公民館	須坂市大字幸高274-3
79	ぼうさいすざか504	防災須坂504	携帯型77	南部地域公民館	須坂市臥竜2-4-2
80	ぼうさいすざか505	防災須坂505	携帯型78	豊洲地域公民館	須坂市大字小島402-1
81	ぼうさいすざか506	防災須坂506	携帯型79	日滝地域公民館	須坂市大字日滝897-4
82	ぼうさいすざか507	防災須坂507	携帯型80	高甫地域公民館	須坂市大字八町1918
83	ぼうさいすざか508	防災須坂508	携帯型81	豊丘地域公民館	須坂市大字豊丘1074-1
84	ぼうさいすざか509	防災須坂509	携帯型82	日野地域公民館	須坂市大字塩川168-1
85	ぼうさいすざか510	防災須坂510	携帯型83	旭ヶ丘ふれあいプラザ	須坂市旭ヶ丘7-55

4-4 市内主要無線局

設 置 所	所在地	電話番号	備 考
須坂警察署	馬場町	(代) 246-0110	緊急 110
須坂建設事務所	馬場町	(代) 245-1670	
須坂市消防本部	屋部町	(代) 245-0119	緊急 119
長電タクシー(株)須坂営業所	馬場町	(代) 245-0351	
北信タクシー(株)	本上町	(代) 245-5353	
須坂市防災行政無線	東横町	(代) 245-1400	
須坂市水道局	塩野町	(代) 245-1402	
長野県防災行政無線	無線電話 (代) 641-79 〃 (代) 644-8-101 〃 (代) 245-2103 〃 (代) 245-8724 〃 (代) 248-17 〃 (代) 245-8772 〃 (代) 248-8771		
市役所			
消防本部			
長野地域振興局			
長野保健福祉事務所			
須坂建設事務所			
長野都市ガス(株)須坂支社			
長野県立信州医療センター			

4-5 市内アマチュア無線局

須坂アマチュア無線クラブの会員

(平成30. 4. 1 現在)

局 名	従 事 者	町 名	備 考
J A 0 I F H	杵 渕 恭 宏	北相之島町	
J H 0 M J Y	山 崎 宝 久	八 幡 町	
J R 0 U N B	高 橋 渉	塩 川 町	
J A 0 A N O	川 上 重 房	南 横 町	
J A 0 C I G	新 貝 和 雄	相 森 町	
J A 0 N T X	宮 本 尚 樹	春 木 町	
J A 0 W D U	山 崎 俊 一	塩 川 町	
J F 0 J Y R	◎ 高 橋 哲 也	春 木 町	
J F 0 M A K	小 林 秀 樹	望 岳 台	
J G 0 S X C	嘉 部 満	小 山 町	
J H 0 J L M	滝 沢 肇	八 幡 町	
J H 0 K C I	宮 沢 富士男	夏 端 町	
J H 0 M X Q	永 田 善 久	小 山 町	
J I 0 N Y C	神 田 博 幸	九 反 田 町	
J R 0 F G O	河 内 昭 平	明 徳 町	
J R 0 Q D F	本 藤 浩 史	村 石 町	
J R 0 R H V	山 岸 良 徳	豊 丘 町	

5 広域相互応援関係

5-1-1 災害時の相互応援協定（三浦市）

姉妹都市である須坂市と三浦市は、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類、内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあつせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者を一時収容するための施設の提供又はあつせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、電信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（指揮権）

第3条 この協定に基づき、要請市域内で応援業務に従事する者は、要請市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費の負担は、次の各号に掲

げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した人件費、旅費（日当を含む。）は、応援を要請された市（以下「応援市」という。）が負担する。
 - (2) 派遣された職員の滞在費及び救援物資の調達その他援助に要した経費は、要請市が負担する。
- 2 前項以外の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。
- （災害補償等）

第5条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

（連絡責任者）

第6条 第2条に掲げる要請手続きが確実かつ円滑に実施できるよう、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 須坂市 総務部庶務課長
- (2) 三浦市 総務部行政課長

（資料の交換）

第7条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成7年12月25日

須坂市長 永井 順 裕 印
三浦市長 久野 隆 作 印

5-1-2 災害時の相互応援協定（紫雲寺町）

姉妹都市である須坂市と紫雲寺町は、いずれかの地域において災害が発生した場合に、被災市・町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類、内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者を一時収容するための施設の提供又はあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市・町（以下「要請市・町」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、電信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（指揮権）

第3条 この協定に基づき、要請市・町域内で応援業務に従事する者は、要請市・町の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した人件費、旅費（日当を含

む。）は、応援を要請された市・町（以下「応援市・町」という。）が負担する。

- (2) 派遣された職員の滞在費、災害対策基本法施行令第19条により制定された条例に規定する災害派遣手当及び救援物資の調達その他援助に要した経費は、要請市・町が負担する。

（災害補償等）

第5条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市・町が負うものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市・町への往復途中に生じたものを除き、要請市・町がその賠償の責めを負うものとする。

（連絡責任者）

第6条 第2条に掲げる要請手続きが正確かつ円滑に実施できるよう、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 須坂市 総務部庶務課長
- (2) 紫雲寺町 総務課長

（資料の交換）

第7条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、市・町協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成7年12月2日

須坂市長 永井 順 裕 ㊞
紫雲寺町長 鬼嶋 正 之 ㊞

※ 平成17年5月1日に新発田市と紫雲寺町の合併に伴い、本協定の紫雲寺町を新発田市、紫雲寺町長を新発田市長と読み替える。

H17. 5. 1

5-1-3 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあつせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
 - エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
 - オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
 - カ 火葬場
- (2) 人員の派遣
 - ア 救護及び応急措置に必要な職員
 - イ 消防団員
- (3) その他
 - ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

イ ボランティアのあつせん

ウ 児童・生徒の受け入れ

エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、

ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。
(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別 記)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐 久 市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上 田 市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡 谷 市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上 伊 那	伊 那 市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯 田 市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曽	木 曽 町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松 本 市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大 町 市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村

長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	<u>上伊那</u> 木曾
上伊那	諏訪 <u>飯伊</u>
飯伊	<u>上伊那</u> 木曾
木曾	<u>飯伊</u> 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
 - (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- 2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
 - (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。
所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。
 - (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

- 2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の議会において協議して定める。
- 3 前項のただし書の場合において、ブロック内の

みで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

5-1-4 消防相互応援協定書（吾妻広域町村圏振興整備組合）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、須坂市及び吾妻広域町村圏振興整備組合（以下「協定団体」という。）がそれぞれの消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止し、もって住民の安寧秩序を保持することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、須坂市消防本部管内と吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部管内の隣接県境付近における火災、救急、救助及びその他の災害（以下「災害等」という。）とする。

（相互応援）

第3条 第1条の目的を達成するため、協定団体の長の要請によって、消防隊、救急隊及びその他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ、又は資機材を調達して応援活動させるものとする。

（応援の要請）

第4条 応援を要請する災害地の協定団体の長は、次の事項を明らかにし、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに要請書を提出しなければならない。

- (1) 災害等の概要及び応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する消防隊等並びに資機材の種類及び数
- (3) 活動内容
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他応援の要請に必要な事項

（応援の義務）

第5条 応援の要請を受けた協定団体の長は、特別の理由のない限り、消防隊等を派遣するものとする。

2 要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに要請側に通報するものとする。

（消防隊等の数）

第6条 消防隊等の数は、要請の内容並びに要請を受けた協定団体の消防力及び消防事象の実情に応じて決定するものとする。

（指揮権）

第7条 応援出場した消防隊等は、災害地の協定団体の長の指揮のもとに活動するものとする。

（応援経費等の負担）

第8条 この協定に基づく経費等の負担は、次の各号の定めによるものとする。

(1) 応援側の負担する経費等

ア 応援出場した隊員の旅費及び諸手当

イ 応援出場した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ 応援出場した際に破損した機械器具等の修理に要する経費

エ 消防活動に要する消火剤

オ 前アからエに掲げるもののほか、応援出場に要する経費

(2) 要請側の負担する経費等

ア 消防隊等による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

イ 応援時間が長時間にわたる場合の燃料補給及び給食等に要する経費

2 前項に定める経費の負担について特に必要がある場合は、その都度協議のうえ決定することができる。

（損害補償）

第9条 消防隊等の応援により発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報の交換）

第10条 協定団体は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資機材の保有状況等を相互に交換するものとする。

（委任）

第11条 この協定による相互応援は、協定団体の消防長が実施するものとし、実施のために必要な事項は、協定団体の消防長が協議して決定するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、協定団体の長が協議のうえ決定するものとする。

（効力の発生）

第13条 この協定は、平成15年4月1日から効力を

発生する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名
押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年3月17日

須 坂 市 長
永 井 順 裕 印
吾妻広域町村圏振興整備組合理事長
小 淵 光 平 印

5-1-5 消防相互応援協定書（上田市）

（目的）

第1条 この協定は、火災等の災害発生又は発生のおそれがある場合に、相互の消防力を活用して、その被害を最小限に防止し、もって応援出動区域の民生の安定を図るため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、須坂市（以下「甲」という。）と上田市（以下「乙」という。）との間の、消防団の相互の応援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（応援出動の区域）

第2条 この協定による応援出動の区域は、須坂市峰の原高原及び上田市菅平高原の甲・乙の隣接する区域（以下「応援区域」という。）とする。

（応援の種別）

第3条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための応援
- (2) その他災害防除のための応援

（応援要請の方法）

第4条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれがある市（以下「要請側」という。）の長が、災害の規模に応じて次の事項を明確にし、応援する市（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生場所
- (3) 必要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受入場所
- (5) その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市長は、当該市の災害対応に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の誘導）

第6条 要請側の消防長及び消防団長は、受入場所に誘導員を配置し、応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、要請側の消防長又は消防団長が行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではないものとする。

（費用の負担）

第8条 応援に要した費用は、次の各号により負担

するものとする。

- (1) 応援出動した団員の旅費及び諸手当は応援側の負担とする。
- (2) 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費は応援側の負担とする。
- (3) 応援出動した車両等の燃料費その他経常経費は応援側の負担とする。
- (4) 前3号以外の費用については、原則として要請側の負担とする。

（損害補償）

第9条 応援業務により生じた損害補償については、次の各号のとおりとする。

- (1) 応援側の団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金は応援側の負担とする。
- (2) 応援業務により生じた消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償及び同法第36条の3の規定による損害補償については要請側の負担とする。
- (3) 応援側の出動の際に交通事故が発生した場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）及び自動車損害保険等（以下「任意保険」という。）の範囲内において、応援側の負担とする。ただし、責任保険及び任意保険の範囲を超えるものについては、応援側に故意又は重大な過失があった場合を除き要請側の負担とする。

（連絡会議）

第10条 消防相互応援協定の事務円滑化のため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

（疑義の決定）

第11条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定期間は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の30日以前に甲、乙いずれか相手方に対し協定の継続について異議のない場合は、本協定は更に1年間自動的に継続するものとし、以後もこの例による。

第13条 この協定を証するため、本通2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

須坂市、真田町消防相互応援協定書（平成2年9月26日締結）は、廃止する。

平成18年 9 月 28 日

甲 須坂市長	三 木 正 夫	印
乙 上田市長	母 袋 創 一	印

5-1-6 長野県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生のおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して

行う応援要請

- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるものの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

- (3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- この協定は、平成8年2月14日から施行する。
(長野県広域消防相互応援協定の廃止)
- 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則 (平成12年7月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則 (平成13年7月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則 (平成15年11月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則 (平成18年9月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月8日)

この協定は、平成27年4月8日から効力を生じる。

別表 (第3条関係)

地 域 区 分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

5-1-7 災害時における相互応援に関する協定

須坂市及び塩竈市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、災害が発生した場合において、応援

の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 第4条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援を受ける市に派遣された職員が、派遣中に死亡し、負傷し、罹患した場合又は派遣後にこれらを原因とする障害が残った場合における当該派遣職員又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第8条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、平成24年10月15日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印し、各自その1通を保有する。

平成24年10月15日

長野県須坂市 須坂市長 三 木 正 夫 ㊞
宮城県塩竈市 塩竈市長 佐 藤 昭 ㊞

5-1-8 災害時における相互援助協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、長野県須坂市と岐阜県羽島市が人員、物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及び必要とする資器材等の種類、数量、並びに必要とする人員の数
- (3) 必要とする時間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 須坂市総務部総務課長
- (2) 羽島市市民部防災交通課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年10月31日から平成27年10月30日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印し、各自その1通を保有する。

平成26年10月31日

長野県須坂市長 三 木 正 夫 ㊞

岐阜県羽島市長 松 井 聡 ㊞

5-1-9 災害時における相互応援に関する協定書

長野県須坂市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第1項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供又は斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援期間
 - (7) その他必要な事項
- （応援の実施）

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第5条 応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

2 この協定の締結を機に、平時から、様々な分野での交流を行っていくこととする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月31日

長野県須坂市大字須坂1528番地の1

長野県須坂市

市長 三 木 正 夫

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

神奈川県海老名市

市長 内 野 優

5-1-10 大規模災害時における相互応援に関する協定書

須坂市及び朝来市は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、須坂市及び朝来市（以下「協定市」という。）において地震、風水害その他の大規模災害（住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は、発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 大規模災害時に応援を要請する協定市は、次の事項を明らかにして文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(自主的な応援)

第4条 協定市は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等

を相手方に速やかに連絡するものとする。

(連絡体制)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡体制を定め、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市がその都度協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

2021年2月18日

須坂市長	三 木 正 夫
朝来市長	多 次 勝 昭

5-2-1 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、須坂市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、須坂市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局長及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 1 須坂市内で重大な災害が発生または、発生するおそれがある場合
- 2 須坂市災害対策本部が設置された場合
- 3 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 1 一般被害状況に関する事
- 2 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関する事
- 3 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合または両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じた情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めない事項については、その都度、甲乙丙協議

のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年6月13日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修 ㊟

乙 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

国土交通省

北陸地方整備局長 前 川 秀 和 ㊟

丙 長野県須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

5-2-2 長野県防災行政無線の管理運用に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と須坂市（以下「乙」という。）とは、甲が所有する長野県防災行政無線設備の設置並びに管理及び運営について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し、緊密な連絡を図るため、長野県防災行政無線設備の適切な管理及び運営について定める。

（設備の設置）

第2条 甲は、乙の施設内に防災行政無線（衛星系）（以下「無線局」という。）設備を設置する。

2 無線局設備の内容は、付表-1のとおりとする。

3 乙は、無線局設備の設置場所を無償で提供するものとする。

4 乙は、無線局を無償で利用できるものとする。

（付帯設備）

第3条 乙は、無線局に付帯する設備（以下「付帯設備」という。）を設置できるものとする。

2 付帯設備の内容は、付表-2のとおりとする。

3 乙は、付帯設備の全部又は一部の廃止若しくは増設をしようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

（経費の負担）

第4条 無線局設備の維持管理等の管理運営に要する経費の負担は、次の各号によるものとする。

(1) 甲が負担する経費

ア 甲の都合により、無線局設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

イ 無線局設備の故障復旧に要する経費（乙の責めに帰すべき事由により生じた経費を除く。）

ウ 一般財団法人自治体衛星通信機構に対する費用（分担金）

エ 甲が設置した無停電電源装置及び非常用発電機の蓄電池交換に要する経費

(2) 乙が負担する経費

ア 乙の都合により無線局設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

イ 乙の故意又は重大な過失により生じた損傷の修理に要する経費

ウ 乙が利用する衛星通信サービス利用料

エ 無線局設備の運用に伴う電気料及び燃料費並びに端末機器の紙代及びトナー代

オ その他無線局の管理、運営に要する経費

(3) 甲が負担し、その2分の1（円未満端数は切り捨て）を甲の請求により乙が負担する経費

無線局設備の点検等保守管理に要する経費

(4) 甲、乙協議して負担する経費

落雷等自然現象による重大な故障、耐用年数経過による陳腐化、総務大臣の指示により変更工事を必要とする場合等、根本的改造工事を必要とする場合の当該工事に要する経費

2 付帯設備の設置、維持管理及び廃止に要する経費は、乙が負担するものとする。

（無線局の増設）

第5条 乙が、事務の緊密な連絡を図るため新たに無線局の設置を希望するときは、甲、乙協議のうえ、無線局設備を設けることができるものとする。

2 前項の規定により設置した無線局設備の管理運営等については、甲、乙協議により決定するものとする。

（無線局の廃止）

第6条 無線局を廃止するときは、甲、乙協議のうえ行うものとする。

（協定外の事項）

第7条 この協定について疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

（協定の履行に必要な事項）

第8条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

平成20年3月1日付け「長野県防災行政無線の管理運用に関する協定書」は廃止する。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年3月16日

甲 長野県知事 阿 部 守 一 ㊞

乙 須坂市長 三 木 正 夫 ㊞

(付表-1) 第2条関係

無線局設備 (須坂市)

局種別 衛星系 (V S A T局)

装置 (機器) 名	員 数	備 考
空中線設備 オフセットアンテナ アンテナ鋼管柱	1 基 1 本	1.2mΦ融雪付
衛星系19インチラック	1 架	端局装置、ルータ、L-2SW、 防災交換機、保守用電話機 内蔵 (庁舎交換機接続、 I B N接続)
端末機器 一斉受令用パソコン 複合機 一斉受令表示装置 ホットライン表示機 防災用パソコン 防災電話機	1 台 1 台 2 台 1 台 1 台 2 台	執務室、宿直室等
通信機器 中継端子盤 光メディアコンバータ 端末用 L 2-SW 光成端箱	1 台 — — —	
電源機器 無停電電源装置 耐雷トランス 交流分電盤 非常用発電機	1 台 1 台 1 台 —	汎用 3 k V A 5 k V A (庁舎非常用発電機回線接続)
その他	—	

(付表-2) 第3条関係

付帯設備 (須坂市)

装置 (機器) 名	員 数	備 考
受信機器 デジタル映像受信機 (I R D) J-A L E R T	1 台 1 台	(財) 全国市町村振興協会 H18助成事業装置
端末機器・通信機器・電源機器	—	

5-2-3 長野県広域防災拠点施設に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と須坂市（以下「乙」という。）とは、次のとおり広域防災拠点施設に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、長野県広域受援計画に基づき、乙が設置又は所有する施設を使用して、甲が広域防災拠点となる施設を開設及び運用するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

施設名	所在地
臥竜公園等	須坂市臥竜2丁目4-8

（要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時に、県内の状況を踏まえて、乙に対し必要な広域防災拠点施設の使用を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があった広域防災拠点施設について、要請受諾の可否を決定し、速やかに甲に対して文書により回答する。ただし、緊急を要する場合は、口頭及びファクシミリ等により回答できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（広域防災拠点施設の管理運営）

第4条 甲が開設した広域防災拠点施設の運営は、甲の職員を広域防災拠点施設に派遣し、甲が責任をもって当てるものとする。

2 甲は広域防災拠点施設内の安全確保に万全を期すとともに、広域防災拠点施設及び備品の破損又は亡失が生じないように配慮するものとする。

3 乙は、第3条第1項の規定による要請を受諾した場合、広域防災拠点として機能が果たせるよう施設の開錠など必要な措置を速やかに講じるものとする。

4 乙は、前項で定める措置を行ったのち、甲による広域防災拠点施設の開設及び広域防災拠点施設の運営に可能な限り協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条第1項の規定による要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を使用した期間の使用料は、乙の条例等に基づき甲が負担する。また、甲が広域防災拠点施設を使用した期間の経費（電気料、水道料等）は、甲が負担する。

2 甲は、乙又は広域防災拠点施設を管理運営する指定管理者（以下「指定管理者」という。）から前項の請求があった場合は、その内容を確認のうえ、乙又は指定管理者に対し速やかに支払うものとする。

（原状回復）

第6条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の使用を終えたときは、乙の立会いの下、当該施設の現状確認を行うものとする。

2 甲は、前項の現状確認により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合は、甲の負担により速やかに原状回復を行うものとし、原状回復のための費用の額、方法等は、甲乙が協議して決定するものとする。

（損失の補填）

第7条 甲は、乙若しくは指定管理者又は第三者（当該施設利用者等）に損失を与えた場合は、甲がその費用を負担する。

2 甲の広域防災拠点施設使用に伴う指定管理者の減収相当額（施設管理料相当額、使用料減収相当額）及び新たに必要となる費用（人件費等）が生じた場合は、甲が負担する。

3 甲は、乙若しくは指定管理者又は第三者から第1項及び第2項の費用の請求があった場合は、甲乙若しくは指定管理者又は第三者が協議して、その費用の額、支払方法等を決定するものとする。

（使用の期間）

第8条 広域防災拠点の廃止については、災害応急対応の実施状況等を考慮し、甲乙が協議して決定するものとする。

2 広域防災拠点施設の閉鎖は、甲が広域防災拠点施設の運営及び当該施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

3 甲は、広域防災拠点施設を閉鎖するときは、乙に対して文書により通知するものとする。

（平常時からの連携）

第9条 甲及び乙は、平常時から広域防災拠点施設の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による広域防災拠点施設の現地調査に対して協力するとともに、広域防災拠点施設を活用した訓練の実

施に努めるものとする。

(広域防災拠点施設の変更及び廃止)

第10条 乙は、第2条に規定する広域防災拠点施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止した場合は、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲乙が協議して決定するものとする。

(継続)

第12条 この協定は、甲又は乙のいずれかから書面による協定廃止の申出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年7月1日

甲 長野県
長野市大字南長野字幅下692の2
長野県知事 阿 部 守 一

乙 須坂市
須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫

5-3-1 災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定により、須坂市長（以下「甲」という。）が株式会社ながのコミュニティ放送（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第56条の規定による伝達又は通知若しくは警告が、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、大震法第9条の規定に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行う事を求めることができる。

4 甲が乙に放送を行うことを求めることができる時期は、甲が災害対策本部を設置したとき又はそれに準じた措置を講じた時を目安とする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つものとする。

4 連絡会議には、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成10年10月1日から適用する。

平成10年10月1日

甲 須坂市長 永井順裕 ㊞

乙 株式会社ながのコミュニティ放送

代表取締役 高波謙二 ㊞

5-3-2 災害時における「ケーブルテレビ放送並びにインターネットでの情報伝達」に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と株式会社Goolight（以下「乙」という。）は、災害時における「ケーブルテレビ放送ならびにインターネットでの情報伝達」（以下「市民への情報提供」という。）について次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき甲が乙に「市民への情報提供」を行うことを求める時の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報提供の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に「市民への情報提供」を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し「市民への情報提供」を行うことを求めるときについて準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し「市民への情報提供」を行うことを求めることができる。

（災害情報の提供）

第3条 甲は、災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を乙に速やかに提供するものとする。

（情報伝達及び放送の実施）

第4条 乙は、要請を受けた事項に関し、コミュニティチャンネル等の放送媒体及び、インターネットでの情報発信について自主的に決定し、市民に広く情報発信するものとする。

（災害状況及び住民要望の共有）

第5条 乙は、無人航空機（ドローン）等を活用した災害の状況や被害状況並びに聞き取った市民の要望などを甲と共有する。

（情報通信端末等の提供）

第6条 乙は、避難所に指定されている市内小中学校15校の体育館に放送通信回線と端末機器を設置しており、必要に応じてテレビ視聴の支援を行う。また、乙は、市内に避難所が開設された場合、甲の要請により避難者が無料で利用できる無線LAN（Wi-Fi等）の提供を行う場合がある。

（連絡責任者等）

第7条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

（甲乙相互の連携について）

第8条 甲は、災害対策（警戒）本部が設置された場合、乙に速やかに連絡し本部となる須坂市役所305会議室からの中継に際して便宜を図るものとし、年間を通じ甲乙合同の訓練を定期的実施する。

（費用）

第9条 この協定に基づく「市民への情報提供」は、無償とする。

（雑則）

第10条 この協定に関し定めのない事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2020年9月1日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市

須坂市長 三木正夫 印

乙 須坂市北横町1295-1 シルキービル

株式会社Goolight

代表取締役社長 丸山康照 印

5-4-1 災害時の医療救護活動に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と社団法人 須高医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、須坂市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、医療救護活動を実施するための医療救護計画を予め策定し、これを甲に提出するものとする。また計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 医師会と関係機関の通信連絡計画
- (4) 指揮系統計画
- (5) 医薬品・医療機材等の備蓄計画
- (6) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する場合、必要に応じて乙に対し、医療救護班の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、医療救護計画に基づき直ちに医療救護班を災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（救護所の設置等）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療機関に乙の協力を得て救護所を設置することができる。

（医療救護班の任務）

第5条 医療救護班は、甲が設置した医療機関又は災害現場等の救護所において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者の程度の判定
- (2) 傷病者の搬送の要否、搬送順位の決定及び搬

送先の決定

- (3) 傷病者に対する応急処置
- (4) 死体の確認及び検案
- (5) 救護活動の記録
- (6) その他医療救護活動に関する必要な措置
（医療救護班に対する指揮命令等）

第6条 甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の輸送）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護班の輸送について、必要な措置を行うものとする。

（医薬品等の供給）

第8条 甲は、医療救護班が使用する医薬品・医療機材・救護班の着衣等を保管・補給し、供給するものとする。

2 甲が保管・補給・供給すべき医薬品・医療機材・救護班の着衣等の品目は、別に定めるものとする。

3 甲は、救護所において医療救護班が必要とする給食・給水及び宿舎の手配を行うものとする。

（医療費）

第9条 救護所における傷病者の医療費負担は、無料とする。

2 収容医療機関における傷病者の医療費負担は、原則として傷病者が負担する。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の定めによる費用の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（補償及び損害賠償）

第11条 甲は、乙の指揮下において医療救護班員が医療救護活動に起因して負傷し、疫病にかかり又は死亡した場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年須坂市条例第23号）の規定により、補償をするものとする。

2 第4条の規定による救護所及び救護所となった医療機関並びに救護所から傷病者が転送された医療機関において、医療救護活動により生じた施設

及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な処置を講ずるものとする。

(活動報告)

第14条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、医療救護活動に関し甲に報告を必要とする事項は、速やかに報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第10条に規定する費用及び第11条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(費用等の支払い)

第16条 甲は、前条の規定により乙及び関係医療機関から費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(実施細則)

第17条 この協定に定めるもののほか、この規定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間は、平成8年6月27日から平成9年6月26日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示のないときは、期間満了の翌日から更に1年延長される。以後同様とする。

(その他)

第20条 この協定の締結により、平成4年12月24日に甲乙が締結した「災害時における医療救急協力

に関する協定」は廃止する。

この協定の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有するものとする。

平成8年6月27日

甲 須坂市長 永井順裕 ㊞
乙 (社)須高医師会 会長 西沢一好 ㊞

5-4-2 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と須高歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、須坂市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、災害時における歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害時歯科医療救護計画（以下「歯科医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成計画
- (2) 歯科医療救護班の活動計画
- (3) 歯科医師会と関係機関の通信連絡計画
- (4) 指揮系統計画
- (5) 医薬品、医療機材等の備蓄計画
- (6) その他必要な事項

3 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う場合において乙の協力が必要なときは、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、歯科医療救護班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（救護所の設置等）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に乙の協力を得て救護所を設置することができる。

（歯科医療救護班の任務）

第5条 歯科医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において歯科医療救護活

動を行う。

2 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の歯科医療機関への搬送の要否及び搬送の順位の決定
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置
- (3) 死体の確認及び検案
- (4) 救護活動の記録
- (5) その他、歯科医療救護活動に関する必要な処置

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第6条 甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙の長を通じて行う。

（歯科医療救護班の輸送）

第7条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の補給等）

第8条 甲は、歯科医療救護班が使用する医薬品・医療機材・着衣等を保管・補給し、供給するものとする。

2 甲が保管・補給・供給すべき医薬品・医療機材・救護班の着衣等の品目は別に定めるものとする。

3 甲は、救護所において歯科医療救護班が必要とする給食・給水及び宿舎の手配を行うものとする。

（歯科医療費）

第9条 救護所における傷病者の医療費負担は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費負担は、原則として傷病者が負担する。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成・待機及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の定めによる費用の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（補償及び損害賠償）

第11条 甲は、乙の指揮下において歯科医療救護班員が歯科医療救護活動に起因して負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、須坂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第23号）の規定により、補償をす

るものとする。

2 第4条の規定による救護所及び救護所となった医療機関並びに救護所から傷病者が転送された医療機関において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 歯科医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法、賠償額は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な処置を講ずるものとする。

(活動報告)

第14条 乙は、歯科医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、歯科医療救護活動従事者の氏名及び人数その他歯科医療救援活動の内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、歯科医療救護活動に関し甲に報告を必要とする事項は、速やかに報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第10条に規定する費用及び第11条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(費用等の支払)

第16条 甲は、前条の規定により乙及び関係医療機関から費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(実施細則)

第17条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間は、平成28年2月9日から平成29年2月8日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の

翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月9日

甲 須坂市大字須坂1528番地1
須坂市長 三 木 正 夫
乙 須高歯科医師会
会 長 土 屋 雅 弘

災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成28年2月9日付けで、須坂市(以下「甲」という。)と須高歯科医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(以下「協定書」という。)第17条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

(歯科医療救護活動の報告)

第1条 乙は、協定書第3条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、第14条に基づき歯科医療救護活動終了後、各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護活動実施報告書(様式第1号)」、「歯科医療実施報告書(様式第2号)」及び「医薬品等使用報告書(様式第3号)」により、速やかに甲に報告するものとする。

(事故報告)

第2条 乙は、協定書第11条に規定する歯科医療救援活動従事者の災害が発生したときは、「事故報告書(様式第4号)」により速やかに甲に報告するものとする。

(歯科医療施設等損傷報告書)

第3条 乙は、歯科医療救護活動において医療施設及び設備を損傷したときは、第14条に基づき「歯科医療施設及び設備損傷報告書(様式第5号)」により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償の額)

第4条 協定書第10条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第1項第2号に規定する額は、使

用した医薬品等に係る実費とする。

(費用等の請求)

第5条 協定書第10条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書(様式第6号)」、「医薬品等実費弁償請求書(様式第7号)」及び「歯科医療施設及び設備の損傷に係わる損害補償請求書(様式第8号)」により甲に請求するものとする。

(支払)

第6条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

別 表 (第4条関係)

日 当	災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の例による。
旅 費	須坂市職員等の旅費支給条例(昭和63年条例第4号)の各相当規定を準用する。 この場合において、4級以上の規定を適用する。
時間外勤務手当	須坂市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第27号)第18条の規定を準用する。この場合において、同条例第18条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の1日の勤務時間数で除して得た額とする。

5-4-3 災害時の薬事における医療救護活動に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と北信薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の薬事に関する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、須坂市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う薬事に関する医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、災害時における薬事に関する医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害時医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 薬剤師班の編成計画
- (2) 薬剤師班の活動計画
- (3) 乙の支部と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統計画
- (5) 医薬品、医療機材等の備蓄計画
- (6) その他必要な事項

3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う場合において乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、薬剤師班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（救護所の設置等）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

（薬剤師班の任務）

第5条 薬剤師班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分及び管理

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第6条 医療救護活動の総合整理を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（薬剤師班の輸送）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の補給等）

第8条 甲は、薬剤師班が使用する医薬品等の補給、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

2 医薬品等の備蓄及び供給体制については長野県地域防災計画、長野県災害医療活動指針、長野県薬剤師会災害対策マニュアルに準ずるものとする。

（調剤費）

第9条 医療救護所における調剤費は、無料とする。
（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成・待機及び派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の定める費用の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（補償及び損害賠償）

第11条 甲は、乙の指揮下において薬剤師班員が医療救護活動に起因して負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、須坂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第23号）の規定により、補償をするものとする。

2 第4条の規定による救護所及び救護所となった医療機関並びに救護所から傷病者が転送された医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

（第三者に対する損害賠償）

第12条 医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法、賠償額は甲乙協議のうえ定めるものとする。

（活動報告）

第13条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

る。

2 乙は、医療救護活動に関し甲に報告を必要とする事項は、速やかに報告するものとする。

(費用等の請求)

第14条 乙は、第10条に規定する費用及び第11条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(費用等の支払)

第15条 甲は、前条の規定により乙及び関係機関から費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(実施細則)

第16条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間は、平成28年2月9日から平成29年2月8日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月9日

甲 須坂市大字須坂1528番地1
須坂市長 三 木 正 夫
乙 北信薬剤師会
会 長 土 方 秀 和

災害時の薬事における医療救護活動に関する実施細則

平成28年2月9日付けで、須坂市（以下「甲」という。）と北信薬剤師会（以下「乙」という。）との

[須坂防]

間で締結した災害時の薬事における医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第16条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

(医療救護活動の報告)

第1条 乙は、協定書第3条の規定により薬剤師班を派遣したときは、第13条に基づき医療救護活動終了後、各薬剤師班ごとの「医療救護活動実施報告書(様式第1号)」及び「医薬品等使用報告書(様式第2号)」により、速やかに甲に報告するものとする。

(事故報告)

第2条 乙は、協定書第11条に規定する医療救護活動従事者の災害が発生したときは、「事故報告書(様式第3号)」により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償の額)

第3条 協定書第10条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

(費用等の請求)

第4条 協定書第14条に規定する費用等の請求は、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、「費用弁償請求書(様式第4号)」及び「医薬品等実費弁償請求書(様式第5号)」により甲に請求するものとする。

(支払)

第5条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

別 表 (第3条関係)

日 当	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
旅 費	須坂市職員等の旅費支給条例（昭和63年条例第4号）の各相当規定を準用する。この場合において、4級以上の規定を適用する。
時間外勤務手当	須坂市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第27号）第18条の規定を準用する。この場合において、同条例第18条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の1日の勤務時間数で除して得た額とする。

5-5-1 災害時における須坂市内の郵便局と須坂市の協力に関する協定書

須坂市内の郵便局（以下「甲」という。）と須坂市（以下「乙」という。）とは、須坂市内に発生した地震その他の災害時において、双方が相互に協力し必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項）

第2条 甲の行う協力事項は次のとおりとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある異常な現象を発見した場合の情報提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に乙から要請のあった事項

2 乙の行う協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、須坂市内に災害が発生し、相互に協力が必要と認めたときに、前条の協力事項について要請できるものとする。

2 甲及び乙は、前条の要請を受けたときは、その重要性に鑑みそれぞれ行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力するように努めなければならない。

（平常の取組）

第4条 甲及び乙は、それぞれの防災計画の状況、連絡体制の整備及びこの協定の円滑な実施のため、

情報提供や協議を行うものとする。

2 甲は、乙等が行う防災訓練に参加することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては須坂郵便局総務課長、乙においては、須坂市総務部庶務課長とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙の両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲及び乙の両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年7月11日

須坂市内郵便局代表

須坂郵便局長 安孫子 俊 一 ㊟

須坂市長 永 井 順 裕 ㊟

5-5-2 災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と長野県理容生活衛生同業組合須高支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、須坂市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するためにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する理容店の従業員（以下「ボランティア」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容

サービス業務の提供要請書（第1号様式）により申請するものとする。

3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が業務の提供をするために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

（資料提供及び組合員名簿の提出）

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿（所在、氏名及び連絡先が記載されたもの）を甲に提出するものとする。

（協定期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日から3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年10月11日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 須坂市新田町2469-9

長野県理容生活衛生同業組合須高支部

支部長 佐 藤 敏 政 ㊟

5-5-3 災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と長野県美容業生活衛生同業組合須高支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、須坂市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するためにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条に定める業務とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、美容師法（昭和32年法律第163号）に定める美容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する美容店の従業員（以下「ボランティア」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により美容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、美容

サービス業務の提供要請書（第1号様式）により申請するものとする。

3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、美容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が業務の提供をするために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

（資料提供及び組合員名簿の提出）

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿（所在、氏名及び連絡先が記載されたもの）を甲に提出するものとする。

（協定期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日から3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年10月11日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 須坂市本上町100

長野県美容業生活衛生同業組合須高支部

支部長 北 澤 礼 子 ㊟

5-5-4 災害避難施設等に関する支援協定

須坂市（以下「甲」という。）と菅平峰の原グリーン開発株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における避難施設等として使用することについて次のとおり協定を締結する。

（協定の業務）

第1条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な建物、駐車場及び敷地等の提供に関すること。
- (2) 被災者の避難収容のための施設の提供に関すること。
- (3) 通信施設の提供に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項。

2 前項の協定業務については、基本的に施設の提供に限定することとし、特別な費用等が必要な場合は甲の負担とする。

（要請）

第2条 甲は、須坂市に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策のため、乙に対し、第1条の協定業務について、要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条に掲げる甲からの要請は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、事前に電話等口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 支援の内容
- (3) 支援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第5条 避難場所としての使用期間については無償とする。

（期間）

第6条 第2条に基づき要請された支援期間については、双方協議の上決定することとする。

（協議）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定書は、協定締結した日から平成21年3月31日までとする。ただし有効期間満了日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から換算して、1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月19日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 須坂市峰の原町3153

菅平峰の原グリーン開発株式会社

代表取締役 坂 本 誠 治 ㊟

5-5-5 洪水発生時における屋上施設等の使用に関する応援協定

須坂市（以下「甲」という。）と株式会社綿半ホームエイド須坂店（以下「乙」という。）とは、洪水発生時に一時的避難場所として屋上施設の使用及び災害時における救援物資等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力）

第1条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

- (1) 一時的避難場所として、乙が所有する屋上施設（駐車場）の提供に関すること。
- (2) 救援物資として、乙が保有する物資の供給及び駐車場の提供に関すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる甲からの要請は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうちから、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表「災害時における救援物資一覧表」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における防災活動の円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業等の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものである。

- (1) 甲及び乙が、(株)綿半ホームエイド須坂店で共同実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲において総務部総務課長、乙においては(株)綿半ホームエイド須坂店店長とする。

（協議）

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書は、協定締結した日から平成21年3月31日までとする。ただし有効期間満了日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から換算して、1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

2 乙が閉店したとき、又は乙が第4条に掲げる物資等をすべて取り扱わなくなったとき、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月19日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 須坂市大字高梨245

株式会社綿半ホームエイド須坂店

店 長 小 林 将 伸 ㊟

5-5-6 災害時における民間賃貸住宅の 提供支援に関する協定

須坂市（以下「甲」という。）と社団法人長野県住宅建物取引業協会長野支部（以下「乙」という。）は、須坂市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、須坂市内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するため、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を別記により要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年10月18日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 長野市南県町999-10
社団法人長野県住宅建物取引業協会
長野支部長 長 澤 一 喜 ㊟

5-5-7 災害時における動物救護活動に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）、社団法人長野県獣医師会須高支部（以下「乙」という。）及び長野県動物愛護会長野支部（以下「丙」という。）は、市内において災害時における動物救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動に対する、乙及び丙の協力に関する事項を定める。

（対象動物）

第2条 この協定における、動物とは、原則として、人が飼養している犬、猫で、災害により、所有者が判明しないもの及び被災者が飼養する動物とする。なお、この動物以外でも、甲、乙及び丙が必要と判断した場合はこの限りではない。

（協力の要請）

第3条 甲は、動物救護の活動を実施する必要が発生した場合、乙及び丙に協力を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときには、やむを得ない事由のない限り、動物の救護活動に協力するものとする。

3 要請は、災害時における動物救護活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（動物救護所設置等）

第4条 甲は災害が発生した場合、災害現場及び市の災害対策本部の指定した場所に動物救護所を設置するものとする。

2 乙は甲が指定した動物救護所及び乙が所有する動物病院において動物救護活動を、丙は甲が指定した動物救護所において動物救護の活動を実施するものとする。

3 乙及び丙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について、甲へ動物救護活動報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、活動状況により口頭等で報告した場合は、後日報告書を提出するものとする。

（協力要請内容）

第5条 甲、乙及び丙の協力要請する活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 動物救護所の設置に関すること。
- (2) 被災動物の保護活動及び管理に関すること。

- (3) 負傷動物の応急措置に関すること。
- (4) 被災動物の情報提供に関すること。
- (5) その他必要な業務
(非常備蓄)

第6条 甲、乙及び丙は動物救護に必要な備品、飼料、動物医薬品、その他必要な物品の備蓄に努めるものとする。

（ボランティア）

第7条 甲、乙及び丙は動物救護支援活動のために、その業務の補助を得るために積極的に動物支援ボランティアを受入れる。

2 動物支援ボランティアの受入及び業務内容については、原則として甲、乙及び丙が協議の上で決めるものとする。

（救護活動の終了）

第8条 乙及び丙は、救護活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議の上で活動を終了するものとする。

（費用の負担）

第9条 乙及び丙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めない。ただし、義援金、団体及び個人等の支援がある場合はそれを用いる。

（啓発）

第10条 甲、乙及び丙は、飼養動物の飼主に対し、災害時に備えて必要な措置を講じるよう啓発に努める。

（協議）

第11条 この協定の定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して決定する。

（有効期日）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲、乙及び丙のいずれかの申し出が無い限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年10月2日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫 ㊞

乙 須坂市大字須坂812番地の2
一般社団法人長野県獣医師会須高支部
須高支部長 土 屋 保 男 ㊞

丙 須坂市大字小河原379番地の1
長野県動物愛護会長野支部
長野支部長 金 子 利 道 ㊞

〔須坂防〕

5-5-8 災害時における社会福祉施設の福祉避難所に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 睦会（以下「乙」という。）は、須坂市に発生した地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、須坂市地域防災計画に基づく福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の在宅の者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるために、福祉避難所として社会福祉施設等を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

所在地	施設名
須坂市大字日滝2887-1	総合福祉施設 須坂やすらぎの園

（施設の使用の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、要配慮者の避難のために福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して前条に掲げる施設を使用することについて、協力を要請するものとする。

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 乙は、前条により福祉避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に、市職員、地域ボランティア等により、要配慮者の介護及び生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に福祉避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の物資を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ

〔須坂防〕

決定する。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長することができるものとし、延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（福祉避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲、乙のいずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月30日

（甲）須坂市大字須坂1528-1
須坂市長

（乙）須坂市大字日滝2887-1
社会福祉法人 睦会
総合福祉施設 須坂やすらぎの園
統括施設長

5-5-9 災害時における社会福祉施設の 福祉避難所に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 グリーナム福祉会（以下「乙」という。）は、須坂市に発生した地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、須坂市地域防災計画に基づく福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の在宅の者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるために、福祉避難所として社会福祉施設等を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

所 在 地	施 設 名
須坂市大字仁礼7-10	グリーンアルム複合施設

（施設の使用の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、要配慮者の避難のために福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して前条に掲げる施設を使用することについて、協力を要請するものとする。

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 乙は、前条により福祉避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に、市職員、地域ボランティア等により、要配慮者の介護及び生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に福祉避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の物資を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ

決定する。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長することができるものとし、延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（福祉避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲、乙のいずれからでも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月30日

（甲）須坂市大字須坂1528-1

須坂市長

（乙）須坂市大字仁礼7-10

社会福祉法人 グリーナム福祉会
理事長

5-5-10 災害時における宿泊施設等の指定避難所に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と施設所有者「須坂温泉株式会社」（以下「乙」という。）及び施設管理者「株式会社古城荘」（以下「丙」という。）は、須坂市に発生した地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、須坂市地域防災計画に基づく指定避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の危険性があり又は災害が発生した場合において、甲が乙の所有で丙が管理運営する第2条に掲げる施設を、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでの必要な期間滞在させるために指定避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 指定避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

所在地	施設名
須坂市大字日滝5414番地	須坂温泉古城荘 宿泊棟、体育館

（施設の使用）

第3条 甲は、災害が発生し、住民等の避難のために指定避難所を開設する必要があると認めたときは、前条に掲げる施設を使用することができるものとする。

（指定避難所の運営）

第4条 丙は、前条により指定避難所が開設された場合は、対象施設の職員を中心に、市職員、地域ボランティア等により、避難者の生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、丙に指定避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の物資を供給するものとする。

（指定避難所の整備）

第5条 避難者の安全性、利便性を確保するために必要な改修等は、乙が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 指定避難所の管理運営に要する経費及び前条に規定する改修等に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲、乙及び丙が

協議のうえ決定する。

（開設期間）

第7条 指定避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長することができるものとし、延長期間については、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

（指定避難所解消への努力）

第8条 甲は、丙の事業に重大な影響を及ぼすことのないよう配慮するとともに、当該指定避難所の早期解消に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲、乙及び丙は、指定避難所の設置運営にあたり業務上知り得た避難者の固有の情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成39年8月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年7月10日

（甲）須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市

須坂市長 三木正夫 ㊟

（乙）須坂市大字日滝5414番地

須坂温泉株式会社

代表取締役 杉山よ志子 ㊟

（丙）須坂市大字日滝5414番地

株式会社古城荘

代表取締役 寺島英一 ㊟

5-5-11 災害発生時における相互協力に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と長野刑務所（以下「乙」という。）は、須坂市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、須坂市内における災害発生時において、甲が避難場所及び防災関係の拠点等（以下「避難場所等」という。）として、乙の管理する施設等の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し市民等の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙の管理する施設等を甲が避難場所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設等の一部又は全部の使用に関して、乙の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

- (1) 長野刑務所職員宿舍南側敷地
- (2) その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、前項の申請を行うときは、乙に対し、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対し行う協力は、次のとおりとする。

- (1) 地域に居住する住民等の臨時の緊急避難場所として乙が管理する施設等の提供
- (2) 防災関係機関の活動拠点等として乙が管理する施設等の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる協力

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲

は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規程に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講じるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取り消し又は変更することができるものとする。この場合において、甲に損害が生じて、乙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき。
- (2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき。

（使用時の注意事項）

第6条 甲は、第2条第2項で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙への報告）

第7条 甲は、避難場所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

（原状回復義務）

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した経費は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）

第9条 第3条第1号及び第2号に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前条第3項及び前項に規定する経費を除き、協力を要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（情報の交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定

の有効期間満了の日の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書の原本2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月20日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市 須坂市長 三 木 正 夫
乙 須坂市大字須坂1200番地
長野刑務所長 柿 添 聡

別紙様式 1

年 月 日

法務省所管国有財産部局長
長野刑務所長 殿

申請者 住所 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在 長野県須坂市大字須坂1200番地
 - (2) 区分 土地
 - (3) 数量 当所敷地4,735平方メートル
- 2 使用しようとする理由

避難場所及び防災関係機関の活動拠点等
- 3 使用しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで
- 4 その他参考となるべき事項

別紙様式 2

年 月 日

須坂市長 殿

法務省所管国有財産部局長
長野刑務所長 印

国有財産使用許可書

貴市から依頼のありました地域住民等の避難場所及び防災関係機関の活動拠点等として、当所所管の国有財産を使用することについては、下記のとおり許可します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 長野県須坂市大字須坂1200番地
- (2) 区分 土地
- (3) 数量 当所敷地4,735平方メートル

2 使用しようとする理由

避難場所及び防災関係機関の活動拠点等

3 使用しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 その他参考となるべき事項

- (1) 使用に当たっては、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること。
- (2) 避難場所及び防災関係機関の活動拠点等での事故及びトラブル等に関しては、須坂市長が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

5-5-12 洪水発生時における屋上施設の使用に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と社会福祉法人夢工房福祉会（以下「乙」という。）とは、洪水発生時に一時的避難場所として未来ビル屋上施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力）

第1条 災害時において、甲は乙に対し、一時的避難場所として、乙が所有する屋上施設（駐車場）の使用の必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる甲からの要請は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、事業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（平常時の協力）

第4条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業等の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力する。

- (1) 甲及び乙が、未来ビルで共同実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲において総務部総務課長、乙においてはワークス未来工房施設長とする。

（協議）

第6条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし有効期間満了日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して、1年延長するものとし、以降

もまた同様とする。

2 乙が事業を閉鎖したときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月2日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫 ㊞

乙 須坂市大字須坂1485-11
社会福祉法人夢工房福祉会
理 事 長 松 本 善 雄 ㊞

5-5-13 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会須高支部（以下「乙」という。）は、須坂市内において地震、風水害その他の原因により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、須坂市地域防災計画に基づく避難施設、災害対策本部、現地災害対策本部（以下「避難施設等」という。）の応急危険度判定の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 この協定は、甲の地域における災害時に、乙が迅速かつ円滑に避難施設等の応急危険度判定を実施することにより、市民の安全を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2 甲は、災害時において応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し、災害の状況、実施内容その他必要な事項を示し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、書面（様式第1号）により行うものとする。ただし、急を要するときは口頭をもって要請し、事後において書面（様式第1号）を提出するものとする。

（協力の実施）

第3 乙は、甲から応急危険度判定の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ないときを除き、当該要請に基づき応急危険度判定に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく本協定の目的に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後又は甲からの協力要請後3時間以内に甲が指定した避難施設等の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長等を要請することができる。

（事前計画）

第4 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第5 乙は、応急危険度判定の従事中に、その活動内容の状況及び災害に関する情報を速やかに甲に書面（様式第2号）にて報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他活動内容の状況及び災害に関する情報で必要な事項

（災害補償）

第6 この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、須坂市消防団員等公務災害補償条例（平成4年3月27日条例第2号）の規定に準じて甲が補償を行うものとする。

（補償の請求及び支払）

第7 乙は、前条の規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の規定により補償の請求があり、その内容が適当であると認めたときは、その補償に要する費用を速やかに支払うものとする。

（守秘義務）

第8 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た個人情報その他の応急危険度判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（有効期間）

第9 この協定の有効期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年12月25日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫

乙 長野市大字南長野南県町686-1
長野建設事務所建築課内
一般社団法人 長野県建築士会須高支部
支部長 松 澤 三 雄

5-5-14 災害時における避難施設等使用に関する協定

須坂市（以下「甲」という。）とディーアイシージャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における避難施設等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する長野県須坂市大字井上1830-18ディーアイシージャパン株式会社長野支社の一部を、避難者及び帰宅困難者（以下「避難者等」という。）の避難場所等として、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、甲が行う災害予防及び災害応急対策等を実施する必要がある場合は、乙に対して必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 前条に規定する内容は次のとおりとする。

- (1) 避難者の避難収容のための施設の提供に関すること。
- (2) 避難者の避難誘導に関すること。
- (3) 備蓄物資の配布に関すること。
- (4) 施設の管理運営に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項。

（避難場所等としての周辺施設等への周知）

第4条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難場所等として使用できる施設の範囲を、必要に応じて関係機関へ周知するよう努めるものとする。

（施設の開設）

第5条 甲は、災害時において避難者等が発生し、施設を開放する必要がある場合、乙にあらかじめ指定した場所の開設を依頼することができる。

2 甲の要請は、電話等により口頭をもって行い、後日書面を交付するものとする。

3 緊急を要する場合は、乙は自らの判断において施設を開設することができる。

4 乙は、施設を開設したときは、電話等により甲に報告するものとする。

（要請事項の措置）

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、

〔須坂防2〕

営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、管理運営に係る費用を乙と協議の上負担する。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

3 甲が故意又は過失により施設等が損傷した場合は、修繕費または時価相当額を甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（開設期間）

第9条 開設期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長できるものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施について協議が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（防災訓練）

第11条 乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定書は、協定締結した日から2022年3月31日までとする。ただし有効期間満了日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から換算して、1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年5月20日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市
須坂市長 三 木 正 夫

乙 長野県須坂市井上1830-18
ディーアイシージャパン株式会社
代表取締役社長 松 縄 真

5-5-15 災害時等における社会福祉施設等の福祉避難所に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と（施設名）（以下「乙」という。）は、須坂市に発生した地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、須坂市地域防災計画に基づく福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合で高齢者等避難が発令された場合などにおいて、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の在宅の者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を有する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるために、福祉避難所として乙が保有する施設等を使用することについて、須坂市福祉避難所設置・運営マニュアルに定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

所 在 地	施 設 名
須坂市	（施 設 名）

（施設の使用の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合で高齢者等避難が発令された場合など、要配慮者の避難のために福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して前条に掲げる施設を使用することについて、協力を要請するものとする。

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、福祉避難所の設置場所、相談員等に要する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出（別記様式）を提出し、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 乙は、前条により福祉避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に、市職員、ボランティア等により、要配慮者の介護及び生活等に必要の援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙の福祉避難所に必要な日常生活用品、

食糧及び医薬品、医療材料等の物資を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は甲乙協議のうえ決定する。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長することができるものとし、延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（福祉避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲、乙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

（甲）須坂市大字須坂1528-1

須坂市長

（乙）

5-5-16 災害時等における須坂中央駐車場広場の一時使用に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と岡田産業株式会社（以下「乙」という。）は、須坂市内に地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）及び甲が行う中心市街地活性化に資する事業等に際し、相互に協力していくため、避難場所等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として災害対策基本法（昭和36年法律223号）第23条第1項の規定に基づき、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

2 甲が行う事業等に際し、乙に対して協力を要請した場合に発動する。

（協力の要請）

第2条 災害時及び甲が行う事業において、甲が施設使用を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が管理する須坂市大字須坂字宗石1268-1他「須坂中央駐車場広場」の使用について協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、駐車場の一部を車両等の避難場所及び事業実施場所として協力するものとする。

2 甲は、乙の事業運営を阻害しない範囲で使用する。

（使用期間）

第4条 前条第2項に掲げた施設を避難場所等として、使用する期間は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（運営）

第5条 乙は、当該避難場所等を使用させる場合において、必要があると認めたときは、甲の職員を当該場所へ派遣するよう甲に要請することができる。

（訓練等）

第6条 甲乙は、この協定の効果的な運用を図るため、合同訓練等の実施に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 乙がこの協定に基づく協力により要した費

用は、乙の負担とする。

2 乙が、当該避難場所として甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合には甲が負担するものとする。

3 甲が行う事業等による経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。

（変更及び廃止）

第8条 乙は、当該避難場所の名称若しくは位置を変更し、又は閉鎖時等避難場所等としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該避難場所の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該避難場所等の使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

（期間）

第9条 この協定は、2022年10月1日から2028年5月30日までとする。

ただし、この協定の有効期限満了1月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長されたものとみなし、以後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙の協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年9月26日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市
須坂市長 三木 正夫

乙 須坂市大字八町1025番地1
岡田産業株式会社
代表取締役 岡田 勇

5-6-1 緊急・救援輸送に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と北信地区輸送協議会（以下「乙」という。）とは、須坂市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者等（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 要請する車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要な事項

（輸送業務）

第2条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の会員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき物資輸送業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭で報告するものとし、その後、文書を送付するものとする。

- (1) 従事した車両等の名簿
- (2) 従事した日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、当該災害時の発生直前において乙の会員が国土交通大臣に届け出ている運賃を基準に、甲と乙が協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第5条 乙は、会員の輸送活動実績及び経費を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月15日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三木正夫 ㊟

乙 長野県長野市南長池710番地3

北信地区輸送協議会

会長 松本昭夫 ㊟

5-6-2 災害時情報連絡及び運送業務に関する協定

須坂市（以下「甲」という。）と須坂タクシー協会（以下「乙」という。）との間において、災害時における情報の連絡及び人員、物資の運送等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等を発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 応急対策のため緊急に情報収集の必要が生じた場合、当該情報収集、提供に関すること。
- (2) 市内における人員搬送に関すること。
- (3) 市内における物資搬送に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、支援要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（情報の伝達及び運送完了報告）

第5条 乙は、甲の要求による情報の収集、提供及び人員、物資の運送等完了した場合には、直ちに甲に業務終了報告書（様式第2号）により報告し、相互に作業内容を確認して甲に引き渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、その後速やかに業務完了報告書を提出するものとする。

のとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲の要請により支援協力した情報収集、提供は、無料とし、人員、物資の運送に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、運送費等の価格は適正な価格とする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は平成22年10月18日から平成23年3月31日とする。

2 前項の規定に関わらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定の運営について、疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

（施行期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成22年10月18日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 須坂市金井原1507番地の1

須坂タクシー協会長

駒 津 健 一 ㊟

5-6-3 災害時における支援物資の受入 及び配送等に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、須坂市に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び輸送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 調達物資 被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 義援物資 被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 支援物資 調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 避難所等 支援物資の配達先となる須坂市内の避難所または甲が指定する物資の供給場所等
- (5) 物資集積・搬送拠点 大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、須坂市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を書式により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合

には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資受入れ及び配送並びに派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項の規定による物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定による派遣を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対して速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書式により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た情報を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年(2020年)7月20日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市
須坂市長 三 木 正 夫 ㊟
乙 須坂市大字井上700番地の1
佐川急便株式会社
信越支店長 外 山 智 ㊟

5-7-1 災害時における復旧協力に関する協定書

須坂市の地域に災害発生のおそれがある時及び発生（以下「災害時」という。）し、緊急に対応の必要が生じた場合、その協力について、須坂市（以下「甲」という。）と須坂市建設業協会（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急に対応の必要があると認めた時は、乙に対して出動を要請するものとする。

（出動方法）

第2条 出動箇所については、甲が指定し、乙は甲の要請において会員に連絡し、迅速に出動させるものとする。

（委託料等）

第3条 委託料又は支払請求及びその他の事項については、甲乙間において別途委託契約を締結するものとする。

（期間）

第4条 この協定は、平成4年8月1日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は不慮の労災等に疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

2 市内全域において未曾有の大災害が発生し、前条までに規定する通常の協力態勢を超える非常事態においては、甲乙協議の上、協力態勢全般について、特別の定めをすることができる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成4年8月1日

甲 住所 須坂市大字須坂1528番地の1

氏名 須坂市長 ㊟

乙 住所 須坂市大字小山1918番地の495

氏名 須坂市建設業協会会長 ㊟

5-7-2 災害その他緊急時における出動
協力に関する協定書

須坂市内外に災害が発生した場合及び緊急に対応の必要が生じた場合（以下「災害時等」という。）における出動協力について、須坂市長 三木正夫（以下「甲」という。）、須坂市水道工事協同組合理事長 大井教雄（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（要請及び出動）

第1条 甲及び乙は、災害時等において、緊急に対応の必要があると認めた場合は、丙に出動を要請し、丙は、迅速に出動し対応するものとする。

（委託料等）

第2条 出動に伴う委託料及び支払い請求等については、組合加入会員と別途契約を締結するものとする。ただし、必要により組合加入会員と別途契約を締結できるものとする。

（期間）

第3条 この協定は、平成27年4月1日から施行し、特別な事由がない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は出動に伴い事故等が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月31日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三木正夫 ㊟

乙 須坂市大字須坂1527番地の5

須坂市水道工事協同組合理事長

大井教雄 ㊟

5-7-3 災害時その他緊急時における出動協力に関する協定書

須坂市内に災害が発生した場合及び緊急に対応の必要が生じた場合（以下「災害時等」という。）における出動協力について、須坂市（以下「甲」という。）と長野森林組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（要請及び出動）

第1条 甲は、災害時等において、緊急に対応の必要があると認めた場合は、乙に出動を要請し、乙は、迅速に出動し対応するものとする。

（委託料等）

第2条 委託料又は支払請求等については、甲乙間において別途委託契約を締結するものとする。

（期間）

第3条 この協定は、協定の日から施行し、特別な事由がない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は出動に伴い事故等が発生した場合の措置等については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年10月1日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 長野市大字長野東之門2462

長野森林組合

代表理事組合長 大日方 秀 雄 ㊟

5-7-4 仮設住宅・トイレ設置業務応援協定書

須坂市（以下「甲」という。）と長野県プレハブ協会（以下「乙」という。）とは、須坂市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における仮設住宅・トイレ設置業務（以下「業務」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 災害時において、甲が仮設住宅・トイレを必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有仮設住宅・トイレの供給について協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、保有仮設住宅・トイレの優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲が乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（仮設住宅・トイレの引取）

第4条 仮設住宅・トイレの引渡場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 第3条及び第4条の規定により、乙が供給した仮設住宅・トイレの対価及び運搬に要する費用については、甲が負担するものとする。

（委託料等）

第6条 委託料又は支払請求及びその他の事項については、甲乙間において別途委託契約を締結するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月15日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 長野県長野市

長野県プレハブ協会

会長 饗 場 進 ㊟

5-7-5 し尿収集業務応援協定書

須坂市（以下「甲」という。）と長野県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、須坂市内の災害におけるし尿収集運搬業務（以下「業務」という。）応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、須坂市において発生した災害で、被災世帯等のし尿収集運搬に困難が生じるおそれがあると判断するときは、乙に対し、し尿収集車両（以下「応援車」という。）の応援を要請することができる。

2 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、遅滞なく乙に所有する応援車の応援体制を整え、甲の指揮下に入るものとする。

（協定の有効期限）

第2条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（応援車の確保）

第3条 乙は、長野県内の業務に支障を来たさない範囲内において、最大限の応援台数を確保する。

（委託料等）

第4条 委託料又は支払請求及びその他の事項については、甲乙間において別途委託契約を締結するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月15日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉957番地29

長野県環境整備事業協同組合

理事長 懸 川 相 益 ㊟

5-7-6 仮設トイレ設置業務応援協定書

須坂市（以下「甲」という。）と㈱環境クリエーション（以下「乙」という。）とは、須坂市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における仮設トイレ設置業務（以下「業務」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 災害時において、甲が仮設トイレを必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有仮設トイレの供給について協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、保有トイレの優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲が乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（仮設トイレの引取）

第4条 仮設トイレの引渡場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 第3条及び第4条の規定により、乙が供給した仮設トイレの対価及び運搬に要する費用については、甲が負担するものとする。

（委託料等）

第6条 委託料又は支払請求及びその他の事項については、甲乙間において別途委託契約を締結するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月15日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 長野県須坂市墨坂南一丁目20番3号

株式会社環境クリエーション

代表取締役社長 相 原 範 六 ㊟

5-7-7 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と長野県電気工事業工業組合須高地区（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等を発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関の指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、支援要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要求による電気設備等が復旧し

た場合には、直ちに甲に災害復旧業務終了報告書（様式第2号）により報告し、相互に作業内容を確認して甲に引き渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、その後速やかに災害復旧業務完了報告書を提出するものとする。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は、甲の要請に対応するために、災害復旧のためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人件費等の価格は公共単価及びそれに準ずる価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は平成22年10月18日から平成23年3月31日とする。

2 前項の規定に関わらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 協定について、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙がそのつど協議して定めるものとする。

この協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成22年10月18日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊞

乙 須坂市大字塩川490-1

長野県電気工事業工業組合須高地区

須高地区長 藤 沢 一 三 ㊞

5-7-8 災害時における測量及び設計業務等の復旧に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と須高地区災害復旧対策連絡協議会（以下「乙」という。）との間において、災害時における公共土木施設の被害調査、測量及び設計業務等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において地震、風水害等の災害が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、調査及び復旧業務を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共土木施設等の被害調査に関すること。
- (2) 公共土木施設等の復旧工事のための測量（実測、航測）に関すること。
- (3) 公共土木施設等の復旧工事のための設計業務に関すること。
- (4) その他公共土木施設等の復旧業務に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、支援要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、直接支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要求による調査、測量、設計及び復旧業務等が完了した場合には、直ちに甲に災害復旧業務終了報告書（様式第2号）により報告

し、相互に作業内容を確認して甲に引き渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは直接報告し、その後速やかに災害復旧業務完了報告書を提出するものとする。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は、甲の要請に対応するために、災害復旧のためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人件費等の価格は公共単価及びそれに準ずる価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は平成22年10月18日から平成23年3月31日とする。

2 前項の規定に関わらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 協定について、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙がそのつど協議して定めるものとする。

この協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成22年10月18日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 須坂市大字小山高梨2503-1

須高地区災害復旧対策連絡協議会

代表 山 本 武 利 ㊟

5-7-9 災害時における電気の保安に関する協定

須坂市（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会（以下「乙」という。）は、須坂市に発生した地震、風水害その他による災害時（以下「災害」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承諾を受けている高圧供給設備、特別高圧設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的業務を負う者から要請があった場合について出来るだけ協力する。

2 乙は避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行う。

3 乙は大規模災害が発生し、乙が出向する避難所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

4 甲、乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する（市民）総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電機の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続き）

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書で指示し、協力要請をするものとする。

2 ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には請求しない。

（損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

（第三者に対する損害補償）

第7条 甲は甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第8条 乙は乙の事業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書は締結した日から平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の一ヶ月前までに双方いづれからも書面による異議の申出のない場合は、この当該有効期間満了日の翌日から換算して1年延長するものとし、以降この例によるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年7月6日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 長野県長野市桐原1丁目5-8
財団法人中部電気保安協会
長野支部長 高 松 昌 登 ㊟

5-7-10 災害時におけるLPガスに係る 協力に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）、と長野LPガス協会長野支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるLPガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は災害時におけるLPガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するLPガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認められるときは、乙に対し次に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 協力業務は次のとおりとする。

(1) 被災地域のLPガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(2) 供給設備設置場所以外で発見されたLPガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管

(3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのLPガスが供給されることとなった場合のLPガス供給設備工事及びLPガス供給

(4) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPガス供給のために特に必要な業務

（費用）

第4条 前条(3)の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生直前の通常価格を

基準として、甲、乙が協議の上決定する。

2 前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（役割分担）

第5条 甲は、災害時において円滑にLPガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等にLPガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行うものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第3条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する窓口は、甲においては総務部総務課、乙においては乙の事務局とし、丙においては、丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来さないよう協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

（緊急連絡網の整備）

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（従業者の災害補償）

第9条 第3条の協力業務において、乙並びに丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡の場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、関係法令や市町村条例等により、甲の責任において補償を行うものとする。

(1) 従業者の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙または従業者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月18日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 長野LPガス協会長野支部

支部長 内 山 文 雄 ㊟

丙 一般社団法人長野県LPガス協会

会 長 小 林 芳 夫 ㊟

5-7-11 災害時における応援協力に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と長水生コンクリート事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、大規模火災等の災害時等における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害、大規模火災その他による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動に係る乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び応援協力）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）

第3条 前条第2項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火用水及び資材用砂・砂利等の供給
- (2) 乙の組合員が所有する重機（オペレーター付）の提供
- (3) 乙の組合員が所有する無線車による連絡網の確保
- (4) 乙の組合員が所有する工場敷地の提供
- (5) その他、甲が必要と認めるもの

（要請手続き）

第4条 甲は、第2条第1項に規定する応援協力の要請を行う時は応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条第2項に規定する要請を受けた時は、資機材の提供等必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第2項及び第3条に規定する応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等に

より報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条第2項及び第3条に規定する応援協력에要した提供資材の経費負担については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定により他の地方公共団体の長等の要求に応じて応援活動を行った場合の費用負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費等の支払）

第8条 甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（災害補償）

第10条 災害対策基本法の規定に基づき、応援協力の業務に従事した者のうち、この協定に基づき、災害時に応援協力の業務に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、須坂市消防団員等公務災害補償条例（平成4年条例第2号）に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

（情報提供）

第11条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等に積極的に提供するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までの間とする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通作成し、甲
乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月13日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫
乙 長野県長野市大字北長池1801-3
長水生コンクリート事業協同組合
理事長 鷲 澤 幸 一

(様式第2号)

年 月 日

(あて先) 須坂市長

印

応援業務実施報告書

災害時における応援協力に関する協定第6条に基づき、下記のとおり報告します。

記

項 目	内 容			
応援実施内容	消火用水・資材用砂・資材用砂利・その他（ ）			
	重機・重機オペレーター・無線車			
	敷地・その他（ ）			
具体的内容	※ 数量、設置場所、期限等			
有償品目	品名		単価	数量
	消費税	円	総合計金額	円
備考				

※ 請求書は別途作成、提出いたします。

5-7-12 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、須坂市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他、乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続き）

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、資機材名・数量・規格・搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報

告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の運搬搬入等）

第7条 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条及び第7条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタルおよび運搬等に係わる適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

3 甲が故意又は過失によりレンタルした資機材が損傷した場合は、修繕費または時価相当額を甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制および資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（訓練）

第11条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この規定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

る。	甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 須坂市長 三木 正夫
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、 甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。	乙 長野県下伊那郡松川町上片桐3322番地 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 長野支部 支部長 原 茂
平成30年1月17日	

別 表 (第4条-1関係)

No.	資機材名	No.	資機材名
1	発電機 (2～3KVA)	18	ツイントイレ
2	発電機 (10～25KVA)	19	本水洗トイレ
3	インバーター発電機	20	簡易水洗トイレ
4	室内用電圧調整器	21	会議用テーブル
5	トランス昇圧・降圧	22	折イス
6	水中ポンプ	23	ホワイトボード (脚付)
7	エンジンポンプ	24	くず入れ
8	コードリール (屋内用)	25	コピー機
9	コードリール (屋外用)	26	レーザープリンター
10	投光機 (500W・1Kw)	27	ノートパソコン
11	投光機 (2灯式)	28	衛星電話
12	投光機 (4灯式)	29	コードレス電話
13	投光機 (バルーン型)	30	ブルーヒーター
14	軽トラック	31	石油ストーブ
15	組立ハウス	32	ファンヒーター
16	コンテナハウス (3坪クラス)	33	テレビ
17	コンテナハウス (4坪クラス)	34	扇風機

年 月 日

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 長野支部
支部長 様

須坂市長

㊟

資機材レンタル要請書

「災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書」第5条の規定により、下記のとおり資機材のレンタルを要請します。

なお、資機材のレンタルを実施したときは、協定書第6条第2項に規定する実施報告書（様式第2号）の提出をお願いします。

記

1 レンタルを要請する資機材

搬入希望日	資機材名（規格等）	数量	搬入希望場所	備考

2 その他必要な事項

5-7-13 須坂市と中部電力株式会社長野営業所の災害時における相互協力に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、須坂市（以下、甲という。）および中部電力株式会社長野営業所（以下、乙という。）が、甲の管轄する区域（以下、須坂市区域という。）で地震、洪水等の自然現象およびその他の理由による災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下、災害時という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害発生時の連絡態勢の確立)

第2条 甲および乙は、須坂市区域における災害時には連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲および乙の両者間で協議の上で決定することとする。

(災害発生時の相互協力)

第3条 甲および乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次の各号に定める相互協力について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 乙による甲の救援活動に必要となる活動拠点への電源供給および停電情報等の提供
- (2) 甲による乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧や救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点について、あらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、必要により、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

(電力供給施設に関する保安伐採)

第4条 乙は災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下、保安伐採という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害発生時における敷地および施設の提供)

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資

ならびに機材類の集積所（以下、前進基地という。）として、甲が管理する公園等の敷地および甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地ならびに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地および施設について情報を共有する。

(定期的な情報交換の実施)

第6条 甲および乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲および乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲および乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償は次の各号による。

なお、各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上で解決にあたる。

- (1) 甲（乙）が故意または過失により乙（甲）の物品を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。
- (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意または過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。

(協定の有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

なお、期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更または廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲：須坂市 総務部 総務課 危機管理係

乙：中部電力株式会社 長野営業所 契約課

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上で必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲および乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2019年6月7日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市 須坂市長 三 木 正 夫
乙 長野市柳町18番地
中部電力株式会社
長野営業所長 和 田 博 明

5-7-14 災害時における相互協力に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「須坂市区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、須坂市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車

両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

- (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

（連絡責任者）

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

（安全管理）

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
- (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰す

る事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからでも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年(2020年)7月9日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市

須坂市長 三 木 正 夫

乙 長野県長野市新田町1137-5

東日本電信電話株式会社

長野支店長 岩 井 修

5-7-15 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

須坂市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、須坂市内において地震等災害及び不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図ることを目的とする。なお、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社及び乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支援
- (2) 災害廃棄物等の撤去及び積込作業に関すること
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- (4) 災害廃棄物等の処分に関すること
- (5) 前各号に伴う必要な事業に関すること

（災害廃棄物等の処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったときは、大栄環境グループ各社及び乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 処理計画及び処理体制の構築に当たっては、関係法令を遵守すること。

- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。

- (3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き及び手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去及び積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合は、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 甲は、乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（規定のない事項の取扱い）

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月6日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市

須坂市長 三木正夫

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社

代表取締役 金子文雄

5-7-16 災害時における被災建築物等の解体撤去に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と協同組合長野県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における被災建築物等の解体撤去に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、須坂市内において災害が発生した場合に、被災した建築物等の解体撤去について、甲が乙に対して協力を要請するにあたって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害をいう。
- (2) 建築物等 住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設等の建築物及び橋梁、道路等公共土木施設その他の工作物をいう。
- (3) 災害廃棄物 災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、次の各号の業務について乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 被災した建築物等の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前2号に伴う必要な措置

2 甲は、前項による要請を行うときは、次の各号の事項を書面で通知するものとする。ただし、書面による要請の時間がないときは、口頭により要請し、後日、速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 解体撤去を実施する地区、内容及び期間
- (3) その他必要な事項

（業務の体制）

第4条 乙は、前条に基づく要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、要請業務に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、その協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて協力を行うものとする。

（契約の締結）

第5条 甲が乙に第3条に基づく要請をしたとき

は、遅滞なく、甲と乙との間で当該業務の実施に関する契約を締結するものとする。

（情報の提供）

第6条 甲は、第3条に基づく要請に対して円滑な協力を得られるように、乙に被災状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時にこの協定に協力できる会員を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 要請業務の実施に要した費用は、甲が負担し、その価格は災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（損害の負担）

第8条 甲は、第3条に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、須坂市消防団員等公務災害補償条例（平成4年条例第2号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第9条 解体撤去の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第10条 乙は、第8条に規定する費用及び第9条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（連絡窓口）

第11条 この協定の連絡窓口は、甲においては須坂市市民環境部生活環境課、乙においては協働組合長野県解体工事業協会事務局とする。

（協定の期間）

第12条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（疑義等の決定）

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

2021年8月30日

- 甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市
須坂市長 三木正夫
- 乙 長野市南県町685番地2
協同組合長野県解体工事業協会
代表理事 竹原健二

5-7-17 災害の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会（以下「乙」という。）とは、甲が実施する災害の復旧、復興等の事業を支援する業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が実施する災害の復旧、復興等の事業を支援する業務の実施方法を定め、もって災害の早期の復旧、復興等に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害をいう。
- (2) 損壊家屋等 災害により損壊した被災建築物、被災工作物等をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる業務の実施について協力の要請をすることができる。

- (1) 損壊家屋等解体・撤去処理事業の支援業務
 - (2) 損壊家屋等の罹災証明に関する支援業務
 - (3) 損壊家屋等に関する支援業務（前2号に掲げる業務を除く。）
 - (4) 堆積土砂排除事業の支援業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか甲が必要と認める業務
- 2 前項の要請は、協力の内容、方法等を記載した書面でしなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要し、書面で要請をするいとまがないと認められる場合には、口頭で要請をすることができる。この場合においては、甲は、口頭で要請をした後遅滞なく、同項の書面を乙に交付しなければならない。

（情報の提供）

第4条 甲は、支援要請業務（甲が乙に、前条第1項の要請をした業務をいう。以下同じ。）が円滑に実施できるように、乙に被災状況その他の必要な情報を提供するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲が乙に第3条第1項の要請をしたときは、遅滞なく、甲と乙との間で支援要請業務の実

施に関する契約を締結するものとする。

（業務の実施体制）

第6条 乙は、支援要請業務を迅速かつ確実に実施できるよう、必要な技術者の確保等に努めるものとする。

2 乙は、支援要請業務の実施に当たっては、原則として、長野県内の会員を活用するものとする。
（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては須坂市市民環境部生活環境課、乙においては一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会事務局とする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（疑義等の決定）

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

2021年10月14日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市

須坂市長 三木正夫

乙 東京都港区虎ノ門1-1-20 虎ノ門実業会館5階

一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会

会長 川畑清夫

5-7-18 災害廃棄物の処理等に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県資源循環保全協会（以下「乙」という。）とは、災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、須坂市内において災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理等に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項、及び当該要請に基づき乙が実施する協力に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が災害により停止等した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、次の各号の業務について乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の中間処理・最終処分
- (4) 災害廃棄物の仮置場の運営
- (5) 前各号の業務の実施に伴い必要となる業務

2 甲は、前項による協力の要請にあたっては、当該協力の内容、方法等について、書面により、乙に通知するものとする。ただし、書面による要請の時間がないときは、口頭により要請し、後日、速やかに書面により通知するものとする。

（業務の体制）

第4条 乙は、前条に基づく要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、要請業務に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、その協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて協力を行うものとする。

（契約の締結）

第5条 甲が乙に第3条に基づく要請をしたときは、遅滞なく、甲と乙との間で当該業務の実施に

関する契約を締結するものとする。

（情報の提供）

第6条 甲は、第3条に基づく要請に対し円滑な協力を得られるように、乙に被災状況等の必要な情報を提供するものとする。

（費用の負担）

第7条 要請業務の実施に要した費用は、甲が負担し、その額は災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（損害補償及び損害賠償）

第8条 乙が行う要請業務に実施した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

2 乙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては須坂市市民環境部生活環境課とし、乙においては一般社団法人長野県資源循環保全協会事務局とする。

（協定の期間）

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（疑義等の決定）

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

2021年12月10日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市

須坂市長 三木正夫

乙 長野市大字中御所字岡田30番地16

長野県林業センター1F

一般社団法人長野県資源循環保全協会

会長 中村幸宏

5-7-19 災害時等における応援協力に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と一般財団法人日本笑顔プロジェクト（以下「乙」という。）は、須坂市内に被害が及ぶことが想定される地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）及び平時における応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が行う応急対策に係る乙の応援協力について、迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害時等に応急対策活動を行う必要があると判断したときは、乙に対して次に掲げる事項について、応援協力を要請することができるものとする。

- (1) 障害物除去等の作業
- (2) 乙が所有する重機・四輪バギー等の提供及びオペレーターの派遣
- (3) その他甲の要請により、乙が応じられる事項（要請手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請手続きに対する乙の措置）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに応援協力を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する応援協力を要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

2 甲が前項により負担する費用の積算単価は、災害発生直前における実勢単価とする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定により応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、第2条に規定する応援協力の要請に基づき、構成員が災害時等に応援協力の業務に従事することを想定し、平時からボランティア保険等の任意保険に加入するものとする。

2 乙の現場活動により生じた重機等の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙の応援協力の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び損害額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報提供）

第8条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の被害情報を関係機関等に積極的に提供するものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2021年12月28日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市
須坂市長 三 木 正 夫 ㊞

乙 上高井郡小布施町雁田676
一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代 表 林 映 寿 ㊞

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代 表 林 映 寿 様

須坂市長 三木 正夫

応援協力要請書

災害時等の応援協力に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1	災害発生日時 年 月 日 () 時 分
2	災害の状況及び要請理由
3	応援協力の内容
4	期間
5	備考 【担当課・担当者】 担当課 氏 名 電話番号 F A X

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

須坂市長 三木 正夫 様

一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代 表 林 映寿

災害時等の応援協力に関する協定書第6条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	災害の名称
2	応援協力の内容
3	期間
4	活動人員
5	備考 【担当者】 氏 名 電話番号 F A X

5-7-20 災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と株式会社カンバーランド・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害時におけるトレーラーハウスの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、須坂市で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、市民生活に被害が及んだ場合、又はそのおそれがある場合において、トレーラーハウスを避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、ボランティアセンター等として提供することについて定めるものとする。

（協力の要請及び内容）

第2条 災害が発生した場合において、甲は、トレーラーハウスを必要とするときは、乙に対しトレーラーハウスの提供を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関すること。
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関すること。
- (3) 完全自己処理型水洗トイレ「トワイレ、パークトワイレ」の提供に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項。

3 前項の規定によるトレーラーハウスとは13㎡以上、39㎡未満の国土交通省住宅局で言うトレーラーハウスであり建築基準に準拠し吸気・換気・化学物質が日本の基準に適合する事、国土交通省自動車局で言う大型のトレーラーハウス及び車両制限令以内のトレーラーハウスとして必要な基準に適合した製品とする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条第1項に基づく要請を行う場合は文書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール（SNS含む）等により要請できるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（組織、体制）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人

員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙がトレーラーハウスを提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関する経費。
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、トレーラーハウスの提供に要した関係経費。

2 前項の費用の算定については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、トレーラーハウスを提供したときは、トレーラーハウス提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加できるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結日から2024年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から換算して、1年延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2023年5月26日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市
須坂市長 三 木 正 夫

乙 長野県長野市南長池337-1
株式会社カンバーランド・ジャパン
代表取締役 原 田 英 世

5-7-21 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における飲料に用いない生活用水（以下「生活用水等」という。）の給水協力に関し、須坂市（以下「甲」という。）と株式会社ニットー（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、またはその他の災害が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

- (1) 甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給
- (2) 乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放
（井戸の住所）

第3条 甲が乙に要請を求める井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 須坂市大字八重森2番地2
（要請の手続き）

第4条 甲は乙に対して協力を要請する場合、要請の理由、要請の内容、協力を要請する期間、その他必要事項を明らかにして要請書をもって行うものとする。ただし、状況により緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（給水準備）

第5条 乙は甲の要請を受けた時、可能な限り井戸所在地に赴き、給水の準備に努めるものとする。

（標識）

第6条 甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は可能な限り市民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入口付近に、その標識を設置するものとする。

（情報公開）

第7条 甲は井戸の所在地等の情報について、一般公開するものとする。

（水質検査）

第8条 甲及び乙は、当該井戸の水質検査を必要に

応じて行うものとする。

（維持管理）

第9条 通常時における井戸の維持管理は、乙の責任において行うものとする。

（費用負担）

第10条 乙の提供による災害時に関する井戸水の供給にかかる費用については、甲の負担とし、その額についてはその都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第11条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、または廃止した場合はその旨を甲に報告するものとする。

（協定期間及び更新）

第12条 の協定の期間は、初年度においては協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1カ月前までに甲乙いずれかから、協定解除または変更の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月5日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市 須坂市長 三木 正夫

乙 須坂市大字八重森2番2
株式会社 ニットー
代表取締役社長 牧 恵一郎

5-7-21-2 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における飲料に用いない生活用水（以下「生活用水等」という。）の給水協力に関し、須坂市（以下「甲」という。）と須坂食品工業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、またはその他の災害が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

- (1) 甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給
- (2) 乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放
（井戸の住所）

第3条 甲が乙に要請を求める井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 須坂市大字中島897番地
（要請の手続き）

第4条 甲は乙に対して協力を要請する場合、要請の理由、要請の内容、協力を要請する期間、その他必要事項を明らかにして要請書をもって行うものとする。ただし、状況により緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（給水準備）

第5条 乙は甲の要請を受けた時、可能な限り井戸所在地に赴き、給水の準備に努めるものとする。

（標識）

第6条 甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は可能な限り市民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入口付近に、その標識を設置するものとする。

（情報公開）

第7条 甲は井戸の所在地等の情報について、一般公開するものとする。

（水質検査）

第8条 甲及び乙は、当該井戸の水質検査を必要に

応じて行うものとする。

（維持管理）

第9条 通常時における井戸の維持管理は、乙の責任において行うものとする。

（費用負担）

第10条 乙の提供による災害時に関する井戸水の供給にかかる費用については、甲の負担とし、その額についてはその都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第11条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、または廃止した場合はその旨を甲に報告するものとする。

（協定期間及び更新）

第12条 の協定の期間は、初年度においては協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1カ月前までに甲乙いずれかから、協定解除または変更の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月5日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市 須坂市長 三木 正夫

乙 須坂市大字中島899番地
須坂食品工業株式会社
代表取締役 宮下 繁明

5-7-21-3 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における飲料に用いない生活用水（以下「生活用水等」という。）の給水協力に関し、須坂市（以下「甲」という。）と株式会社長印須坂青果市場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、またはその他の災害が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

- (1) 甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給
- (2) 乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放
（井戸の住所）

第3条 甲が乙に要請を求める井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 須坂市大字小島689番地 1
（要請の手続き）

第4条 甲は乙に対して協力を要請する場合、要請の理由、要請の内容、協力を要請する期間、その他必要事項を明らかにして要請書をもって行うものとする。ただし、状況により緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（給水準備）

第5条 乙は甲の要請を受けた時、可能な限り井戸所在地に赴き、給水の準備に努めるものとする。

（標識）

第6条 甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は可能な限り市民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入口付近に、その標識を設置するものとする。

（情報公開）

第7条 甲は井戸の所在地等の情報について、一般公開するものとする。

（水質検査）

第8条 甲及び乙は、当該井戸の水質検査を必要に

応じて行うものとする。

（維持管理）

第9条 通常時における井戸の維持管理は、乙の責任において行うものとする。

（費用負担）

第10条 乙の提供による災害時に関する井戸水の供給にかかる費用については、甲の負担とし、その額についてはその都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第11条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、または廃止した場合はその旨を甲に報告するものとする。

（協定期間及び更新）

第12条 の協定の期間は、初年度においては協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1カ月前までに甲乙いずれかから、協定解除または変更の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月5日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市 須坂市長 三木 正夫

乙 須坂市大字小島 689番地 1
株式会社 長印須坂青果市場
代表取締役社長 内藤 武彦

5-7-21-4 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における飲料に用いない生活用水（以下「生活用水等」という。）の給水協力に関し、須坂市（以下「甲」という。）と有限会社丸和自動車整備工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、またはその他の災害が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

- (1) 甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給
- (2) 乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放
（井戸の住所）

第3条 甲が乙に要請を求める井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 須坂市大字須坂1607番地の6
（要請の手続き）

第4条 甲は乙に対して協力を要請する場合、要請の理由、要請の内容、協力を要請する期間、その他必要事項を明らかにして要請書をもって行うものとする。ただし、状況により緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（給水準備）

第5条 乙は甲の要請を受けた時、可能な限り井戸所在地に赴き、給水の準備に努めるものとする。

（標識）

第6条 甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は可能な限り市民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入口付近に、その標識を設置するものとする。

（情報公開）

第7条 甲は井戸の所在地等の情報について、一般公開するものとする。

（水質検査）

第8条 甲及び乙は、当該井戸の水質検査を必要に

応じて行うものとする。

（維持管理）

第9条 通常時における井戸の維持管理は、乙の責任において行うものとする。

（費用負担）

第10条 乙の提供による災害時に関する井戸水の供給にかかる費用については、甲の負担とし、その額についてはその都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第11条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、または廃止した場合はその旨を甲に報告するものとする。

（協定期間及び更新）

第12条 の協定の期間は、初年度においては協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1カ月前までに甲乙いずれかから、協定解除または変更の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月5日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市 須坂市長 三木 正夫

乙 須坂市大字須坂1607番地の6
有限会社 丸和自動車整備工場
代表取締役社長 中山 健一

5-7-21-5 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における飲料に用いない生活用水（以下「生活用水等」という。）の給水協力に関し、須坂市（以下「甲」という。）と株式会社あつぷるアイビー（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、またはその他の災害が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

- (1) 甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給
- (2) 乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放
（井戸の住所）

第3条 甲が乙に要請を求める井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 須坂市大字栃倉567番地 1
（要請の手続き）

第4条 甲は乙に対して協力を要請する場合、要請の理由、要請の内容、協力を要請する期間、その他必要事項を明らかにして要請書をもって行うものとする。ただし、状況により緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（給水準備）

第5条 乙は甲の要請を受けた時、可能な限り井戸所在地に赴き、給水の準備に努めるものとする。

（標識）

第6条 甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は可能な限り市民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入口付近に、その標識を設置するものとする。

（情報公開）

第7条 甲は井戸の所在地等の情報について、一般公開するものとする。

（水質検査）

第8条 甲及び乙は、当該井戸の水質検査を必要に

応じて行うものとする。

（維持管理）

第9条 通常時における井戸の維持管理は、乙の責任において行うものとする。

（費用負担）

第10条 乙の提供による災害時に関する井戸水の供給にかかる費用については、甲の負担とし、その額についてはその都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第11条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、または廃止した場合はその旨を甲に報告するものとする。

（協定期間及び更新）

第12条 の協定の期間は、初年度においては協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1カ月前までに甲乙いずれかから、協定解除または変更の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月5日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市 須坂市長 三木 正夫

乙 須坂市大字高梨293番地1
株式会社 あつぷるアイビー
代表取締役社長 丸田 剛

5-7-22 災害時における復旧支援協力に関する協定書

須坂市長 三木正夫（以下「甲」という。）と公益財団法人日本下水道管路管理業協会中部支部長野県部会長（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する地域において地震等の災害により下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の被害調査と応急処置を迅速かつ確に実施し、機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し支援を要請することができる。この場合予め定められた甲の所管業務の責任者から乙の責任者に対し支援内容を記した文章により支援要請を行うものとする。ただし、緊急時の支援要請は、文章によらず電話等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（協力業務）

第3条 この協定に基づき乙が行う支援業務は下記のとおりとする。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務
- (2) その他甲、乙間で協議し必要と思われる業務（費用）

第4条 この協定に基づき請うが乙に対し要請した業務に係る費用は甲の負担とする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により行った支援活動が終了したときは、すみやかに甲に対し所定の書式による報告を行うものとする。

2 乙は毎年4月1日現在において災害時の支援に備えて、協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（広域災害）

第6条 甲が管轄する処理区域において「須坂市地

域防災計画」に基づく須坂市災害対策本部（以下「災害対策本部」という）が設置された場合には、災害対策本部の指揮による活動を優先し、乙もこれに従うものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第8条 本協定成立の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各々1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三木正夫

乙 長野県長野市大字北長池字南長池境2055番地1
公益財団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部長野県部会長 和田 敏明

5-7-23 災害時における協力に関する協定書

須坂市三木正夫（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県薬剤師会会長原（以下「乙」という。）とは、甲管轄における災害時及び水道水質事故発生時等に対応するため、水道水質における協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が災害等により水道水質に異常又は異常を起こすおそれがある場合及び甲管内の水道水質事故に対応するために乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（緊急時における要請）

第2条 甲は災害等により水道水質に異常又は異常を起こす恐れがある場合及び甲管内の水道水質事故が発生した場合、乙に水質検査等の協力要請ができるものとする。

2 乙は前項の要請があった場合、応じるものとする。

3 乙が地震等災害により検査体制に支障を生じた場合は、長野県薬剤師会（松本市）上田薬剤師会（上田市）上伊那薬剤師会（伊那市）検査センターとの連携体制で対応する。

（水道水質事故に対応するための必要な事項）

第3条 水道水質事故における甲の初期対応に対応するため、乙は甲の職員の研修を受け入れるものとする。

2 甲の職員は乙の施設において水道水質管理について定期的に研修を受けるものとする。

3 乙は甲の水道水質の経年検査結果データを管理し、水質の変化等の把握をし、甲の要請により結果集計表等の作成を迅速に行い、評価するものとする。

4 甲は本条前各項を履行するため、乙に定期水質検査を委託する。

（経費の負担）

第4条 甲が第2条の規定により乙に要請した脂質検査に係る経費は、原則無償とするものとする。

但し、水質事故において汚染原因者が特定できる場合等については、甲乙協議の上決定する。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく緊急時の対応により生じた損害の負担は甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第6条 この協定の円滑な遂行のため、甲、乙双方の連携について協議する。

2 その他、この協定に定めていない事項については甲、乙双方にて協議の上定めるものとする。

（期間）

第7条 この協定は、令和2年4月1日から1年間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに当事者の一方から書面による別段意思表示が倍場合は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

なお、平成20年8月18日付の災害時等における水道水質検査協力に関する協定書については本協定書の締結を以て廃止とする。

上記の協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市
市長 三木 正夫

乙 長野県長野市アークス13番地11号
一般社団法人長野市薬剤師会
会長 原 澄

5-7-24 災害時における空調機器の応急対策に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と信越空調株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における空調機器の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時または災害発生のおそれがある場合の指定緊急避難場所や指定避難所等（以下「避難所等」という。）における健全な空気環境の確保のため、甲及び乙において、甲が開設した避難所等にて被災者の生活環境の保全を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、避難所等において、健全な空気環境の確保が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項に基づく要請を行う場合は文書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール（SNS含む）等により要請できるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 前条における要請内容は次のとおりとする。

- (1) 可動式空調機器（移動式エアコン、大型扇風機、温風器等、施設への設置工事を伴わないもの。）の設置
- (2) 可搬式発電機の設置
- (3) 空調設備等の機能回復
- (4) 固定式空調設備等の設置
- (5) その他、必要と認める業務

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

2 乙は、前項の措置の状況を甲に様式第2号に定める文書又は口頭で回答するものとし、口頭で回答を行う場合は、甲に対して速やかに文書で回答するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく第3条の要請内容の実施に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算定については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加できるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から2024年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から換算して、1年延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2023年9月21日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市
須坂市長 三 木 正 夫

乙 長野県須坂市米持町174-1
信越空調株式会社
代表取締役社長 金 澤 英 次 郎

5-8-1 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と須高農業協同組合（以下「乙」という。）は、須坂市内に地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として災害対策基本法（昭和36年法律223号）第23条第1項の規定に基づき、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価及び運搬に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制）

第8条 乙は、他の農業協同組合間相互支援等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、被災者等への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第10条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法（昭和22年法律第232号）その他関係法令を遵守するものとする。

（期間）

第11条 この協定は、平成11年11月29日から施行し、特別の事情がない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成11年11月29日

甲 須坂市長 永井順裕 ㊟

乙 須高農業協同組合
組合長 荒井壽夫 ㊟

5-8-2 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）は、須坂市内に地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として災害対策基本法（昭和36年法律223号）第23条第1項の規定に基づき、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価及び運搬に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制）

第8条 乙は、他の生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、被災者等への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第10条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守するものとする。

（期間）

第11条 この協定は、平成11年11月29日から施行し、特別の事情がない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成11年11月29日

甲 須坂市長 永井順裕 ㊟

乙 生活協同組合コープながの

理事長 米原俊夫 ㊟

5-8-3 メッセージボード搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、メッセージボード搭載自動販売機（以下「販売機」という。）の運用及び災害時における協力により、市民への情報提供及び災害時の飲料等供給を図り、もって市民の生活、生命及び財産の安全確保に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（販売機の設置等）

第1条 乙は、甲が管理する施設内に、販売機を乙の負担により設置するものとする。

なお、設置場所及び台数については、甲乙双方でその都度協議するものとする。

2 乙は、販売機設置後はその維持管理に努めるとともに、その費用については乙の負担とする。

（メッセージボードの使用）

第2条 甲は、販売機に搭載されたメッセージボード（以下「ボード」という。）に行政情報及び災害情報（以下「情報」という。）を、甲の判断により適宜表示できるものとする。

2 甲が、ボードに情報を表示していない時は、乙は、時事通信社の時事ニュースを表示させるものとし、その費用については乙の負担とする。

（協力）

第3条 甲の区域内において震度5弱以上の地震、又は同等以上の災害が発生し、ライフラインが遮断するおそれがある場合において、甲は災害対策本部を設置し、災害対策本部を通じ乙に販売機の飲料の提供について要請を行うものとする。

2 乙は、前項に掲げる要請があったときは、販売機内の飲料を甲に無償で提供するものとする。ただし、販売機のフリーバンド（無償提供）設定は甲が行うものとする。

3 甲は、第1項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資無償提供要請書を提出するものとする。

（販売機操作の為の機材）

第4条 乙は、甲がボードへの情報表示及びフリーバンド設置を行うために必要な資材を甲に無償で

貸与するものとする。

（その他の協力）

第5条 乙は、第3条第1項に掲げる要請以外に、甲から飲料の提供についての要請があったときは有償で飲料の優先的な提供を甲に行うものとする。

2 前項の飲料の引渡し場所及び費用については、甲乙協議のうえ定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基き支払うものとする。

3 甲は、第1項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書（様式第2号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資有償提供要請書を提出するものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前に、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限りこの協定を1年間継続するものとし、以後毎年この例による。

2 前項の解消の申し出は、3か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年3月15日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
長野県須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 富山県高岡市内島3550
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役 稲 垣 春 彦 ㊟

5-8-4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ須坂店（以下「乙」という。）とは、災害時及び平常時における防災活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力）

第1条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

(1) 救援物資として、乙が保有する物資の供給に関すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる甲からの要請は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（緊急事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

(1) 別表「災害時における救援物資一覧表」に掲げる物資

(2) その地甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における防災活動の円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものと

する。

（平常時の協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業等の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものである。

(1) 甲及び乙が、ジャスコ須坂店で共同実施する防災啓発事業及び防災訓練

(2) 甲が実施する防災啓発事業

(3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙についてはジャスコ須坂店店長とする。

（協議）

第10条 この協定の実施について協議が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし有効期間満了日の1か月前までに、双方いずれから文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から換算して、1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

2 乙が閉店したとき、又は乙が第4条に掲げる物資等をすべて取り扱わなくなったとき、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年10月11日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三木正夫 ㊞

乙 長野県須坂市馬場町1288

イオン株式会社ジャスコ須坂店

店長 小澤俊彦 ㊞

5-8-5 災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）とイオン㈱ジャスコ須坂店（以下「乙」という。）とは、須坂市内に地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、避難施設に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として災害対策基本法（昭和36年法律223号）第23条第1項の規定に基づき、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が避難施設を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有駐車場の使用について協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、駐車場の一部を避難施設として協力するものとする。

2 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、所有の駐車場の一部を一時使用させるものとする。

3 甲は、乙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲で使用する。

（使用期間）

第4条 前条第2項に掲げた施設を避難施設として、使用する期間は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（運営）

第5条 乙は、当該避難施設を使用させる場合において、必要があると認めたときは、甲の職員を当該避難施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

（訓練等）

第6条 甲乙は、この協定の効果的な運用を図るため、合同訓練等の実施に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 乙がこの協定に基づく協力により要した費用は、乙の負担とする。

2 乙が、当該避難訓練を甲に使用させたことに關し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合には甲が負担

するものとする。

（変更及び廃止）

第8条 乙は、当該避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は閉店時等非難施設としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該避難施設の使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

（期間）

第9条 この協定は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年10月11日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 長野県須坂市馬場町1288

イオン株式会社ジャスコ須坂店

店長 小 澤 俊 彦 ㊟

5-8-6 災害時における協力に関する応援協定

須坂市（以下「甲」という。）とA（以下「乙」という。）とは、災害時及び平常時における防災活動の協力に関し、次のとおり協定を締結した。

（災害時の協力）

第1条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

- (1) 救援物資として、乙が保有する物資の供給に関すること。
- (2) 避難場所として、乙が所有する駐車場の提供に関すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる甲からの要請は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（緊急事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表「災害時における救援物資一覧表」に掲げる物資
- (2) その地甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における防災活動の円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応

援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業等の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものである。

- (1) 甲及び乙が、A共同実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙についてはA店長とする。

（協議）

第10条 この協定の実施について協議が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書は、協定締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし有効期間満了日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から換算して、1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

2 乙が閉店したとき、又は乙が第4条に掲げる物資等をすべて取り扱わなくなったとき、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年10月11日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫 ㊟

乙 B

A	B
株式会社Ｓ・Ｓ・Ｖ西友 須坂店	須坂市大字須坂1539-1 株式会社Ｓ・Ｓ・Ｖ西友須坂店 店長 永井 大夫
株式会社マツヤ 須坂西店	須坂市墨坂4丁目1番3号 株式会社マツヤ須坂西店 店長 渡辺 郁雄
株式会社ツルヤ 須坂西店	須坂市南横町1605-1 株式会社ツルヤ須坂西店 店長 山田 啓明
株式会社アップルランドデリシア 須坂井上店	須坂市大字幸高92-1 株式会社アップルランドデリシア須坂井上店 店長 岡村 典明
株式会社西源 須坂・長野東インター店	須坂市大字井上1700-13 株式会社西源須坂・長野東インター店 副店長 小坂 武彦
須高農業共同組合 Ａコープすこう店	須坂市大字小山1253-5 須高農業協同組合 組合長 小出 俊雄

5-8-7 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合北信支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、以って市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
 - (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
 - (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
 - (4) 乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
 - (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
 - (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援
- 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（協力体制の構築）

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

（防災意識の向上）

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

（市民への周知）

第11条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月25日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫 ㊟
乙 長野市北条町25番地1
長野県石油商業組合
理事長 渡 邊 一 正 ㊟
丙 長野市高田655-6
長野県石油商業組合北信支部
支部長 原 山 稔 明 ㊟

5-8-8 災害時における物資供給に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月8日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長 三 木 正 夫

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

5-9-1 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目 的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定 義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、須坂市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、須坂市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）

を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。

る。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年9月15日

甲) 須坂市大字須坂1528番地の1

須坂市長

乙) 長野市三輪荒屋1151番地1

株式会社ゼンリン 新潟・長野エリア統括部長
長野営業所長

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

第1条（定 義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)対象機器上で閲覧すること。

(2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力し

た本データを以下「印刷地図」という。)

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとし

ます。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

5-9-2 災害時の情報伝達に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）とJ A R L長野県支部須坂クラブ（以下「乙」という。）は、大規模災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（ボランティア活動）

第3条 この協定に基づき行う会員の活動は、会員自らのボランティア精神に則り遂行するものとする。

（要請）

第4条 甲は、災害が発生し、防災行政無線、公衆通信回線その他の手段による通信連絡が困難または不可能な場合で、災害情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

2 前項の要請手段は、口頭、電話等をもって行い、事後において文書を提出するものとする。

（情報収集内容）

第5条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 災害発生場所およびその状況
- (2) 火災、建物倒壊等による被害者の発生状況および救護状況
- (3) 災害に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

（費用）

第6条 情報収集にかかる費用は無償とする。

（名簿の提出）

第7条 乙は、毎年1回その会員の名簿を甲に提出するものとする。

（便宜供与）

第8条 甲は、第4条に定める協力を要請した場合

において、乙又は会員から情報連絡の用に供するアマチュア無線局の設置について協力を求められたときは、これに協力することができる。

（訓練への参加）

第9条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

（協議）

第10条 この覚書に定めない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成22年10月18日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫 ㊟
乙 須坂市大字北相之島町42
J A R L長野県支部須坂クラブ
会長 杵 淵 恭 宏 ㊟

5-9-3 災害時における動物救護活動に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）、犬処ケンケン（以下「乙」）は、市内において災害時における動物救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動に対する、乙の協力に関する事項を定める。

（対象動物）

第2条 この協定における、動物とは、原則として、人が飼養している犬、猫で、災害により、所有者が判明しないもの及び被災者が飼養する動物とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、動物救護の活動を実施する必要が発生した場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときには、やむを得ない事由のない限り、動物の救護活動に協力するものとする。

3 要請は、災害時における動物救護活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（動物救護所設置等）

第4条 甲は災害が発生した場合、災害現場及び市の災害対策本部の指定した場所に動物救護所を設置するものとする。

2 乙は甲が指定した動物救護所において動物救護の活動を実施するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について、甲へ動物救護活動報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、活動状況により口頭等で報告した場合は、後日報告書を提出するものとする。

（協力要請内容）

第5条 甲、乙の協力要請する活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 動物救護所の運営に関すること。
- (2) 被災動物の衛生対策に関すること。
- (3) その他必要な業務

（非常備蓄）

第6条 甲、乙は動物救護に必要な備品、衛生用品、飼料、その他必要な物品の備蓄に努めるものとする。

（救護活動の終了）

第7条 乙は、救護活動の必要がなくなつたと判断したときは、甲と協議の上で活動を終了するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めない。ただし、義援金、団体及び個人等の支援がある場合はそれを用いる。

（啓発）

第9条 甲、乙は、飼養動物の飼主に対し、災害時に備えて必要な措置を講じるよう啓発に努める。

（協議）

第10条 この協定の定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して決定する。

（有効期日）

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲、乙のいずれかの申し出が無い限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙の記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月21日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市長 三 木 正 夫

乙 須坂市大字須坂1416番地
犬処ケンケン須坂本店
オーナー 小野澤 ち か

5-9-4 須坂市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会（以下「乙」という）は、災害時における須坂市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、須坂市における災害時応急対応活動拠点としてのセンターの設置、及びそれに伴う災害ボランティア活動を円滑にすすめ、被災者の生活支援に寄与するため、甲及び乙の役割と費用負担等必要な事項を定めることを目的とする。

（連携と協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被災状況等を含め災害ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

2 センターの閉鎖は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターは、乙の事務所又は管理する施設のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙の管理する事務所等に適切な場所がない場合には、甲は適切な場所を確保し乙に提供するものとする。

2 災害の程度及び地理的環境等により、分室等の設置が必要である場合は、甲乙協議の上、前項に準じ設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部の社会福祉協議会、災害ボランティア、地域関係機関、団体等の協力を得て運営するものとする。

2 甲は、センターの運営に際し、乙との連絡調整のため担当者を配置するものとする。

3 乙は、センターの円滑な運営が困難な時は、甲

に対し必要な協力を求めることができる。

4 センターにおいて必要な資機材は、乙が準備するものとし、不足する場合は、甲乙協力して確保するものとする。

（業務）

第6条 センターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 被災状況の把握
 - (2) 被災者要望の把握
 - (3) 災害ボランティアの募集及び受付
 - (4) センター及び災害ボランティア活動に関する相談・問い合わせへの対応
 - (5) 災害ボランティアの活動に関する保険加入手続き
 - (6) 災害ボランティア活動の情報発信
 - (7) 活動に必要な資機材等の調達・貸出・保管・管理
 - (8) 災害ボランティア活動に必要な移動の支援
 - (9) 須坂市災害対策本部との次の情報の共有
 - ① 被災・避難状況
 - ② インフラ等の復旧計画と状況
 - ③ 災害ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 特に支援を必要とする者の情報
 - ⑤ その他、甲乙間で協議の上必要とすること
 - (10) 関係機関、団体との連絡・調整等
 - (11) その他、センターの運営に必要なこと
- （災害ボランティア）

第7条 この協定に定める災害ボランティアは、ボランティア活動保険に加入し、センターに登録された者を言う。

（費用負担）

第8条 センターの設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とし、その他の費用負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払い）

第9条 乙は、前条に定める費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求のあったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 災害時における応急・復旧活動等により、災害ボランティアが被った損害に対する補償は、

ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙に対しセンターの運営状況について、随時報告を求めることができるものとする。

(平常時の体制整備)

第12条 乙は、平常時においても災害に備え、センター機能の整備・保持及び資機材の確保等に努めるものとする。なお、甲は、乙の求めに応じ協力するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関等との良好な関係の維持に努め、災害時における連携・協力体制の確立に努めるものとする。

3 甲及び乙は、平常時から災害ボランティアの養成や地区自主防災組織を育成するなど、災害時にボランティア活動が円滑、効果的に実施されるよう努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 乙は、本協定にもとづき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人須坂市社会福祉協議会個人情報保護規程にもとづき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2022年3月31日とする。

2 前項の規定に関わらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2021年7月1日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市

須坂市長 三 木 正 夫

乙 長野県須坂市大字須坂476番地1

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会
会 長 永 井 康 彦

5-9-5 災害時における被災者支援に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会長野支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、須坂市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において、「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 要請する支援内容は、前項の第1号から第6号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第4条2項に定める方法により行うものとする。

（業務相談対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた須坂市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- (2) 災害により須坂市外から同市内に避難した者
- (3) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあっている者で甲又は乙が必要と認めた者。

（業務相談の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ、SNS等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、乙は長野県行政書士会とも協力して、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に第4条1項の要請をする際には、被災者支援のための行政書士相談を実施する場所の調整及び広報に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時には、実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とし、甲および第3条に掲げる相談対象者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、甲乙いずれからも申出がない限り継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2021年12月17日

甲 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市

須坂市長 三 木 正 夫 ㊤

乙 長野県長野市南長野南県町1009-3

長野県行政書士会長野支部

支部長 和 田 英 幸 ㊤

(別記様式)

令和 年 月 日

災 害 時 支 援 要 請 書

長野県行政書士会長野支部長 宛

須坂市長

災害時における被災者支援協力に関する協定書第4条の規定に基づき次のとおり被災者支援を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	所属	職名
	氏名	電話
要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
要請内容		
支援の場所		
支援の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
備 考		

5-9-6 災害時における相談業務に関する協定書

須坂市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第3条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

2 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2023年（令和5年）3月31日までとする。ただし、期間の満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年（令和4年）12月19日

甲 須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市
須坂市長 三木正夫

乙 長野市妻科432番地
長野県弁護士会
会長 中村威彦

6 ヘリコプター要請関係

6-1 市内ヘリポート一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話	ヘリポート面積	施設規模	周 辺 の 状 況
1	森上小学校グラウンド	墨坂三丁目1番1号	245-0236	長さ 100m 7,300㎡ 幅 73m	中	建造物 東に校舎（17m）、南側に住宅 立木等 西・南・北に立木（8～11m） 電線等 西・北に電線（13m）
2	井上小学校グラウンド	大字幸高292番地	245-0599	長さ 97m 6,790㎡ 幅 70m	中	建造物 東に校舎（17m）、国旗掲揚塔（15m） 立木等 西・南・北に立木（10～14m） 電線等 北に電線（13m）
3	須坂小学校 グラウンド 常盤中学校	大字日滝2番地	市民体育館 245-0466	長さ 165m 16,335㎡ 幅 99m	大	建造物 東に中学校校舎（19m）、照明灯（15m） 立木等 西に小学校校舎（19m）、照明灯（15m） 電線等 南に国旗掲揚塔（15m）、体育館（12m） 西・北に電線（13m）
4	東中学校グラウンド	大字亀倉6番地6	245-2342	長さ 126m 10,080㎡ 幅 80m	大	建造物 東に校舎（20m）、国旗掲揚塔（15m） 立木等 西・北に立木（10～19m） 電線等 西・南に電線（11～13m）
5	仁礼小学校グラウンド	大字仁礼96番地2	245-2343	長さ 97m 6,790㎡ 幅 70m	中	建造物 東に保育園、西、北に校舎（17m）、体育館（9m） 立木等 南に立木（9m） 電線等 東・南に電線（11～13m）
6	豊丘小学校グラウンド	大字豊丘1070番地	245-0491	長さ 92m 5,796㎡ 幅 63m	中	建造物 東に校舎（17m）、国旗掲揚塔（15m） 立木等 北にバックネット（5m） 電線等 北に立木（7m） 北・西に電線（9～11m）
7	北部運動広場	大字小河原 1055番地3	北部体育館 248-5600	長さ 130m 14,820㎡ 幅 114m	大	建造物 東にバックネット（12m）、フェンス（7m）、西にフ エンス（12m）、南に体育館（16m）、国旗掲揚塔 電線等 （12m）、北にフェンス（7m） 南55mの位置に電線（11m）
8	高甫	墨坂南五丁目 高甫橋下流右岸		長さ 60m 1,800㎡ 幅 30m	中	立木等 北及び西に松ノ木 高さ7～10m 南10m百々川
9	福島スポーツ広場	福島町1077-2他	市民体育館 245-0466	クレー 10,800㎡×2面 クレー 6,300㎡×1面	大	電線建造物 なし 立木等 グラウンド周囲に有り
10	須坂悠生寮グラウンド	大字米子7-1		長さ 80m 幅 35m	中	北に山
11	峰の原高原クロスカントリーコース	大字仁礼3135-654		長さ 100m 幅 70m	大	

6－2 拠点ヘリポート及び長野県警察本部航空隊ヘリポート

番号	名 称	所 在 地	電 話	ヘリポート面積	施設規模	周 辺 の 状 況
1	県民須坂運動広場	臥竜三丁目 5番1号	246-4233	21,000㎡ 長さ 175m 幅 120m	大	建造物 西に野球場照明灯（17m）、バックネット（17m）、 南に国旗掲揚塔（17m） 立木等 南に立木（17m）、北50mの位置に立木（30m） 電線等 北に電線（12m）

7 消防・水防活動関係

7-1 消防団管轄区域及び出動区分計画

分団	管 轄 区 域	予 定 出 動 隊		
		第 1 出動	第 2 出動	第 3 出動
第 1 分団	穀 南 町、上 坂 町 南 原 町、坂 田 町	1 分団	1 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 2 分団 1 部 8 分団 4 部 11 分団 1 部	(応援分団) 2 分団 8 分団 11 分団	
第 2 分団	本 上 町、上 中 町 中 町、常 盤 町 北 原 町、小 山 町 屋 部 町	2 分団	2 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 1 分団 1 部 3 分団 1 部	(応援分団) 1 分団 3 分団 4 分団 8 分団	
第 3 分団	東 横 町、南 横 町 北 横 町、横 町 立 町、馬 場 町 西 町、須坂ハイランド町 八 幡 町、境 沢 町 田の神町	3 分団	3 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 2 分団 2 部 4 分団 1 部	(応援分団) 2 分団 4 分団 5 分団 6 分団 7 分団	
第 4 分団	春 木 町、太 子 町 新 町、相 森 町 高 橋 町、大 谷 町 本 郷 町	4 分団	4 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 2 分団 1 部 5 分団 1 部 5 分団 2 部	(応援分団) 2 分団 3 分団 5 分団	
第 5 分団	相 之 島 町、小 島 町 新 田 町、南小河原町 小 河 原 町、高 畑 町 北相之島町、旭ヶ丘町 北旭ヶ丘町、松 川 町 光ヶ丘ニュータウン、豊 島 町	5 分団	5 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 4 分団 1 部 6 分団 3 部	(応援分団) 4 分団 6 分団	
第 6 分団	塩 川 町、高 梨 町 村 山 町、八 重 森 町 沼 目 町、五 閑 町	6 分団	6 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 3 分団 3 部 5 分団 2 部 5 分団 4 部 7 分団 3 部	(応援分団) 3 分団 5 分団 7 分団	

分団	管 轄 区 域	予 定 出 動 隊		
		第 1 出動	第 2 出動	第 3 出動
第 7 分団	井 上 町、福 島 町 中 島 町、九 反 田 町 幸 高 町、米 持 町 二 睦 町	7 分団	7 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 3 分団 3 部 6 分団 1 部 6 分団 5 部 8 分団 1 部	(応援分団) 3 分団 6 分団 8 分団	
第 8 分団	上 八 町、下 八 町 野 辺 町、村 石 町 望 岳 台、明 徳 町	8 分団	8 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 1 分団 2 部 7 分団 6 部 9 分団 3 部 11 分団 1 部	(応援分団) 1 分団 7 分団 9 分団 11 分団	
第 9 分団	仁 礼 町、峰の原高原	9 分団	9 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 8 分団 2 部 10 分団 1 部	(応援分団) 8 分団 10 分団	
第 10 分団	亀 倉 町、米 子 町 夏 端 町、塩 野 町	10 分団	10 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 8 分団 4 部 9 分団 3 部 11 分団 1 部	(応援分団) 8 分団 9 分団 11 分団	
第 11 分団	豊 丘 町、豊 丘 上 町 大 日 向 町	11 分団	11 分団	第 2 出動と命令を受けた分団
		(応援分団) 1 分団 2 部 8 分団 4 部 10 分団 2 部 10 分団 3 部	(応援分団) 1 分団 8 分団 10 分団	

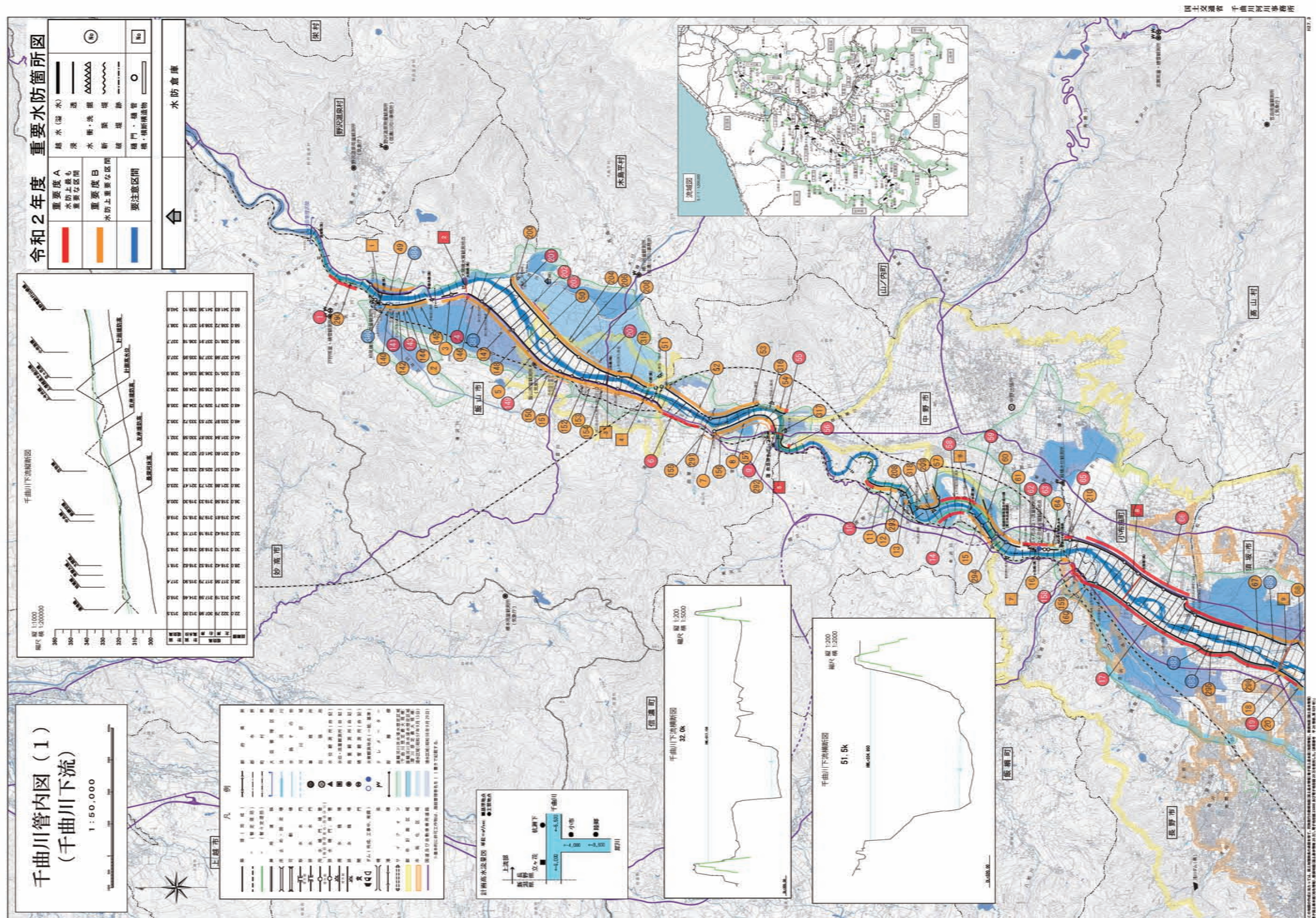
7-2 重要水防箇所一覧表

([資料 7-3] 重要水防箇所図参照)

								令和 2 年度重要水防箇所											
								積み土囊		月の輪、シート張り		月の輪、釜段							
水防 管理 団体	担 当 出張所	河川名	左右 岸別	目 標 物	主法線部			重 要 水 防 評 価 要注意区間											
					距離標	距離標間距離		越水・溢水		浸透に係る重要水防箇所（新基準）						新堤防		破堤跡	
						堤体漏水	基盤漏水			総合判定									
					区間 (m)	累積 (m)	番号	判定	番号	判定	番号	判定	番号	判定	番号	判定	番号	判定	
須坂市	中野	千曲川	右岸		57. 5	447	37, 505		A										
須坂市	中野	千曲川	右岸		57. 50+375	375	37, 880		A										
須坂市	中野	千曲川	右岸		58. 0	100	37, 980		A										
須坂市	中野	千曲川	右岸		58. 5	471	38, 451		A										
須坂市	中野	千曲川	右岸		59. 0	530	38, 981	67	B										
須坂市	中野	千曲川	右岸		59. 00+404m	404	39, 385		B										
須坂市	中野	千曲川	右岸		59. 5	101	39, 486		B								385	要 要	
須坂市	中野	千曲川	右岸		59. 50+110m	110	39, 596		B										
須坂市	中野	千曲川	右岸		60. 0	397	39, 993		B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		60. 00+275	280	40, 273		B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		60. 0		40, 273		B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		60. 00+315	52	40, 325		B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		60. 00+325	10	40, 335												
須坂市	長野	千曲川	右岸	百々川	60. 00+383	0	40, 335												
須坂市	長野	千曲川	右岸		60. 00+410m	17	40, 352	68	B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		60. 5	223	40, 575		B							386	H30		
須坂市	長野	千曲川	右岸		60. 50+392m	392	40, 967		B								H30		
須坂市	長野	千曲川	右岸		60. 60+400m	108	41, 075		B							H30			

須坂市	長野	千曲川	右岸		61.0	36	41,111		B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		61.00+480	480	41,591		B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		61.5	0	41,591	69	B	211	B			211	B				
須坂市	長野	千曲川	右岸		62.0	513	42,104		B		B				B				
須坂市	長野	千曲川	右岸		62.00+40m	40	42,144		B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		62.5	437	42,581		B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		62.50+45	45	42,626		B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		62.50+125	80	42,706												
須坂市	長野	千曲川	右岸	屋島橋	62.50+175m	50	42,756												
須坂市	長野	千曲川	右岸		62.50+205	29	42,785												
須坂市	長野	千曲川	右岸		62.50+220m	15	42,800	70	B										
須坂市	長野	千曲川	右岸		62.50+355	135	42,935		B	212	B	212	B	212	B				

7-3 重要水防箇所図

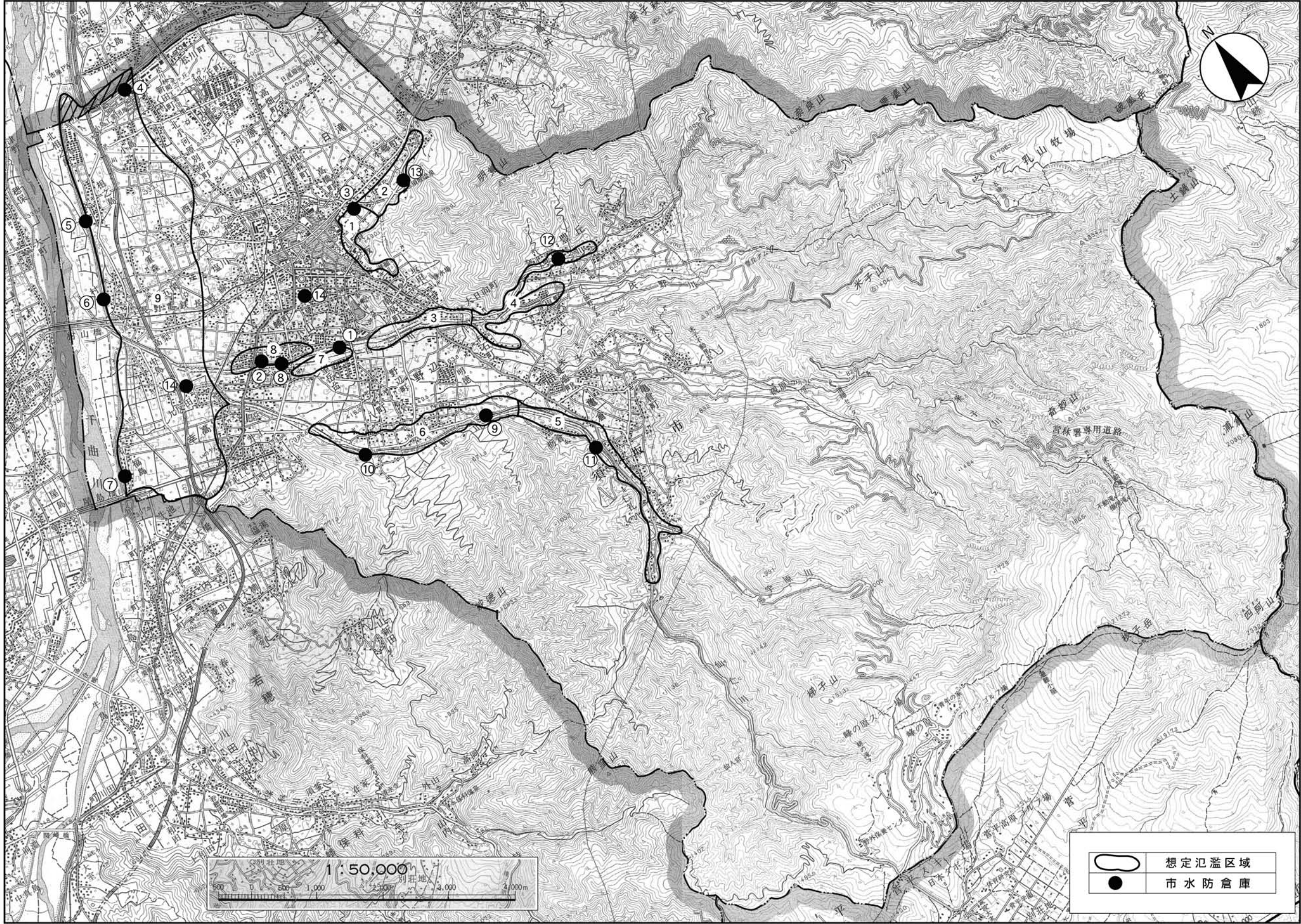


7-4 想定氾濫区域

〔資料7-5〕 想定氾濫区域及び水防倉庫位置図参照)

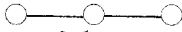
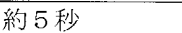
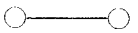
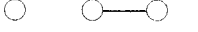
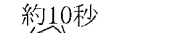
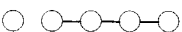
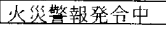
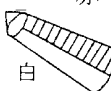
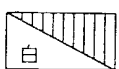
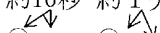
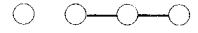
図面対象番号	想定氾濫区域 (ha)	建 物			公 共 用 施 設			農 地
		住 家 (世帯数)	公共用 建物 (か所)	工場 その他 (か所)	道 路 (m)	橋 梁 (か所)	鉄 道 (m)	田 畑 (ha)
1	28.25	166	5	2	2,400	2	0	10.50
2	41.88	250	3	1	4,500	11	0	12.38
3	35.63	125	3	4	2,000	4	0	5.75
4	45.63	316	4	40	3,500	10	0	2.60
5	65.00	55	2	2	4,500	10	0	20.25
6	93.13	90	4	9	4,200	6	0	38.60
7	14.38	30	1	3	1,500	0	0	3.75
8	26.25	120	3	33	1,600	0	0	2.20
9	966.85	1,928	47	60	45,700	33	3,700	774.10
計	1,317.00	3,080	72	154	69,900	76	3,700	870.13

7-5 想定氾濫区域及び水防倉庫位置図



7-6 消防信号

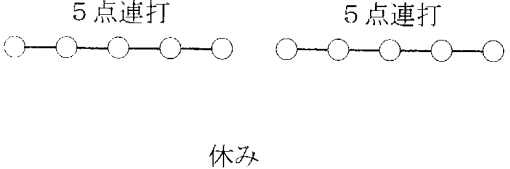
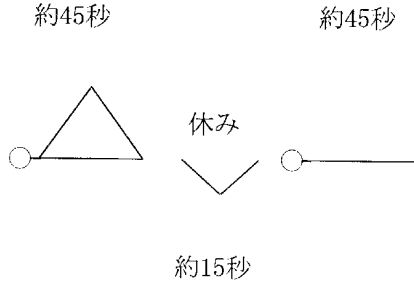
昭和24年2月総理府令第10号改正
 昭和27年7月総理府令第38号改正
 昭和48年6月自治省令第13号改正

方法 種別	種 別	打 鐘 信 号	余いん防止つき サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約800 m以内のとき。	 (連点)	約3秒  約2秒(短声連点)	
	出場信号 署所団出場区域内	 (3点)	約5秒 	
	応援信号 署所団特別応援出 場のとき。	 (2点)	約6秒 	
	報知信号 出場区域以外の火 災を認知したとき。	 (1点)		
	鎮火信号	 (1点と2点) との斑打		
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出場区域内	 (3点と2点との斑打)	約10秒  約2秒	
	応援信号 署所団出場特命応 援出場のとき。	同 上		
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	 (1点と4点との斑点)	約30秒  約6秒	掲示板  吹流し 赤地に白字形状大 きさは適宜とする 赤 旗  
	火災警報解除信号	 (1点2個と2点の斑打)	約10秒 約1分  約3秒	口頭伝達、掲示板の撤 去吹流し及び旗の降下
演 習 招 集 信 号	演習招集信号	 (1点と3点との斑打)	約15秒  約6秒	
備考 (1) 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。 (2) 信号継続時間は、適宜とする。 (3) 消防職員または消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。				

7-7 地震防災信号

(警戒宣言発令時)

昭和54年8月総理令第38号

警 鐘	サイ レ ン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

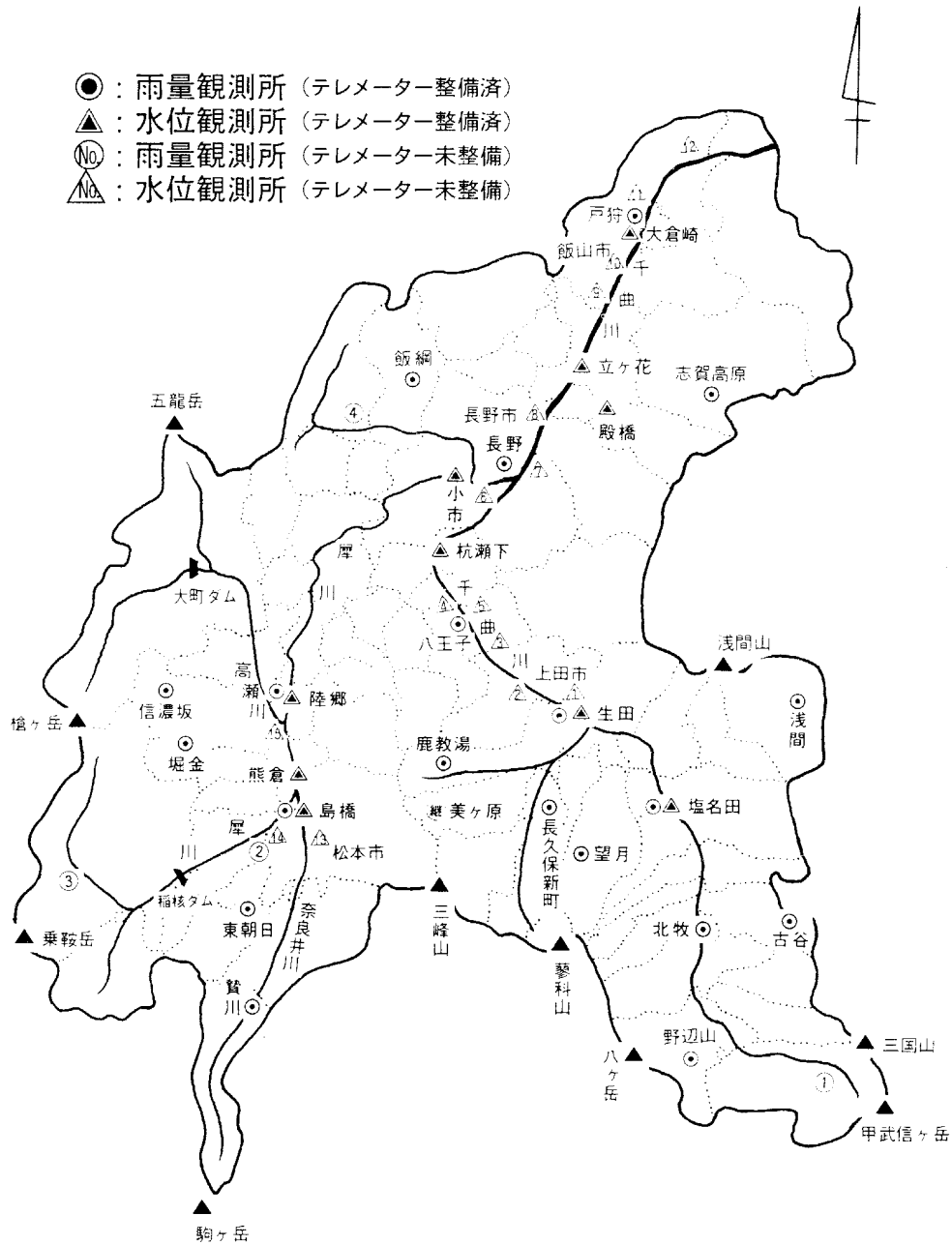
7-8 水防信号

昭和26年5月17日
長野県別規第42号

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サイ レ ン
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。	○休止○休止○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。	○—○—○— ○—○—○— ○—○—○—	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。	○—○—○— ○—○—○— ○—○—○—	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

7-9 信濃川水系雨量・水位観測所位置図



凡例	観測所名	凡例	観測所名	凡例	観測所名
①	川上	△1	大正橋上	△11	上境
②	保福寺	△5	筭橋	△12	照岡
③	霞沢	△6	川中島橋	△13	新橋
④	鬼無里	△7	牛島	△14	梓橋下
△1	大屋橋	△8	村山橋	△15	万水川
△2	上田橋下	△9	腰巻橋		
△3	鼠宿	△10	飯山		

7-10 洪水警戒水位と伝ば時間

水 系	観 測 区 分	所 属	観測所名	指定水位	警戒水位	洪水伝ば時間
千 曲 川	水 位	県	臼 田	1.50m	2.00m	基 点
	〃	〃	塩 名 田	1.00	1.50	1 時間 0 分
	〃	東 電	西 浦	390m ³ /sec	/	/
	〃	県	依 田 橋	1.00	1.30	1.40
	〃	国交省	上 田 橋	2.90	3.50	2.30
	/	/	大 正 橋	/	/	4.10
	水 位	国交省	杭 瀬 下	0.70	1.60	5.00
	/	/	川 中 島 橋	/	/	6.30
	水 位	国交省	牛 島	4.40	5.40	7.30
	/	/	村 山 橋	/	/	8.00
	/	/	山 王 橋	/	/	8.30
	水 位	国交省	立 ケ 花	3.00	5.00	9.30
	〃	〃	飯 山	/	/	12.00
犀 川	水 位	国交省	梓 橋 下	1.10	3.50	基 点
	〃	〃	新 橋	1.00	2.00	/
	〃	〃	犀 川 橋 上	1.30	2.00	1.30
	〃	〃	陸 郷	2.50	3.60	/
	/	/	明 科	/	/	1.50
	水 位	東 電	生 坂	80m ³ /sec	1,500m ³ /sec	2.10
	〃	〃	平	〃	〃	/
	〃	〃	水 内	500m ³ /sec	〃	5.00
	〃	〃	笹 平	800m ³ /sec	〃	/
	〃	〃	小 田 切	〃	〃	6.40
	水 位	国交省	小 市 橋	-0.50	0.70	7.10
	/	/	松 岡	/	/	8.00
	水 位	国交省	牛 島	4.40	5.40	8.20

7-11 水位情報周知河川及び避難判断水位

水 系	河川名	水位情報周知指定区間		対象水位観測所		
		自	至	名 称	位置	避難判断水位
千曲川	松 川	高山村山田入	小布施町大島 (千曲川合流点)	須坂松川	小布施 町福原	2.1 m

8 緊急輸送関係

8－1 緊急通行車両事前届出要領に基づく届出車両

NO.	車両登録番号	車 種	所 管 課	災 害 時 の 主 な 用 途	備 考
1	長野800さ6170	ニッサン エクストレイル	総 務 課	情報収集及び被害調査等	防災無線搭載車
2	長野480う9002	スズキ エブリイ	政 策 推 進 課	情報収集及び広報等	拡声器搭載車
3	長野480こ2557	スズキ アルト	営 業 課	給水、施設復旧などの連絡等	
4	長野800す969	いすゞ トラック	上 下 水 道 課	給水	
5	長野400そ4763	トヨタ プロボックスバン	市 民 課	情報収集、資材搬入、広報等	拡声器搭載車、青色回転灯付
6	長野581て5974	ニッサン サクラ	市 民 課	避難指示などの広報等	拡声器搭載車、青色回転灯付 電気自動車
7	長野480な6002	スズキ エブリイ	農 林 課	情報収集及び被害調査等	
8	長野480た9113	スズキ エブリイ	農 林 課	情報収集及び被害調査等	
9	長野300ら6618	ニッサン エクストレイル	上 下 水 道 課	情報収集及び給水などの広報等	
10	長野400せ8753	マツダ トラック	上 下 水 道 課	上下水道施設復旧の機材運搬等	
11	長野501せ2500	トヨタ ラッシュ	道 路 河 川 課	情報収集、被害調査等及び道路水路の応急復旧等	
12	長野41う6603	ホンダ アクティ	道 路 河 川 課	情報収集、被害調査等及び道路水路の応急復旧等	
13	長野480う9036	スズキ エブリイ	道 路 河 川 課	情報収集、被害調査等及び道路水路の応急復旧等	
14	長野580こ7178	ホンダ ライフ	道 路 河 川 課	情報収集、被害調査等及び道路水路の応急復旧等	
15	長野480け4380	三菱 ミニキャブ	道 路 河 川 課	情報収集、被害調査等及び道路水路の応急復旧等	
16	長野480く3359	スズキ エブリイ	道 路 河 川 課	情報収集、被害調査等及び道路水路の応急復旧等	
17	長野400そ4843	トヨタ プロボックスバン	道 路 河 川 課	情報収集、被害調査等及び道路水路の応急復旧等	
18	長野400せ8708	ニッサン ADバン	健 康 づ く り 課	避難指示などの広報等	拡声器搭載車

8-2 緊急通行車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8-3 ポンプ保有状況

県内5市排水ポンプ保有状況

	出力(kW)又は吐出量(m ³ /分)	ポンプ型式		口 径	重 量 (kg)	台 数
		電 動 ポンプ	エンジン ポンプ			
飯田市	100kVA 15m ³ /分	○		30	240	2
	125kVA 15m ³ /分	○		30	240	2
	125kVA 15m ³ /分	○		30	240	2
長野市	2.9m ³ /分		○	150mm	170	2
	11ps、3.2～3.1m ³ /min		○	150mm	不明	49
中野市	15m ³ /分	○		300mm	270	2
	3.2m ³ /分		○	150mm	不明	11
	5m ³ /分×2	○		200mm	650	1
飯山市	3.0m ³ /分		○	150mm	200	1
須坂市	4.8m ³ /分		○	150mm	不明	1

長野県の排水ポンプ車配備状況

事務所別	飯田建設事務所	北信建設事務所	諏訪建設事務所		長野建設事務所	松本建設事務所
配備年度	平成19年度	平成21年度	平成24年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度
排水量等	30m ³ /分 (10t車)	30m ³ /分 (10t車)	30m ³ /分 (10t車)	30m ³ /分 (8t車)	30m ³ /分 (8t車)	30m ³ /分 (8t車)

9 避難収容関係

9－1 指定緊急避難場所、指定避難所

2022年4月1日現在

	施設名	所在地	電話	対象となる災害種別（○：使用可）								指定 避難所
				崖崩れ 土石流	地震	洪 水（－：浸水区域）						
						鮎川	百々川	灰野川	八木沢川	松川	千曲川	
1	須坂小学校	大字須坂780	245-0071	○	○	○	○	－	○	○	○	○
2	常盤中学校	大字日滝61	245-0326		○	○	－	－	○	○	○	○
3	森上小学校	墨坂3-1-1	245-0236	○	○	○	－	－	○	○	○	○
4	小山小学校	臥竜1-3-1	245-0242	○	○	○	－	－	○	○	○	○
5	相森中学校	大字日滝2082	245-0280	○	○	○	○	○	－	○	○	○
6	日滝小学校	大字日滝1648	245-0203	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	豊洲小学校	大字小島473	245-0459	○	○	○	－	－	－	－	－	○
8	旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘12-2	245-5101	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	日野小学校	大字塩川151	245-0774	○	○	○	－	－	○	○	－	○
10	井上小学校	大字幸高292	245-0599	○	○	－	○	○	○	○	○	○
11	高甫小学校	大字八町1916	245-0593	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	墨坂中学校	墨坂南2-19-1	245-0564	○	○	○	－	○	○	○	○	○
13	仁礼小学校	大字仁礼96-2	245-2343	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	東中学校	大字亀倉6-6	245-2342	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	豊丘小学校	大字豊丘1070	245-0491	○	○	○	○	－	○	○	○	○
16	こもれびホール	峰の原高原3153-756	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	臥竜山公会堂	臥竜2-4-2	245-0273		○	○	○	○	○	○	○	○

〔須坂防4〕

	施設名	所在地	電話	対象となる災害種別（○：使用可）								指定 避難所
				崖崩れ 土石流	地震	洪 水（－：浸水区域）						
						鮎川	百々川	灰野川	八木沢川	松川	千曲川	
18	市民体育館	大字日滝1	245-0466		○	○	－	－	○	○	○	○
19	多目的(防災)広場	大字日滝1	－	○	○	○	－	－	○	○	○	
20	北部体育館	大字小河原1055-3	248-5600	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	多目的(防災)広場	大字小河原1055-3	－	○	○	○	○	○	○	○	○	
22	須坂市役所	大字須坂1528-1	245-1400	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	多目的(防災)広場	大字須坂1528-1	－	○	○	○	－	－	○	○	○	
24	保健センター	大字小山1277-1	248-9023	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	生涯学習センター	大字須坂747-イ	245-1598	○	○	○	－	－	○	○	○	○
26	南部地域公民館	臥竜2-4-2	245-0273		○	○	○	○	○	○	○	○
27	須坂高校	大字須坂1518-2	245-0334	○	○	○	－	－	○	○	○	○
28	須坂東高校	大字日滝4-4	245-0331	○	○	○	－	－	○	○	○	○
29	長野養護学校高等部 すざか分教室	大字須坂1150	245-0421	○	○	○	－	－	○	○	○	○
30	須坂創成高校	大字須坂1616	245-0103	○	○	○	－	－	○	○	○	○
31	須坂東部保育園	大字日滝1185-1	245-0645	○	○	○	○	○	－	○	○	○
32	須坂保育園	大字小山1274	245-1841	○	○	○	－	－	○	○	○	○
33	日野保育園	大字塩川188-9	245-4094	○	○	○	－	－	○	－	－	○
34	高甫保育園	大字野辺1097-1	245-4154	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	井上保育園	大字幸高286-1	245-0485	○	○	－	○	○	○	○	○	○
36	北旭ヶ丘保育園	大字小河原3133-1	245-4041	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	須坂千曲保育園	大字中島250-1	245-1665	○	○	－	－	○	○	○	－	○
38	豊丘保育園	大字豊丘2440- 1	248-2118	○	○	○	○	－	○	○	○	○
39	仁礼保育園	大字仁礼7-13	248-2192	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	施設名	所在地	電話	対象となる災害種別（○：使用可）								指定 避難所
				崖崩れ 土石流	地震	洪 水（－：浸水区域）						
						鮎川	百々川	灰野川	八木沢川	松川	千曲川	
40	相之島保育園	大字相之島391-1	246-0975	○	○	○	－	－	－	－	－	○
41	仁礼コミュニティセンター ・くつろぎ荘	大字仁礼7-16	245-8118 246-2058	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	井上地域公民館	大字幸高274-3	246-2488	○	○	－	○	○	○	○	○	○
43	豊洲地域公民館	大字小島402-1	246-3232	○	○	○	－	－	－	－	－	○
44	日滝地域公民館	大字日滝897-4	248-1686	○	○	○	○	○	－	○	○	○
45	高甫地域公民館	大字八町1918	248-1925	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	豊丘地域公民館	大字豊丘1074-1	245-9768	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	旭ヶ丘ふれあいプラザ [※]	旭ヶ丘7-55	246-3783	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	日野地域公民館	大字塩川168-1	246-2274	○	○	○	－	－	○	－	－	○
49	人権交流センター	大字小山1264-4	245-0909	○	○	○	－	－	○	○	○	○
50	創造の家	臥竜6-25-1	248-0393	○	○	○	－	－	○	○	○	○
51	勤労青少年体育センター	臥竜6-25-2	245-1803	○	○	○	－	－	○	○	○	○
52	中央児童センター	大字須坂1212-1	245-5010	○	○	○	－	－	○	○	○	○
53	南部児童センター	墨坂南4-1-8	248-2330	○	○	○	－	－	○	○	○	○
54	東部児童センター	大字日滝91-4	246-0079	○	○	○	－	－	－	○	○	○
55	北部児童センター	大字小河原3305-1	248-8381	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	米子農村公園	大字米子879-3	—	○	○	○	○	○	○	○	○	
57	市立須坂図書館	大字須坂803-1	245-0784	○	○	○	○	－	○	○	○	○
58	勤労者研修センター	墨坂1-6-1	245-0134	○	○	○	－	－	○	○	○	○
59	須坂市蔵のまち 観光交流セ ンター	大字須坂352-2	248-6867	○	○	○	－	－	○	○	○	○
60	須坂市文化会館 メセナホー ル	墨坂南4-5-1	245-1800	○	○	○	－	－	○	○	○	○

	施設名	所在地	電話	対象となる災害種別（○：使用可）								指定 避難所
				崖崩れ 土石流	地震	洪 水（－：浸水区域）						
						鮎川	百々川	灰野川	八木沢川	松川	千曲川	
61	旧上高井郡役所	大字須坂812-2	245-5559	○	○	○	○	－	○	○	○	○
62	福祉会館	大字須坂1218	246-8759	○	○	○	－	－	○	○	○	○
63	須坂市ふれあい館 まゆぐら	大字須坂387-2	248-6225	○		○	－	－	○	○	○	○
64	柔道場	大字須坂777-1	－	○	○	○	○	－	○	○	○	○
65	剣道場	大字須坂777-1	－	○	○	○	○	－	○	○	○	○
66	須坂市技術情報センター	大字井上1835-1	251-2255	○	○	－	－	○	○	○	－	○
67	須坂駅前ビルシルキー（3階 シルキーホール、2階）	大字須坂1295-1	215-2225	○	○	○	○	○	○	○	○	○
68	ふれあい健康センター（湯っ 蔵んど）	大字仁礼7	248-6868	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69	須坂クラシック美術館	大字須坂371-6	246-6474	○		○	－	－	○	○	○	○
70	笠鉾会館ドリームホール	大字須坂410-1	246-7100	○	○	○	－	－	○	○	○	○
71	世界の民俗人形博物館	大字野辺1367-1	245-2340	○	○	○	－	○	○	○	○	○
72	豊丘活性化施設（そのさとホ ール）	大字豊丘1023-1	248-2350	○	○	○	○	－	○	○	○	○
73	須高行政事務組合	大字小山2104-36	245-1173	○	○	○	－	○	○	○	○	○
74	卓球場	大字日滝897-5	－	○		○	○	○	－	○	○	○
75	須坂市動物園避難所	臥竜3-967-1	245-1770	○	○	○	－	－	○	○	○	○
76	旧小田切家住宅	大字須坂423-1	246-2220	○	○	○	－	－	○	○	○	○
77	須坂版画美術館	大字野辺1386-8	248-6633	○	○	○	－	○	○	○	○	○
78	須坂市博物館	臥竜2-4-1	245-0407	○	○	○	－	－	○	○	○	○
79	臥竜公園庭球場南駐車場	臥竜2-4-8	245-1770	○	○	○	－	－	○	○	○	
80	臥竜公園（看護学校南）駐車場	臥竜2-4-8	245-1770		○	○	－	－	○	○	○	

	施設名	所在地	電話	対象となる災害種別（○：使用可）								指定 避難所
				崖崩れ 土石流	地震	洪 水（－：浸水区域）						
						鮎川	百々川	灰野川	八木沢川	松川	千曲川	
81	日滝原産業団地公園駐車場	大字日滝3550-11	248-9033	○	○	○	○	○	○	○	○	
82	須高広域総合プール「サマーランド」	大谷町413-4	245-1173		○	○	○	○	－	○	○	
83	須坂市豊洲防災コミュニティセンター	北相之島202番地 3	246-4264	○	○	○	－	－	－	－	－	○
84	イベント広場	大字野辺1375-1	－		○	○			○	○	○	

(災害時応援協定により緊急避難が可能な場所)										
施設名	所在地	電話	対象となる災害種別（○：使用可）							
			崖崩れ 土石流	地震	洪水（－：浸水区域）					
					鮎川	百々川	灰野川	八木沢川	松川	千曲川
須坂温泉古城荘（宿泊棟・体育館）	大字日滝5414	245-1460			○	○	○	○	○	○
イオン須坂店駐車場	馬場町1288	246-8811			○	－	－	○	○	○
西友須坂店駐車場	大字須坂1539-1	248-6660			○	－	－	○	○	○
デリシア須坂西店駐車場	墨坂4-1-3	245-2633			○	－	－	○	○	○
ツルヤ須坂西店駐車場	南横町1605-1	242-7011			○	－	－	○	○	○
デリシア須坂井上店駐車場	大字幸高92-1	242-5061			－	○	○	○	○	○
ラ・ムー須坂インター店駐車場	大字井上1700-13	246-4111			－	－	○	○	○	－
Aコープすこう店駐車場	小河原町1080-1	248-8888			○	○	○	○	○	○
綿半ホームエイド須坂店屋上駐車場	大字高梨245	242-3535			○	－	－	○	○	－
夢工房屋上駐車場	大字高梨343-1	214-3531			○	○	○	○	○	－
ディーアイシージャパン株式会社	井上1830-18	242-5520	○	○			○	○	○	－
須坂中央駐車場広場	大字須坂1268-1他	246-8250		○	○	－	－	○	○	○

9-2 福祉避難所一覧

	施設名	所在地	電話	土砂災害・浸水想定区域 要配慮者利用施設		収容人員
				浸水	土砂災害	
1	複合福祉施設 須坂やすらぎの園	大字日滝2887-1	246-4600			52
2	グリーンアルム複合施設	大字仁礼7-10	215-2662			67
3	特別養護老人ホーム 須坂荘	大字塩野951	248-0839		○	5
4	地域密着型小規模特別養護老人ホーム そのさと	大字豊丘2754-1	214-9727		○	4
5	障がい者支援施設 さくらの杜育豊	大字八町2366-イ	245-8108		○	58
6	須坂悠生寮	大字米子7-1	246-5156			21
7	とどろきグループホーム	大字須坂170	245-1973	○		8
8	悠々オアシス	大字小河原1564-1	247-0881	○		16
9	(株)ケアネット長野サービスセンター	大字小山2518-1	251-2708	○		15
10	地域密着型小規模特別養護老人ホームぬくもり園	大字野辺1335-1	242-5323	○		55
11	宅老所なずな豊丘	大字豊丘2755	274-5747		○	調整中
12	介護付き有料老人ホーム 愛光苑すぎか	大字須坂18-1	213-6886	○		調整中
13	ナーシングホーム須坂	大字須坂1641-3	213-6900	○		調整中
14	公仁会 轟病院	大字須坂1239	245-0126	○		調整中
15	デイサービスセンターぬくもり園	大字野辺1341-2	246-8462	○		調整中
16	デイサービスセンターことぶき	大字野辺1335-7	246-9822	○		調整中
17	共働舎いぶき	墨坂三丁目5番25号	214-7134	○		調整中

	施設名	所在地	電話	土砂災害・浸水想定区域 要配慮者利用施設		収容人員
				浸水	土砂災害	
18	グループホームすみさか	墨坂南三丁目6番1号	214-1232	○		調整中
19	グループホームひまわり	墨坂四丁目7番1号	214-3360	○		
20	スタジオnuu	大字須坂1485-11	214-8690	○		
21	ハルル	大字高梨343-1	248-3002	○		
22	夢ハイツ	大字須坂1496-6	246-6314	○		

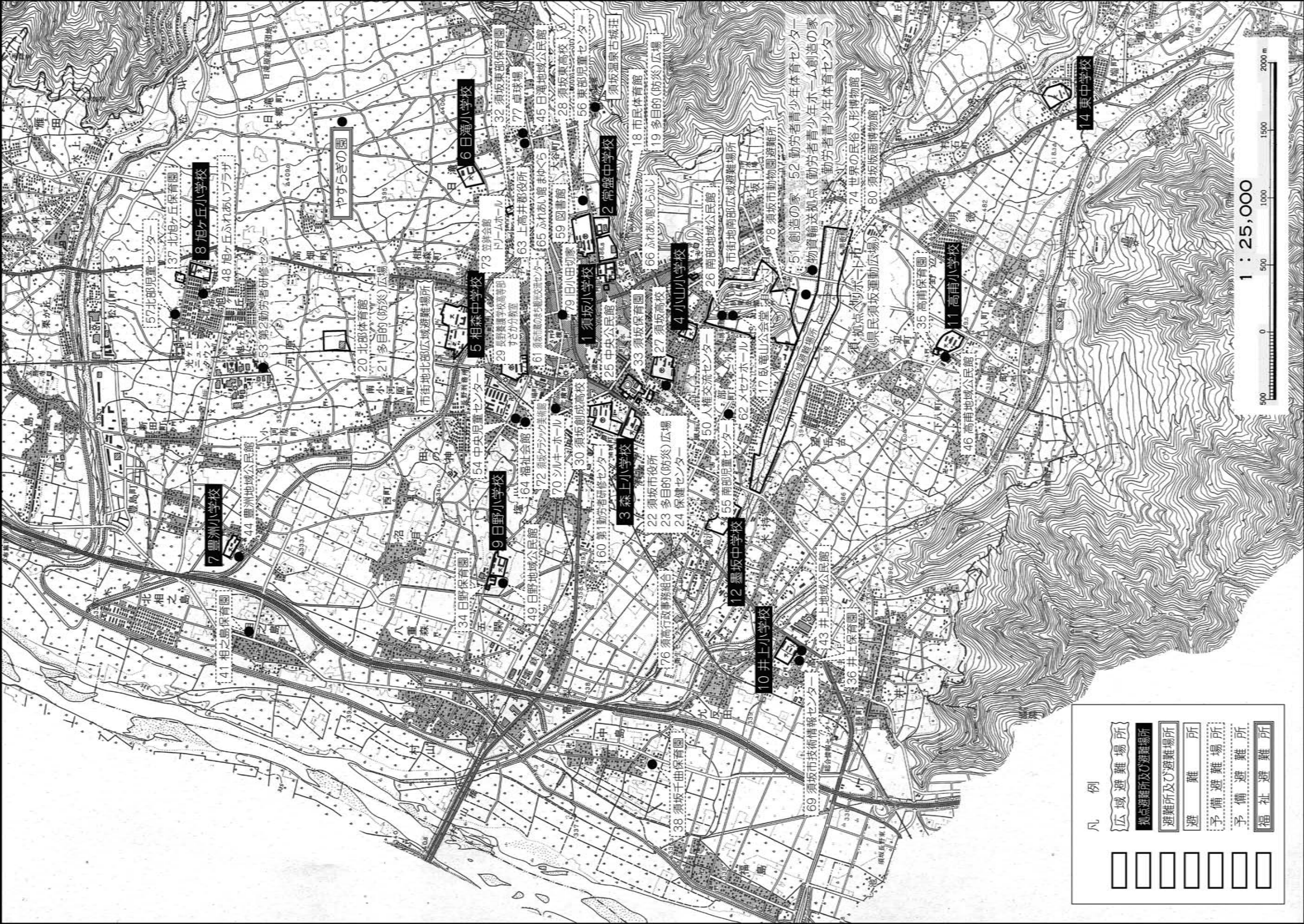
9-3 地域避難所一覧

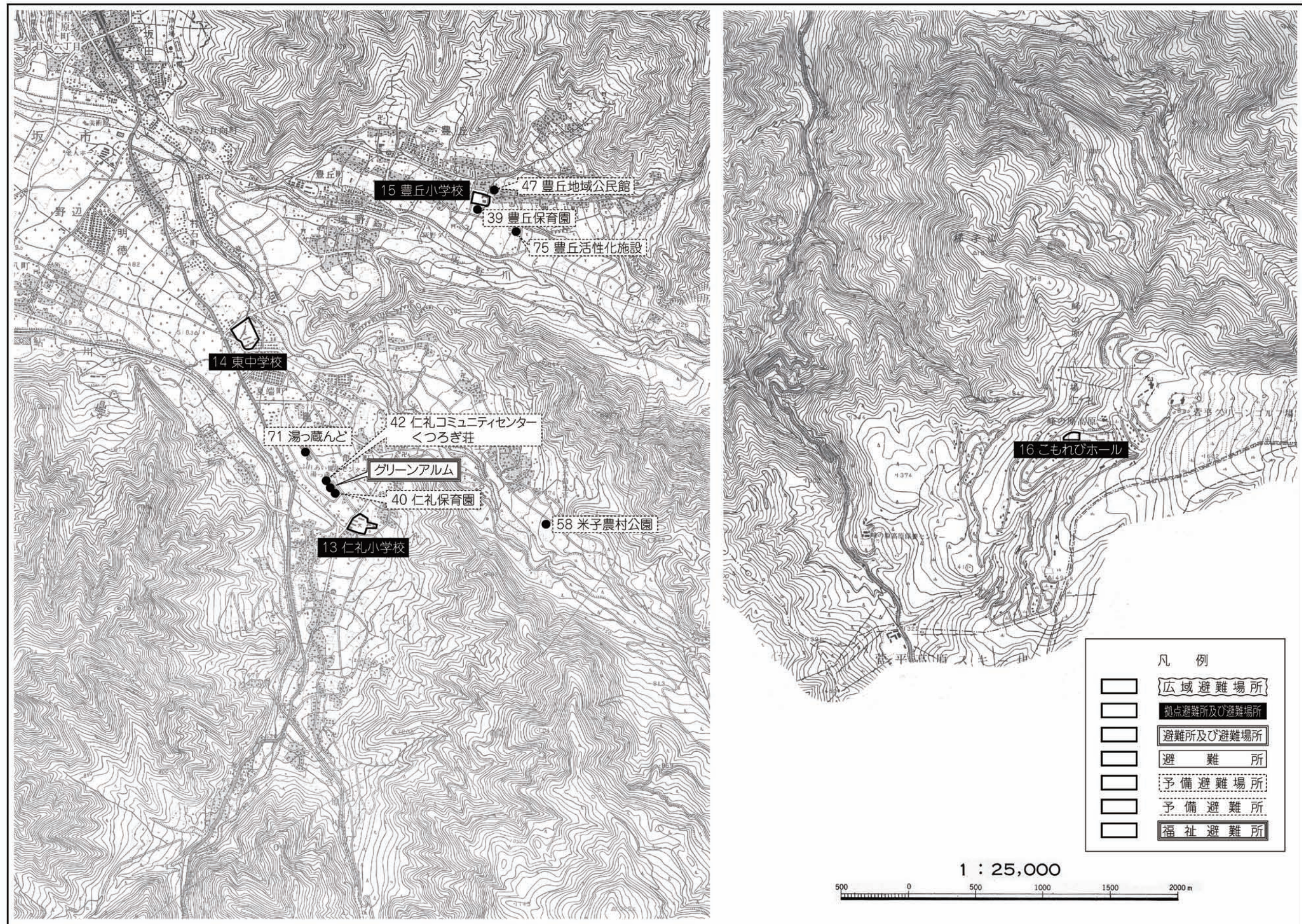
NO	施設名	所在地	面積(㎡)	建築年	構造及び材質
1	穀町公会堂	小山463	266	H 12	2 階・木造
2	上町公会堂	須坂1480-8	179	S 45	平屋・木造
3	本上町公会堂	須坂132-3	245	H 14	2 階・鉄骨
4	上中町公会堂	須坂144-2	169	S 2	2 階・木造
5	中町公会堂	須坂206-1	95	S 22	平屋・木造
6	春木町公会堂	須坂499-1	564	S 48	2 階・非木造
7	太子町公会堂	須坂635	256	H 11	2 階・木造
8	新町公会堂	須坂595-2	206	S 46	平屋・鉄骨一部木造
9	常盤町公会堂	須坂728-1	115	T 14	木造
		須坂728-1	84	H 3	2 階・木造 (増築)
10	横町公会堂	須坂417	158	S 60	1 階鉄骨・2 階木造
11	東横町公会堂	須坂1431-13	359	S 56	2 階・鉄骨
12	南横町公会堂	須坂1611-3	271	S 61	2 階・鉄骨
13	北横町公会堂	須坂1309-29	177	R 5	平屋・木造
14	立町公会堂	須坂1391-5	185	H 29	2 階・木造
15	馬場町公会堂	須坂1177-1	405	H 8	2 階・鉄骨
16	西町公会堂	須坂1926-4	95	R 2	平屋・木造
17	須坂ハイランド町公会堂	須坂1230-43	193	S 49	鉄筋10階
18	坂田町公会堂	坂田60-3	191	S 41	平屋・木造
19	南原町公会堂	臥竜五丁目11-24	536	H 14	2 階・鉄骨
20	北原町公会堂	臥竜一丁目7-22	264	H 28	平屋・木造
21	小山町公会堂	墨坂五丁目11-20	341	S 53	2 階・鉄骨
		墨坂五丁目11-20	35	S 54	平屋・鉄骨
		臥竜二丁目6-2	70	不明	平屋・木造
22	屋部町公会堂	墨坂四丁目12-13	287	R 5	平屋・木造
23	八幡町公会堂	墨坂二丁目4-2	483	S 50	2 階・鉄骨
		墨坂二丁目9-13	88	H 25	平屋・木造
24	境沢町公会堂	墨坂南一丁目4-12	343	S 59	平屋・木造
25	相森町公会堂	日滝2096-イ	236	S 45	平屋・木造
		日滝1926	373	H 9	平屋・鉄骨
26	高橋町公会堂	日滝1002-3	366	S 57	平屋・木造
27	大谷町公会堂	日滝374-2	157	S 46	平屋・木造
	大谷町公会堂	日滝423	361	H 1	平屋・木造
28	本郷町公会堂	日滝3024	185	S 57	平屋・木造

NO	施設名	所在地	面積(㎡)	建築年	構造及び材質
		日滝760-6	344	S 57	平屋・鉄骨
29	高畑町公会堂	小河原1253-2	232	S 63	2階・鉄骨
30	南小河原町公会堂	小河原622	230	S 47	平屋・木造
31	小河原町公会堂	小河原1425-8	286	S 63	平屋・木造
		小河原2475-3	97	S 57	平屋・木造
32	新田町公会堂	小河原2701-1	256	H 26	平屋・鉄骨
33	小島町公会堂	小島581	291	S 55	平屋・木造
		小島581-6	181	S 63	2階・鉄骨
34	相之島町公会堂 (集落センター)	相之島631-2	285	S 57	平屋・木造
		相之島631-2	133	H 4	2階・木造
36	豊島町公会堂	豊島1	278	H 9	平屋・木造
37	旭ヶ丘町公会堂	旭ヶ丘3-1	349	H 9	平屋・木造
38	北旭ヶ丘町公会堂	旭ヶ丘10-8	306	H 25	平屋・木造
39	松川町公会堂	小河原3024-4	76	S 59	平屋・木造
40	光ヶ丘ニュータウン 集会所	小河原3388-3	128	H 8	平屋・木造
41	八重森町公会堂	八重森203-1	323	H 2	2階・鉄骨
42	沼目町公会堂	沼目494-2	298	H 2	2階・木造
43	塩川町公会堂	塩川538	550	S 60	2階・鉄骨
44	高梨町公会堂	高梨59	427	H 3	2階・鉄骨
45	五閑町公会堂	五閑133-1	185	H 6	平屋・木造
46	村山町公会堂	村山69-70	500	H 3	2階・鉄骨
47	田の神町公会堂	田の神3	276	S 57	平屋・木造
48	井上町公会堂	井上2251	269	H 2	2階・鉄骨
49	福島町公会堂	福島204-1	519	H 2	2階・鉄骨
50	中島町公会堂	中島237	363	S 63	2階・鉄骨
51	九反田町公会堂	九反田186-1	331	H 1	2階・鉄骨
52	幸高町公民館	幸高387	198	S 26	2階・木造
	幸高町公会堂	井上1570-1	67	S 46	平屋・木造
		井上1570-1	355	S 54	2階・鉄骨
53	米持町公会堂	米持190-2	563	S 57	2階・鉄骨
54	二睦町公会堂	井上2205-1	910	H 13	平屋・木造
55	上八町公会堂	八町1731	287	S 55	平屋・木造
56	下八町公会堂	八町2130-1	385	H 15	平屋・木造
57	野辺町公会堂	野辺789-6、790-1	422	S 61	平屋・木造
58	村石町公会堂	野辺1731-1	285	S 54	平屋・木造
		野辺1660-2	178	H 1	平屋・木造

NO	施設名	所在地	面積(㎡)	建築年	構造及び材質
59	明德町公会堂	明德12-2	194	S 47	平屋・木造
60	望岳台公会堂	望岳台18-9	318	H 26	平屋・木造
61	仁礼町公会堂	中村組 仁礼1258	192	S 48	平屋・木造
		宇原組 仁礼1948	113	S 48	平屋・木造
		西原組 仁礼1912	109	S 48	平屋・木造
		福澤組 仁礼1596	104	S 48	平屋・木造
		関谷組 仁礼548-1	230	S 48	平屋・木造
		常盤組 仁礼1240-1	138	S 48	平屋・鉄骨
		浅間塚組 仁礼1219-1	300	S 48	平屋・木造
		仙仁組 仁礼2717-6	191	S 48	平屋・木造
		新田組 仁礼463-2	180	S 48	平屋・木造
		栃倉組 栃倉246-1	210	S 47	平屋・木造
62	亀倉町公会堂	亀倉207-57	329	S 59	平屋・鉄骨
		亀倉434-1	108	不明	平屋・木造
63	夏端町公会堂	亀倉32-66	220	S 50	平屋・木造
64	米子町公会堂	米子497-1 (公会堂)	240	S 58	平屋・木造
		米子765-2 (上組生活改善センター)	90	H 2	平屋・木造
		米子283-2 (下組生活改善センター)	79	H 3	平屋・木造
		米子879-3 (須坂市米子農村会館)	2511	H 11	平屋・木造
65	塩野町公会堂	塩野308-1	333	S 61	2階・鉄骨
		塩野285-1	60	H 1	平屋・木造 (倉庫)
67	大日向町公会堂	豊丘192	211	S 55	平屋・木造
68	豊丘町公会堂	豊丘778-66	160	H 2	平屋・木造
		豊丘277-2	107	H 5	平屋・木造
		豊丘2763-14、2763-8	153	S 58	平屋・木造
		豊丘2442-1	76	S 50	平屋・木造
		豊丘385-1	215	S 52	平屋・鉄骨一部木造
69	豊丘上町新田公会堂	豊丘1166-4、1166-5	177	H 19	平屋・鉄骨
	下原間瀬口公会堂	豊丘1999	113	H 7	平屋・木造
	上原公会堂	豊丘1780-4	116	S 59	平屋・木造
	中灰野公会堂	豊丘2221	119	S 57	平屋・木造
	金田組公会堂	豊丘2319-7	91	S 53	平屋・木造

9-4 避難場所・避難所位置図





9-5 応急仮設住宅建設候補地一覧表

番号	建設候補地		敷地面積 (㎡)	応急仮設 住宅等建 設可能面 積 (㎡)	建設可能 戸数 (戸)
	名称	住所			
1	北部運動広場・多目的 (防災) 広場	須坂市大字小河原1055番地 3	19,300	17,000	170
2	日滝保育園跡地	須坂市大字日滝902番地 3 他	1,932	1,800	18
3	多目的(防災) 広場 (市民体育館南隣)	須坂市大字小山400番地 2 他	2,757	1,100	11
4	墨坂庭球場	須坂市墨坂南 2 丁目26番 1 号	3,490	3,256	32
5	臥竜公園多目的広場	須坂市臥竜 2 丁目938番 1 号他	12,331	2,500	25
6	臥竜公園南口駐車場	須坂市臥竜 3 丁目961番他	6,120	6,120	61
7	そのさとホール駐車場	須坂市大字豊丘1023番地	2,200	2,200	22
8	ふれあい健康センター 多目的広場	須坂市大字仁礼 7 番地 7	14,770	1,500	15
計			62,900	35,476	354

10 飲料水の調達供給関係

10－1 上水道施設の現況

(2024. 3. 31現在)

水道名	給水人口	系 列	水 源 施 設	浄配水場・他施設
須坂市水道 (峰の原水道 含む)	20,684戸 49,429人	坂田浄水場系	灰 野 欠 水源 相 森 〃 村 石 〃	第1配水池（低区） 新第1配水池（低区） 第2配水池（高区） 第6配水池（高区） 新第6配水池（高区）
		八町浄水場系	第 2 水源 八 町 〃	第4配水池 第8配水池（高甫）
		野辺原配水場系	野 辺 原 水源	野辺原配水池
		虫送配水場系	虫送第3 水源	第7配水池
		新田配水池系	虫送第2 〃	第9配水池
		境塚配水場系	境 塚 水源	境塚配水池
		仙仁浄水場系	たるの沢 水源 西 原 〃	仙仁配水地 西原高区配水池 西原低区配水池 塩野配水池 夏端低区配水池
		塩野浄水場系	豊丘ダム 水源 第 1 水源 南 原 〃 小 山 〃 塩 野 〃	塩野浄水池 南原配水池
		米子配水場系	米 子 水源	米子配水池
		豊丘浄水場系	豊 丘 水源 離 山 〃	豊丘配水池 下原配水池 豊丘新田配水池
		中村配水場系		中村配水池
		日滝原配水場系	十 二 崖 水源 梨 木 原 〃	日滝原配水池
(峰の原水道)		峰の原浄水場系	かもしか谷 水源 しらかば沢 〃 りんどう台 〃 きわたくぼ 〃 二 ツ 双 〃	第1配水池 峰の原浄水場 (第2配水池) 第3配水池 第4配水池

11 土砂災害・雪害関係

11-1 山地に起因する災害危険箇所

番号	位 置		予想危険地区	面積 (ha)	危険性の有無			保全対象施設等	危険度
	大字	字			地 形	地 質	現 況		
1	坂田	坊主山	山 腹	0.3	崖を有し軟弱な地盤	深層風化が進んでいる	表層浸食のおそれあり	人家1～4	B
2	〃	坂田山	〃	0.5	傾斜26度以上 軟弱な地盤、土層が厚い	〃	適正本数を大幅に下回る	〃	C
3	豊丘	下川原	〃	0.5	〃	地すべり粘土等が顕著	幼令林が大半	〃	B
4	〃	明光寺	〃	0.3	〃	〃	〃	県道1	B
5	仁礼	福 沢	流 失	1.0	亀裂又は湧水等あり、極めて崩壊のきざし顕著	断層地帯の山腹斜面	〃	人家1～4	C
6	〃	細尾沢	〃	1.5	〃	〃	〃	〃	C
7	〃	小根子	〃	0.5	崖を有し軟弱な地盤	〃	〃	〃	C
8	〃	小 峡	〃	0.5	〃	〃	〃	〃	C
9	井上	辛 沢	〃	1.5	〃	〃	〃	〃	C
10	仁礼	仙仁山	山 腹	1.0	傾斜26度以上 軟弱な地盤、土層が厚い	深層風化が進んでいる	表層浸食のおそれ	国道1	A
11	〃	〃	〃	0.2	〃	〃	〃	〃	A
12	豊丘	内 山	流 出	0.5	崖錐で軟弱な地盤	断層地帯の山腹斜面	幼令林が大半	人家1～4	C

番号	位 置		予想危険地区	面積 (ha)	危険性の有無			保全対象施設等	危険度
	大字	字			地 形	地 質	現 況		
13	豊丘	洞 入	流 出	1.0	崖錐で軟弱な地盤	断層地帯の山腹斜面	幼令林が大半	人家1～4	C
14	〃	奈良山	〃	1.8	傾斜26度以上 軟弱な地盤、土層が厚い	〃	〃	県道1	C
15	〃	〃	山 腹	0.6	崖を有し軟弱な地盤	地すべり粘土等が顕著	表層浸食のおそれ	〃	C
16	〃	〃	流 出	1.4	傾斜26度以上 軟弱な地盤、土層が厚い	断層地帯の山腹斜面			C
17	塩野	東 山	山 腹	1.5	崩壊のおそれ顕著	深層風化が進んでいる	適正本数を大幅に下回る	人家1～4	A
18	亀倉	北 原	流 出	0.1	崖を有し軟弱な地盤	断層地帯の山腹斜面		〃	C
19	八町	前 山	〃	1.0	〃	〃		〃	C
20	井上	金 口	〃	1.0	〃	〃		〃	C
21	豊丘	奈良山	山 腹	0.7	〃	深層風化が進んでいる	適正本数を大幅に下回る	県道1	A
22	〃	〃	〃	0.8	崖錐で軟弱な地盤	〃		〃	C
23	〃	〃	〃	0.3	〃	地質ぜい弱		〃	A
24	仁礼	仙仁山	〃	0.4	崖を有し軟弱な地盤	深層風化が進んでいる		〃	C
25	〃	東ノ入	流 出	2.0	湧水等あり、軟弱地盤で崩 壊が進んでいる	断層地帯の山腹斜面		林道1 市道1 人家1～5	A
26	〃	仙仁山	〃	7.0	傾斜26度以上、崖錐で軟弱 地盤、湧水あり	断層地帯地層風化が進ん でいる		林道1	A

11-2 地すべり危険箇所

番号	地区名	所在地		崩壊危険箇所の概要			被害の対象			地域指定			総合 評 定
		大字	字	耕地	その他	合計	農用地	農用施設	他の重要施設	農 地	人家	その他	
1	仁 礼	仁礼	福 沢	7 ha	23 ha	30 ha	7 ha		市道150m、送電線	7 ha		送電線	C

11-3 土砂崩壊危険箇所

番号	地区名	所在地		管理団体名	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	工事内容			被害数値	地域指定			改修度
		大字	字				工 種	構 造	事業量		振興山村	特定農山村	豪雪地帯	
1	山 崎 堰	日滝	郷 原	坂田高橋土地改良組合	250	10	用水路	U字溝	(m) 850	人家 4戸 田 50a冠水 市道 100m				B
2	山 崎 堰	小山	山 崎	〃	250	10	〃	片面コンクリート打	495	人家 7戸 市道 300m				C
3	村石頭首工	亀倉	松 原	北の沢川水利施設維持管理組合	80	10	〃	U字溝	30	灌水不能 水田 6ha	○	○	○	C
4	米子用水	米子	米子山	〃	70	40	〃	〃	100	灌水不能 水田 25ha	○	○	○	C
5	亀倉頭首工	亀倉	西ノ入	亀 倉 区	140	40	〃	〃	80	灌水不能 水田 10ha	○	○	○	A
6	ゼンニョ沢用水	仁礼	仙 仁	仙 仁 組	30	31	〃	〃	150	灌水不能 水田 5ha	○	○	○	B
7	横尾沢用水	仁礼	横 尾	〃	30	31	〃	〃	50	灌水不能 水田 5ha	○	○	○	B
8	栃倉頭首工	仁礼	小 峡	栃 倉 組	40	20	〃	〃	25	灌水不能 水田 5ha	○	○	○	C
9	井上用水	井上	蛇塚西	井 上 区	160	43	〃	〃	100	灌水不能 水田 10ha				C
10	塩野頭首工	塩野	近年河原	塩 野 区	80	36	〃	〃	500	灌水不能 水田 20ha	○	○	○	C

11-4 保安林指定区域

(森林法第25条第2.3.6号の指定区域)

番号	区 分	所在地	面 積	指 定 年月日	番号	区 分	所在地	面 積	指 定 年月日
1	土砂流失、 水害防備林	大字 豊丘	ha 335.6	大3 4.11	9	水害防備林	大字 小河原	ha 3.7	大3 4.11
2	"	" 塩野	22.5	大5 4.19	10	土砂流失、 水害防備林	" 日滝	5.0	大10 6.8
3	"	" 米子	1,070.6	明37 3.16	11	土砂流失 防 備 林	" 八町	0.6	大10 6.8
4	"	" 亀倉	122.2	明37 3.16	12	"	" 坂田	1.1	明30 12.31
5	"	" 栃倉	3.0	大4 4.19	13	水害防備林	" 九反田	0.1	大10 6.8
6	"	" 仁礼	2,462.0	明37 3.16	14	土砂流失 防 備 林	" 豊丘	28.3	昭58 11.2
7	" 風 致 林	" 小山	14.3	明30 12.31	15	"	" 仁礼	50.7	昭58 9.22
8	水害防備林	" 小島	1.8	明37 5.14	16	"	" 仁礼	4.6	平3 12.12

11－5 土石流危険渓流一覧表

土石流危険渓流 I （保全人家が5戸以上または公共の建物等がある渓流）

〔資料7－3〕重要水防箇所図参照

図面 対照 番号	水系名	河川名	渓流名	位置	流域概要			土石流氾濫区域					人家 戸数	公共施設等
					渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪 床勾配 (度)	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終息 点の勾配 (度)	氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域面 積 (km ²)		
1	信濃川	八木沢	本郷沢	本郷町	1.20	1.08	13	5	3	300	310	53.6	19	
2	信濃川	八木沢	大谷沢	大谷町	0.33	0.20	17	10	3	180	190	18.0	1	須坂温泉
3	信濃川	百々川	坂田A	坂田町	0.90	0.38	14	9	3	600	570	204.9	35	坂田浄水場
4	信濃川	百々川	坂田C	坂田町	0.51	0.20	17	9	3	450	200	52.3	18	坂田浄水場
5	信濃川	百々川	坂田B	坂田町	0.40	0.10	21	10	3	360	160	29.6	57	
6	信濃川	奈良川	内山沢	豊丘町	0.95	0.61	18	8	4	440	340	82.4	11	長妙寺、第三組公会堂
7	信濃川	奈良川	洞入沢	豊丘町	1.35	0.85	15	7	4	560	350	110.1	86	中田公会堂、豊中団地公会堂
8	信濃川	奈良川	中灰野沢B	豊丘上町	0.75	0.43	18	10	11	780	200	96.3	16	中灰野公会堂
9	信濃川	奈良川	中灰野沢C	豊丘上町	0.60	0.20	18	10	11	700	350	122.6	8	
10	信濃川	奈良川	奈良川	豊丘上町	3.00	3.50	15	6	3	2,240	160	213.1	127	豊丘保育園、豊丘郵便局、中田公会堂 豊中団地公会堂、明光寺公会堂 県道 750m
11	信濃川	奈良川	金山沢A	豊丘上町	1.10	0.32	22	10	3	1,130	380	259.1	28	上原公会堂、県道 750m
12	信濃川	灰野川	金山沢B	豊丘上町	0.75	0.19	20	8	3	900	150	109.8	0	上原公会堂
13	信濃川	灰野川	灰野川	豊丘	7.60	13.50	9	5	2	3,200	200	375.6	244	豊里団地集会所
14	信濃川	米子川	米子ノ沢	米子町	1.00	0.48	13	8	3	600	300	82.2	65	米子滝山不動寺、県道 300m
15	信濃川	鮎川	亀倉	亀倉町	0.45	0.12	16	12	3	500	230	75.6	41	仁礼保育園、仁礼小学校
16	信濃川	鮎川	中村	仁礼中村	1.40	0.68	12	8	3	800	420	249.1	15	仁礼郵便局、中村公会堂

図面 対照 番号	水系名	河川名	溪流名	位置	流域概要			土石流氾濫区域					人家 戸数	公共施設等
					溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪 床勾配 (度)	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終息 点の勾配 (度)	氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域面 積 (km ²)		
17	信濃川	鮎川	福沢	仁礼常盤	0.80	0.37	14	6	3	800	600	243.8	67	仁礼郵便局、中村公会堂、常盤公会堂 福沢公会堂
18	信濃川	宇原川	めが沢	仁礼西原	2.30	1.55	13	7	3	2,000	200	307.6	52	西原公会堂、国道 1.5km
19	信濃川	鮎川	宇原川	仁礼宇原	6.00	12.00	11	6	2	2,250	200	329.9	52	西原公会堂、国道 1.5km
20	信濃川	鮎川	仙仁川	仁礼仙仁	6.60	12.40	7	6	2	2,700	200	366.1	57	仙仁温泉、国道 1.5km
21	信濃川	仙仁川	上入沢	仁礼仙仁	3.00	3.17	9	5	3	2,700	2,000	366.1	57	仙仁温泉、国道 1.5km
22	信濃川	仙仁川	細尾沢	仁礼仙仁	2.00	1.66	12	8	6	250	200	25.5	16	国道 150m
23	信濃川	仙仁川	大根子	仁礼仙仁	1.40	0.44	13	9	6	380	300	49.3	7	国道 200m
24	信濃川	仙仁川	仙仁	仁礼仙仁	0.23	0.06	19	10	6	270	110	21.7	6	仙仁公会堂、国道 100m
25	信濃川	仙仁川	小根子	仁礼仙仁	0.70	0.22	14	8	6	300	260	30.9	10	国道 100m
26	信濃川	鮎川	瀬之脇	仁礼瀬之	1.10	0.37	16	8	6	320	140	22.5	3	瀬之脇公会堂
27	信濃川	鮎川	大門A	仁礼町	0.47	0.11	20	13	6	540	140	62.8	0	高顕寺
28	信濃川	鮎川	栃倉上	栃倉仁礼	0.70	0.35	15	10	3	300	310	52.7	11	県道 200m
29	信濃川	鮎川	前山沢A	下八町	1.80	1.12	17	10	4	1,300	500	317.2	19	
30	信濃川	鮎川	前山沢B	下八町	1.60	1.29	13	7	4	760	520	232.4	19	浅間育豊園
31	信濃川	鮎川	辛沢	井上町	1.50	0.64	14	8	3	530	220	83.4	12	
32	信濃川	鮎川	辛沢	井上町	0.60	0.18	18	12	3	470	280	68.5	9	

土石流危険渓流 II (保全人家が1～4戸ある渓流)

図面 対照 番号	水系名	河川名	渓流名	位置	流域概要			土石流氾濫区域					人家 戸数	公共施設等
					渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均渓 床勾配 (度)	氾濫開始点 の勾配 (度)	氾濫終息点 の勾配 (度)	氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域面 積 (km ²)		
1	信濃川	奈良川	中灰野沢A	豊丘上町	0.55	0.13	17	10	11	470	200	77.8	4	
2	信濃川	米子川	米子B	米子町	0.38	0.13	15	14	3	350	200	41.1	2	県道 250m
3	信濃川	鮎川	仁礼	仁礼町	0.50	0.13	17	8	3	500	320	97.7	4	
4	信濃川	鮎川	小峡沢	仁礼町	0.60	0.13	17	10	6	320	190	30.5	3	
5	信濃川	鮎川	八町A	上八町	0.32	0.09	17	10	6	720	220	104.1	2	県道 100m
6	信濃川	鮎川	八町B	上八町	1.50	0.83	15	10	6	650	200	90.7	1	県道 200m

土石流危険渓流に準ずる渓流 (人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流)

図面 対照 番号	水系名	河川名	渓流名	位置	流域概要			土石流氾濫区域					公共施設等
					渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均渓 床勾配 (度)	氾濫開始点 の勾配 (度)	氾濫終息点 の勾配 (度)	氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域面 積 (km ²)	
1	信濃川	百々川	坂田D	坂田町	0.36	0.15	18	9	3	370	150	39.5	
2	信濃川	鮎川	大門B	仁礼町	0.43	0.14	19	10	6	520	100	40.3	
3	信濃川	鮎川	八町C	上八町	0.38	0.12	18	9	6	540	180	74.5	県道 100m
4	信濃川	鮎川	前山沢	下八町	0.30	0.09	22	9	7	860	200	90.0	
5	信濃川	鮎川	前山沢	下八町	1.50	0.70	16	14	7	1,140	280	162.3	

11-6 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（土石流）

番号	区域の名称	警戒区域箇所番号	流域面積 (knf)	警戒区域（イエローゾーン）								特別警戒区域（レッドゾーン）					
				面積 (㎡)	人家戸数		公共的建物				面積 (㎡)	人家戸数		公共的建物			
					戸数	重複	戸数	重複	内 訳	戸数		重複	戸数	重複	内 訳		
1	本郷沢A	D13207001	0.12	213,097	34	34	0	0		1,721	0	0	0	0			
2	本郷沢B	D13207002	0.03	151,969	24	24	0	0		2,513	0	0	0	0			
3	本郷沢C	D13207003	0.15	229,683	35	34	0	0		4,935	0	0	0	0			
4	大谷沢	D13207004	0.05	64,835	33	33	4	0	老人福祉センター、古城荘、室内ゲートボール場、サマーランド	2,199	0	0	1	0	古城荘体育館		
5	坂田D	D13207005	0.15	114,608	5	4	0	0		1,271	0	0	0	0			
6	坂田A	D13207006	0.24	172,533	24	24	1	1	坂田浄水場	2,000	0	0	0	0			
7	坂田C	D13207007	0.19	191,552	87	32	1	0	坂田浄水場	2,088	0	0	0	0			
8	坂田B	D13207008	0.08	46,227	46	13	0	0		1,927	0	0	0	0			
9	内山沢A	D13207009	0.07	35,974	7	7	0	0		3,103	0	0	0	0			
10	内山沢B	D13207010	0.14	162,944	37	35	3	1	豊丘町公会堂、なづな豊丘、特老そのさと	415	0	0	0	0			
11	内山沢C	D13207011	0.20	146,582	25	24	3	3	豊丘町公会堂、なづな豊丘、特老そのさと	1,712	0	0	0	0			
12	洞入沢A	D13207012	0.17	188,626	85	74	2	2	中田公会堂、豊中団地公会堂	16,621	0	0	0	0			
13	洞入沢B	D13207013	0.17	187,568	98	98	3	3	中田公会堂、豊中団地公会堂、特老そのさと	20,734	0	0	0	0			
14	洞入沢C	D13207014	0.14	179,696	102	102	3	3	中田公会堂、豊中団地公会堂、特老そのさと	6,459	0	0	0	0			
15	中灰野沢A	D13207015	0.06	199,978	23	0	0	0		666	0	0	0	0			
16	中灰野沢B	D13207016	0.11	256,403	29	15	3	0	中灰野公会堂、中灰野卓球場、中灰野配水池	588	0	0	0	0			
17	中灰野沢C	D13207017	0.14	141,208	5	5	0	0		1,041	0	0	0	0			
18	入河原	D13207018	0.06	50,241	1	0	0	0		2,568	0	0	0	0			
19	川原	D13207019	0.12	826,367	397	0	18	2	下原間瀬口農事集会所、金田集会所、旧豊丘保育園、中田公会堂、豊中団地公会堂、豊丘町公会堂、豊丘簡易郵便局、下灰野公会堂、旧福祉企業センター、分団下灰野器具置場、中村配水池、豊里団地集会所、旧豊丘町児童クラブ、明光寺公会堂、豊丘クリーンセンター、豊丘町卓球場、なづな豊丘、特老そのさと	1,079	0	0	0	0			
20	奈良川A	D13207020	1.37	825,379	397	397	16	16	同上	0	0	0	0	0			
21	奈良川B	D13207021	1.19	831,694	397	397	16	16	同上	18,112	0	0	0	0			
22	金山沢A	D13207023	0.21	321,049	36	0	5	1	上原公会堂、消防器具置場、農事集会所、水道施設、下原配水池	15,651	0	0	0	0			
23	金山沢B	D13207024	0.13	165,844	28	28	5	5	上原公会堂、消防器具置場、農事集会所、水道施設、下原配水池	2,688	0	0	0	0			
24	米子C	D13207025	0.05	33,614	10	0	0	0		1,431	0	0	0	0			
25	米子A	D13207026	0.04	50,319	8	2	1	1	米子公会堂	2,059	0	0	0	0			
26	米子B	D13207027	0.08	148,020	32	0	1	0	米子公会堂	1,376	0	0	0	0			
27	米子ノ沢	D13207028	0.07	242,622	17	0	0	0		1,452	0	0	0	0			
28	亀倉	D13207029	0.06	122,153	54	0	0	0		328	0	0	0	0			
29	仁礼	D13207030	0.13	155,918	4	1	0	0		361	0	0	0	0			
30	中村	D13207031	0.09	380,297	41	13	5	0	仁礼郵便局、中村公会堂、消防機械器具置場、常盤公会堂、エコパーク	26,540	0	0	0	0			
31	福沢A	D13207032	0.11	222,255	34	15	2	1	福沢公会堂、エコパーク	19,782	4	0	0	0			
32	福沢B	D13207033	0.18	288,354	58	38	5	5	中村公会堂、仁礼会館、消防機械器具置場、常盤公会堂、エコパーク	2,891	0	0	0	0			
33	福沢C	D13207034	0.04	348,086	72	52	7	5	福沢公会堂、中村公会堂、仁礼会館、仁礼郵便局、仁礼低区配水池、消防機械器具置場、エコパーク	385	0	0	0	0			
34	めが沢B	D13207035	0.33	89,820	2	0	2	0	西原低区配水池、西原高区配水池	24,267	0	0	0	0			
35	めが沢A	D13207036	0.84	69,730	2	2	2	2	西原低区配水池、西原高区配水池	21,636	0	0	0	0			
36	細尾沢A	D13207037	0.66	173,746	1	0	1	0	仙仁温泉岩の湯	33,959	2	0	0	0			
37	細尾沢B	D13207038	0.39	138,217	2	2	1	1	仙仁温泉岩の湯	26,897	1	1	0	0			
38	大根子	D13207039	0.28	167,870	7	3	1	1	仙仁温泉岩の湯	3,465	0	0	0	0			
39	仙仁	D13207040	0.03	59,394	13	4	1	0	仙仁公会堂	500	0	0	0	0			
40	小根子	D13207041	0.22	24,257	4	0	0	0		3,739	2	0	0	0			
41	瀬之脇	D13207042	0.32	86,196	8	0	0	0		21,986	1	0	0	0			
42	大門A	D13207043	0.07	167,953	5	0	0	0		932	0	0	0	0			
43	大門B	D13207044	0.12	177,796	5	5	0	0		126	0	0	0	0			
44	小峽沢	D13207045	0.10	65,867	4	0	0	0		777	0	0	0	0			
45	桧倉上	D13207046	0.14	88,442	17	0	2	0	桧倉公会堂、消防機械器具置場	1,534	0	0	0	0			
46	桧倉	D13207047	0.04	35,728	19	1	0	0		2,219	0	0	0	0			
47	八町A	D13207048	0.06	374,003	0	0	6	0	クリーンユーキ㈱、(有)カナス工業、(有)大松板金、八町浄水場、岡田産業㈱、㈱日本リサイクル化成	2,622	0	0	0	0			
48	八町B	D13207049	0.70	193,764	1	0	5	5	(有)カナス工業、岡田産業㈱、(有)大松板金、八町浄水場、㈱日本リサイクル化成	7,402	0	0	0	0			
49	八町C	D13207050	0.06	252,020	0	0	5	5	(有)カナス工業、岡田産業㈱、(有)大松板金、八町浄水場、㈱日本リサイクル化成	1,275	0	0	0	0			
50	前山沢D	D13207051	0.05	275,892	4	2	0	0		1,346	0	0	0	0			
51	前山沢C	D13207052	0.51	922,006	51	3	2	0	さくらの杜育豊、須坂技術学園（2棟）	4,010	0	0	0	0			
52	前山沢A-1	D13207053	0.47	978,977	42	29	2	2	さくらの杜育豊、須坂技術学園（2棟）	368	0	0	0	0			
53	前山沢A-2	D13207054	0.11	503,281	1	1	0	0		607	0	0	0	0			
54	前山沢B	D13207055	0.55	160,103	7	7	2	2	さくらの杜育豊、須坂技術学園（2棟）	0	0	0	0	0			
55	辛沢A	D13207056	0.39	107,321	15	0	0	0		18,368	0	0	0	0			
56	辛沢B	D13207057	0.10	85,099	13	13	0	0		6,523	0	0	0	0			
57	辛沢C	D13207058	0.14	72,366	2	0	0	0		2,596	0	0	0	0			
58	上入沢	D13207059	3.17	75,630	3	3	1	1	花仙庵 仙仁温泉岩の湯	0	0	0	0	0			
				小計	2,513	1,576	136	83			10	1	2	0			
					937		53				9		1				
				合 計			990			合 計			10				

11-7 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

番号	区域の名称	警戒区域 箇所番号	最大高 さ(m)	平均 高さ (m)	最大 勾配 (°)	警 戒 区 域					特 別 警 戒 区 域						
						面積 (㎡)	人家戸数		公共的建物			面積 (㎡)	人家戸数		公共的建物		
							戸 数	重 複	戸 数	重 複	内訳		戸 数	重 複	戸 数	重 複	内訳
1	本郷町	K13207001	98.01	60.2	37.3	39,585	1	0	2	0	永楽荘、 サマーラ ンド	24,597	0	0	0	0	
2	大谷町2	K13207002	104.00	95.8	35.4	28,494	0	0	2	0	サマーラ ンド、須 坂温泉古 城荘	19,366	0	0	0	0	
3	大谷町	K13207003	57.80	35.8	43.4	24,589	2	0	1	0	須坂温泉 体育館	11,233	1	0	0	0	
4	鎌田トンネル北	K13207005	11.33	8.0	37.6	1,934	0	0	0	0		694	0	0	0	0	
5	山崎一ア	K13207006	91.00	67.8	38.0	63,007	1	0	1	0	市立常盤 中学校校 舎	41,622	0	0	2	0	市民体育館、市 立常盤中学校体 育館
6	山崎一イ	K13207007	92.60	43.2	55.2	51,422	4	0	2	0	旧富士通 須坂工場 (2棟)	27,580	4	0	1	0	上倉自動車板金 塗装
7	坂田町3	K13207008-ア	52.10	37.5	39.0	31,407	3	0	0	0		16,167	0	0	0	0	
8	坂田町4	K13207008-イ	20.50	13.6	33.2	3,069	2	0	0	0		1,262	0	0	0	0	
9	坂田町5	K13207008-ウ	7.70	6.7	49.6	2,161	0	0	0	0		559	0	0	0	0	
10	坂田町	K13207010	50.61	28.7	45.0	25,410	0	0	0	0		10,487	0	0	0	0	
11	坂田町2	K13207011	24.12	19.7	50.5	10,544	0	0	0	0		3,460	0	0	0	0	
12	坊主山	K13207012	22.70	16.8	41.8	22,299	5	0	1	0	さかたの 山風の子 保育園	8,327	1	0	0	0	
13	坊主山2	K13207013	29.20	21.0	45.1	9,796	1	0	0	0		4,251	1	0	0	0	
14	臥竜山	K13207014	58.93	33.1	60.2	20,962	16	0	2	0	千日みそ (株)、信 越空調	10,098	3	0	2	1	川口木材、南原 配水池
15	小山配水地	K13207015	59.17	34.7	40.9	47,667	18	0	2	0	やまびこ 幼稚園、 神戸硝子	24,190	20	0	4	0	須坂聖書教会、 南原配水池、貯 水池、オートサ ービス中村
16	興国寺	K13207016	26.76	19.8	43.7	25,556	3	0	0	0		10,195	2	0	0	0	
17	臥竜	K13207017	58.74	39.0	47.2	51,465	9	0	1	0	市立動物 園	23,037	0	0	0	0	
18	臥竜山2	K13207018	13.70	12.0	45.4	4,561	0	0	0	0		1,564	0	0	4	0	臥竜山公園茶屋
19	臥竜山3	K13207019	20.90	15.9	46.8	6,609	0	0	0	0		2,575	0	0	2	0	臥竜山公会堂、 南部地域公民館
20	坂田霊園南	K13207020	72.00	51.6	36.6	23,788	11	0	0	0		13,115	3	0	0	0	
21	大日向	K13207021	156.70	106.3	35.9	65,080	9	0	0	0		49,037	3	0	0	0	
22	大日向団地	K13207022	244.80	115.8	43.9	143,597	16	0	0	0		116,753	13	0	0	0	
23	下河原橋東一ア	K13207023	114.91	47.7	42.0	42,933	9	0	0	0		24,449	3	0	0	0	
24	下河原橋東一イ	K13207024	276.91	94.3	45.5	92,141	0	0	1	0	豊丘クリ ンセン ター	71,566	0	0	0	0	
25	明光寺橋	K13207025	307.81	280.7	33.3	196,379	5	0	1	0	明光寺公 会堂	170,273	1	0	1	0	(有)修工務店
26	豊里一エ	K13207026	11.72	9.3	55.4	11,820	0	0	0	0		3,531	0	0	0	0	
27	豊里一ウ	K13207027	15.12	11.8	56.9	20,434	69	0	0	0		6,853	2	0	0	0	
28	豊里一イ	K13207028	12.82	9.5	61.1	9,772	10	0	0	0		905	2	0	0	0	
29	豊里一ア	K13207029	14.92	10.8	37.3	4,584	5	0	0	0		1,150	3	0	0	0	
30	和合橋北	K13207030	16.40	11.2	52.3	10,424	6	0	0	0		3,005	0	0	0	0	

31	灰野ダム上	K13207031-ア	12.90	9.9	51.1	14,661	0	0	0	0		3,969	0	0	0	0	
32	灰野ダム上2	K13207031-イ	18.40	12.1	40.4	22,348	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
33	洞入観音堂	K13207032	48.00	26.0	35.7	11,781	4	0	0	0		5,857	0	0	0	0	
34	豊丘上町	K13207036	10.40	8.4	37.1	3,925	0	0	0	0		1,221	1	0	0	0	
35	間瀬口	K13207037	119.96	86.0	36.6	38,192	3	0	0	0		25,377	0	0	0	0	
36	豊丘上町2	K13207040	26.30	18.9	51.8	21,834	7	0	0	0		9,830	0	0	0	0	
37	待留ダム下	K13207047	41.00	32.2	49.3	79,169	1	0	0	0		0	0	0	0	0	
38	塩野東工業団地	K13207048	17.10	12.6	57.2	18,607	5	0	0	0		6,239	0	0	4	0	(株)樋口建設 (株)サンキョウ 塩野工場 (有)須田木工整備 (株)EPSシナノ
39	塩野東	K13207049	26.48	20.7	44.8	7,470	1	0	0	0		2,944	0	0	0	0	
40	塩野町	K13207050	67.08	47.3	38.6	42,354	0	0	0	0		24,227	0	0	0	0	
41	塩野配水池東	K13207051-ア	44.00	24.0	37.2	6,337	0	0	0	0		3,354	0	0	0	0	
42	塩野配水池東2	K13207051-イ	32.40	24.3	37.9	6,735	1	0	0	0		3,177	0	0	0	0	
43	みのどうトンネル東	K13207052	71.21	64.3	33.1	24,514	4	0	0	0		14,867	0	0	0	0	
44	塩野工業団地	K13207053	9.70	7.6	53.5	7,569	2	0	1	0	塩野浄水場	1,724	0	0	5	0	(株)カンエツ (株)前田鉄工所 塩野工場 (有)山本製作所 (株)唐沢 (株)丸山産業
45	塩野工業団地2	K13207054	11.20	9.2	57.1	22,906	0	0	2	1	(株)MTC (株)唐沢	6,556	0	0	17	0	塩野工業団地集会所 (有)マルワ工業 中山アルミ建材 (有)金子鉄工所 (株)マルヤマキ ャンバス 協和テクノ(株) 塩野工場 (株)新井製作所 (有)岡部製作所 (有)関口製作所 (有)関木型製作所 (有)三栄製作所 (有)三協精密 (有)深沢製作所 テクノエクセル (株)サンジュニア塩 野倉庫 (株)タモツ工業 伸商機工(株)
46	須坂荘西	K13207055	15.90	12.7	41.8	14,429	0	0	1	0	特別養護 老人ホーム 須坂荘	5,280	0	0	0	0	
47	東中学校北	K13207056-ア	12.90	10.1	42.0	7,906	3	0	0	0		0	0	0	0	0	
48	東中学校北2	K13207056-イ	14.00	10.8	40.3	7,517	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
49	陽光台団地	K13207061	23.69	18.8	53.7	22,967	6	0	1	0	公民館	0	0	0	0	0	
50	夏端団地ーア	K13207062	19.10	11.8	62.2	12,677	7	0	0	0		0	0	0	0	0	
51	夏端団地ーイ	K13207063	25.90	18.9	61.9	22,065	2	0	0	0		0	0	0	0	0	
52	夏端東団地上	K13207064	29.70	21.3	54.0	22,540	6	0	0	0		0	0	0	0	0	
53	夏端東団地北	K13207066	26.73	24.7	58.4	14,218	4	0	0	0		0	0	0	0	0	
54	亀倉団地北	K13207067	30.76	19.1	60.7	13,589	6	0	0	0		0	0	0	0	0	
55	待居橋下	K13207071	35.30	34.4	66.7	3,254	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
56	金比羅山北	K13207072-ア	13.60	10.3	42.3	5,530	0	0	0	0		1,876	0	0	1	0	(株)サンキョウ
57	金比羅山北2	K13207072-イ	24.50	20.8	47.8	14,053	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

11－7 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

58	米子不動寺宮	K13207073	105.70	91.4	38.2	79,873	1	0	0	0		52,714	0	0	0	0	
59	金比羅山	K13207076	91.90	70.0	47.0	90,091	4	0	0	0		53,453	0	0	0	0	
60	仙仁温泉	K13207080	152.00	150.4	40.8	29,937	0	0	0	0		22,898	1	0	1	0	仙仁温泉岩の湯
61	仙仁	K13207081	17.00	10.4	66.1	8,771	4	0	0	0		2,750	1	0	0	0	
62	仙仁橋上	K13207082-ア	115.10	110.2	35.3	25,988	1	0	0	0		18,654	1	0	0	0	
63	仙仁橋上2	K13207082-イ	82.80	79.9	38.1	10,714	2	0	0	0		7,781	2	0	0	0	
64	仙仁橋上3	K13207082-ウ	12.30	10.2	57.0	4,314	1	0	0	0		1,316	0	0	0	0	
65	仙仁橋上4	K13207083	9.50	8.5	55.0	2,276	0	0	0	0		648	0	0	0	0	
66	瀬之脇公会堂下	K13207084	11.70	11.0	41.7	5,398	1	0	0	0		0	0	0	0	0	
67	瀬之脇公会堂下2	K13207085	20.00	17.2	40.9	6,841	0	0	0	0		2,557	0	0	0	0	
68	瀬之脇公会堂北	K13207086	10.20	8.1	46.6	2,682	0	0	0	0		664	1	0	0	0	
69	大門橋上	K13207087	50.00	27.9	40.3	8,704	0	0	0	0		4,400	0	0	1	0	旧マルフク(有)食肉工場
70	栃倉橋西	K13207089	61.33	49.2	40.5	13,865	0	0	0	0		8,932	2	0	0	0	
71	栃倉橋北	K13207090	12.25	9.6	58.6	3,820	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
72	栃倉	K13207094	180.00	101.4	48.8	168,785	2	0	1	0	(株)日本 リサイクル ル化成	118,501	0	0	1	0	(有)ロジスティクス沢尻長野物流センター
73	井上東	K13207100	117.00	80.0	35.9	57,880	4	0	0	0		41,189	0	0	0	0	
74	浄運寺東	K13207101	140.87	93.5	37.5	51,216	1	0	0	0		34,384	0	0	0	0	
75	浄運寺	K13207102	136.76	100.7	36.8	41,048	0	0	0	0		33,703	1	0	0	0	
76	安養寺	K13207103	132.40	59.7	57.6	27,844	0	0	0	0		18,289	1	0	0	0	
77	金口遺跡	K13207104-ア	154.00	73.4	40.5	132,466	0	0	0	0		97,027	1	0	0	0	
78	金口遺跡2	K13207104-イ	7.30	6.3	43.1	4,218	0	0	0	0		943	0	0	0	0	
79	井上枕状溶岩	K13207105-ア	72.00	40.4	53.6	27,196	0	0	0	0		15,541	0	0	0	0	
80	井上枕状溶岩2	K13207105-イ	35.70	31.3	48.6	21,370	0	0	0	0		8,975	0	0	0	0	
81	本郷町2	K13207106	108.00	63.6	45.1	44,992	5	0	0	0		28,257	1	0	0	0	
82	米子不動ーア	K13207109	30.38	23.4	58.0	4,674	1	0	0	0		2,865	0	0	1	0	根子岳山荘
83	米子不動ーイ	K13207110	155.84	154.9	49.1	5,081	1	1	1	1	根子岳山 荘	2,190	1	0	1	0	米子不動寺奥ノ院、旧滝山館浴室
84	宮原	K13207111	39.00	35.0	36.0	6,541	2	0	0	0		2,469	0	0	0	0	
85	藤山	K13207112	39.00	16.0	38.0	12,610	0	0	0	0		5,774	0	0	0	0	
86	和田1	K13207113	13.00	10.0	53.0	3,016	0	0	0	0		889	0	0	0	0	
87	和田2	K13207114	40.00	28.0	41.0	7,801	0	0	0	0		3,289	0	0	0	0	
88	下八町	K13207115	144.00	79.0	47.0	78,166	0	0	0	0		53,623	0	0	0	0	
89	笹ヶ先	K13207116	58.00	49.0	41.0	20,056	0	0	0	0		10,841	0	0	0	0	
90	前山1	K13207117	43.00	28.0	47.0	10,860	0	0	0	0		4,281	0	0	0	0	
91	前山2	K13207118	16.00	9.0	42.0	2,999	0	0	0	0		1,361	0	0	0	0	
						小計	297	1	23	2		小計	76	0	48	1	
						中計	296		21			合計	76		47		
						合計	317					合計	123				

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 人家戸数の重複とは、他の斜面による急傾斜地の崩壊の警戒区域と重複している戸数を記入すること。

11－8 砂防指定区域

河 川 名	位 置	面積 ha	指定年月日
百 々 川	大字野辺字往生畑	49.3	昭12. 1. 25
米 子 川	〃 野辺 〃 吹原	40.0	12. 1. 25
〃	〃 亀倉 〃 雀崎	10.5	27. 10. 18
〃	〃 米子 〃 天神原	1.6	27. 10. 18
〃	〃 米子 〃 天神原	11.8	37. 12. 1
〃	〃 米子 〃 海倉	41.9	41. 7. 20
灰 野 川	〃 塩野 〃 押出	8.7	12. 1. 25
〃	〃 豊丘 〃 下待留	10.6	28. 7. 3
〃	〃 塩野 〃 近年河原	6.3	28. 7. 3
〃	〃 塩野 〃 塩名	21.6	37. 12. 1
奈 良 川	〃 豊丘 〃 灰野欠	15.8	12. 1. 25
〃	〃 豊丘 〃 出の平	8.9	44. 4. 23
〃	〃 豊丘 〃 奈良山	1.30	61. 9. 29
宇 原 川	〃 仁礼 〃 横沢	19.9	37. 10. 15
樽 の 沢	〃 仁礼 〃 仙仁	0.1	47. 3. 1
山の神沢	〃 仁礼 〃 仙仁	0.1	47. 12. 27
仙 仁 川	〃 仁礼 〃 仙仁	27.92	55. 3. 29
上 入 沢	〃 仁礼 〃 寺社平	2.88	56. 12. 23

11-9 急傾斜地崩壊危険箇所

〔資料11-10〕急傾斜地崩壊危険箇所位置図参照)

急傾斜地崩壊危険箇所 I (保全人家が5戸以上または公共の建物等がある箇所)

図面 対照 番号	箇所名	位 置	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	地盤	湧水	人家 (戸)	公共施設等	被害予想集落
1	山崎	大字日滝字鎌田山	350	45	30	強風化岩	無	6	市民プール、市民体育館	穀町、常盤町
2	臥竜山	臥竜三丁目	110	41	14	強風化岩	無	6	市道 100m	北原町
3	小山配水池	臥竜四丁目	130	36	46	強風化岩	無	16	旅館 1、山びこ幼稚園、市道 230m	南原町
4	興国寺	臥竜三丁目	130	32	20	強風化岩	無	5		南原町
5	大日向	大字豊丘字上台	50	35	10	強風化岩	無	17	県道 50m	大日向町
6	大日向団地	大字豊丘字上台	280	37	45	硬岩	無	27	市道 350m	大日向町
7	豊里	大字豊丘字灰野欠	600	39	11	段丘堆積物	無	29	市道 100m	豊丘町
8	夏端団地	大字亀倉字松原	170	42	15	段丘堆積物	無	13	河川 250m	夏端町
9	仙仁温泉	大字仁礼字湯ノ入	170	38	35	強風化岩	無	2	旅館 1	仁礼町
10	米子不動	大字米子字北久保	50	45	32	硬岩	有	1	旅館 1	米子町

〔須坂防〕

急傾斜地崩壊危険箇所 II (保全人家が1～4戸ある箇所)

図面 対照 番号	箇所名	位 置	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	地盤	湧水	人家 (戸)	公共施設等
1	蓮生寺北	大字日滝字宮原	60	38	30	段丘堆積物	無	2	河川 60m
2	蓮生寺	大字日滝字宮原	100	32	30	崩積土	無	3	
3	満竜寺	大字日滝字宮原	50	37	40	崩積土	有	1	寺 1
4	鎌田トンネル北	大字日滝字鎌田山	50	35	25	崩積土	無	1	
5	坂田霊園南	大字坂田字堂場	50	37	30	崩積土	無	4	
6	明光寺橋	大字豊丘字明光寺	80	40	40	段丘堆積物	無	4	市道 80m
7	下川原橋東	大字栃倉字下川原	50	37	30	崩積土	無	4	市道 50m
8	塩野東	大字塩野字北ノ原	40	35	20	軟岩	無	3	市道 40m
9	夏端団地	大字亀倉字松原	170	42	10	崩積土	無	4	公会堂 1、市道 100m
10	みのどうトンネル東	大字米子字竹ノ原	100	32	30	崩積土	無	4	県道 100m
11	夏端東団地北	大字亀倉字新田	150	42	25	崩積土	無	4	市道 150m
12	亀倉団地北	大字亀倉字新田	60	42	30	崩積土	無	3	市道 60m
13	栃倉橋北	大字栃倉字下居村	50	40	15	段丘堆積物	無	1	河川 50m
14	栃倉橋西	大字栃倉字上居村	50	38	30	段丘堆積物	無	2	県道 50m
15	仁礼橋西	大字仁礼字江戸口	60	38	35	段丘堆積物	無	2	国道 60m
16	地藏堂北	大字仁礼字江戸口	70	38	40	段丘堆積物	無	4	国道 70m
17	浄運寺東	大字井上字藤山	70	37	40	崩積土	無	3	市道 70m
18	安養寺南	大字井上字小坂	100	35	40	崩積土	無	2	

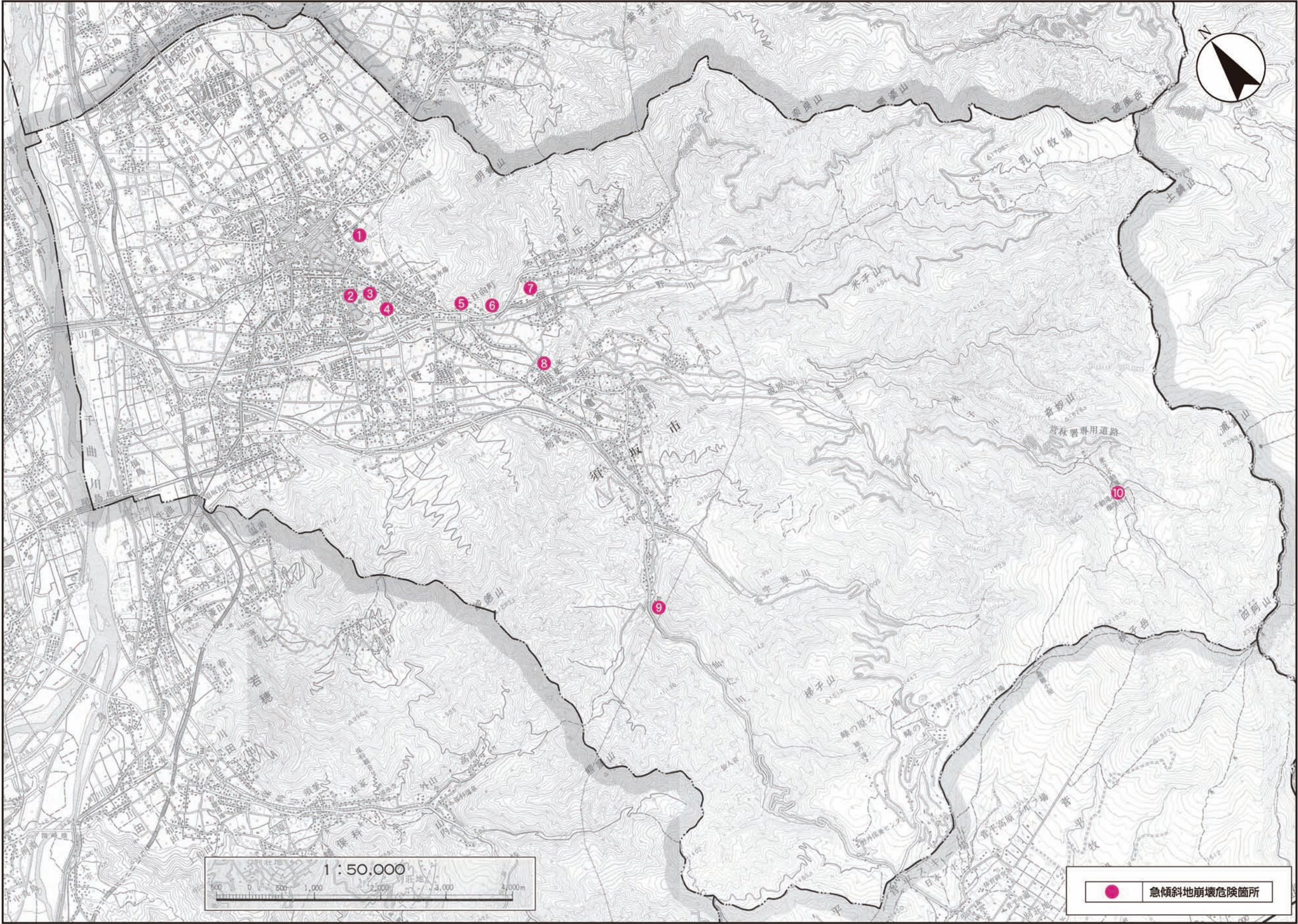
1713

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面

(人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所)

図面 対照 番号	箇所名	位置	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	公共施設等
1	本郷町	大字日滝(本郷町)	69	44	40	その他の道路 147m、用水路 41m、河川 80m
2	大谷町	大字日滝(大谷町)	72	40	32	用水路 77m
3	坂田町	大字坂田(坂田町)	133	42	30	その他の道路 166m、用水路 155m
4	坂田町 2	大字坂田(坂田町)	85	32	26	用水路 98m
5	間瀬口	大字豊丘字間瀬口	50	34	54	その他の道路 141m
6	塩野町	大字塩野(塩野町)	250	35	44	その他の道路 388m、用水路 133m
7	臥竜	臥竜二丁目、三丁目	86	55	48	その他の道路 107m、用水路 64m
8	下八町	大字八町字下八町	485	43	88	県道 423m、その他の道路 660m、用水路 447m
9	幸高町	大字井上(幸高町)	214	45	100	その他の道路 357m
10	仁礼町	大字栃倉(仁礼町)	422	48	122	その他の道路 58m、用水路 162m
11	仁礼町 2	大字栃倉(仁礼町)	73	49	26	県道 90m、用水路 80m
12	亀倉町	大字亀倉(亀倉町)	322	45	84	その他の道路 689m、用水路 253m
13	米子町	大字米子(米子町)	127	39	92	県道 143m

11-10 急傾斜地崩壊危険箇所位置図



11-11 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

2023年4月1日

1 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（高齢者福祉課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
介護付有料老人ホーム愛光苑すざか	須坂市大字須坂18-1	213-6886	～0.5
ナーシングホーム須坂	〃 大字須坂1641-3	213-6900	～0.5

2 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所生活介護事業所（高齢者福祉課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
特別養護老人ホーム 須坂荘	須坂市大字塩野951	248-0839	土砂Y
地域密着型特別養護老人ホーム ぬくもり園	〃 大字野辺1335-1	242-5323	～0.5
地域密着型特別養護老人ホーム そのさと	〃 大字豊丘2754-1	214-9727	土砂Y
(株)ケアネットショートステイ長野	〃 大字小山2518-1	251-2708	5.0～10.0

3 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）（高齢者福祉課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
轟グループホーム	須坂市大字須坂170	245-1973	～0.5
(株)ケアネットグループホームすざか	〃 大字小山2518-1	251-2708	5.0～10.0

4 通所介護（デイサービスセンター）・通所リハビリテーション（デイケア）（高齢者福祉課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
デイサービスセンター ぬくもり園	須坂市大字野辺1341-2	246-8462	～0.5
デイサービスセンター ことぶき	〃 大字野辺1335-7	246-9822	～0.5
デイサービスセンター すえひろ	〃 大字須坂1243-1	246-6191	～0.5
(株)ケアネットデイサービスセンター長野第一	〃 大字小山2579-12	251-2801	5.0～10.0
デイサービスセンターがりゅうの里	〃 大字野辺560-1	242-7171	0.5～3.0

コンパスウォーク信州須坂	〃 大字米持302-1	285-0970	3.0～5.0
宅老所 たつまち	〃 大字須坂1525-3	246-0027	～0.5
宅老所 さかたの家	〃 大字坂田103	246-2564	～0.5、土砂Y
宅幼老所 なずな豊丘	〃 大字豊丘2755	274-5747	土砂Y
療養デイサービスすぎか	〃 須坂1641-3	213-6900	～0.5
ハビリス	〃 大字須坂164-1	285-9734	～0.5

5 障がい者通所（入所）支援施設、共同生活援助事業所（福祉課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
（福）育護会 さくらの杜 育豊	須坂市大字八町2366-イ	245-8108	土砂Y
（福）育護会 須坂技術学園	〃 大字八町2368	246-2409	土砂Y
障害福祉サービス事業所 ひだまり作業所	〃 大字須坂483-3	248-2194	～0.5
（福）夢工房福祉会 LINK	〃 大字高梨343-1	247-0870	5.0～10.0
ぶどうの家	〃 大字日滝327	248-9370	～0.5
（福）廣望会 アートカフェCoCo	〃 大字塩川184-1	274-5668	10.0～20.0
BASIS BIZ	〃 大字小山2628	214-2061	3.0～5.0
green BASIS	〃 大字須坂1490-2	214-2061	～0.5
共働舎いぶき	〃 墨坂3丁目5-25	214-7134	～0.5
ワークハウス太陽 だいち	〃 墨坂1丁目13-1	214-9788	0.5～3.0
もえぎ舎	〃 大字井上2071-2	214-5227	0.5～3.0
ランドアート・ソラ	〃 臥竜1丁目7-17	248-5089	～0.5
トライアングル	〃 臥竜4丁目6-7	274-5663	～0.5
ベシスホーム須坂	〃 大字須坂370-2	214-2061	～0.5
グループホームすみさか	〃 墨坂南3丁目6-1	214-1232	0.5～3.0
グループホームそよかぜ	〃 墨坂4丁目7-2	400-6865	～0.5
グループホームひまわり	〃 墨坂4丁目7-1	214-3360	～0.5
スタジオn u u	〃 大字須坂1485-11	214-8690	～0.5

6 グループホーム（福祉課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
------	-----	------	----------------

(福) 廣望会 地域支援センター CoCoホーム蔵町	須坂市大字米持425-1	246-1282	3.0～5.0
夢ハイツ	〃 大字須坂1496-6	246-6314	～0.5
しばみや荘	〃 大字須坂1052-1	248-0180	～0.5
すまいる	〃 相之島521	248-5862	20.0～
ウイコート鎌田	〃 須坂864-7	080-3023-5389	～0.5
南原の家・タウン金箱	〃 臥竜6丁目6-3	246-5156	～0.5

7 児童センター・児童クラブ（学校教育課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
中央児童センター	須坂市大字須坂1212-1	245-5010	～0.5
南部児童センター	〃 墨坂南4丁目1-8	248-2330	～0.5
東部児童センター	〃 大字日滝91-4	246-0079	～0.5
豊洲地域児童クラブ	〃 大字小島401-1	248-5171	10.0～20.0
日野地域児童クラブ	〃 大字塩川158-2	246-5789	10.0～20.0
井上地域児童クラブ	〃 大字幸高292	248-5377	0.5～3.0
学童保育どんぐりクラブ	〃 臥竜2丁目7-12	248-0611	～0.5

8 保育所・幼稚園・認定こども園（子ども課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
須坂東部保育園	須坂市大字日滝1185-1	245-0645	～0.5
須坂保育園	〃 大字小山1274	245-1841	～0.5
日野保育園	〃 大字塩川188-9	245-4094	5.0～10.0
井上保育園	〃 大字幸高286-1	245-0485	～0.5
須坂千曲保育園	〃 大字中島250-1	245-1665	5.0～10.0
豊丘保育園	〃 大字豊丘1066	248-2118	～0.5
相之島保育園	〃 大字相之島391-1	246-0975	10.0～20.0
上高井保育園	〃 大字須坂1355-1	245-1041	～0.5
豊洲保育園	〃 大字小河原2405-1	245-2154	0.5～3.0
みつばち保育園	〃 大字塩川326-11	246-2110	～0.5
マリアこども園	〃 大字須坂1092	245-0012	～0.5

泉園幼稚園	〃 大字須坂834-1	245-1007	～0.5
須坂双葉幼稚園	〃 墨坂4丁目7-4	245-2753	～0.5
山びこ幼稚園	〃 臥竜4丁目10-2	214-9717	土砂Y

9 放課後等児童施設（福祉課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
子育て支援センター	須坂市大字須坂1212-1	245-6588	～0.5
親子通園施設 くれよん	〃 大字須坂1218	246-8527	～0.5

10 老人福祉施設（高齢者福祉課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
老人福祉センター 永楽荘	須坂市大字日滝407	246-1746	～0.5、土砂Y

11 小中学校（学校教育課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
須坂小学校	須坂市大字須坂780	245-0071	～0.5
須坂支援学校	〃 大字須坂780	245-0082	～0.5
小山小学校	〃 臥竜1丁目3-1	245-0242	～0.5
森上小学校	〃 墨坂3丁目1-1	245-0236	～0.5
豊洲小学校	〃 大字小島473	245-0459	10.0～20.0
日野小学校	〃 大字塩川151	245-0774	10.0～20.0
井上小学校	〃 大字幸高292	245-0599	0.5～3.0
豊丘小学校	〃 大字豊丘1070	245-0491	～0.5
常盤中学校	〃 大字日滝61	245-0326	～0.5、土砂Y
相森中学校	〃 大字日滝2082	245-0280	0.5～3.0
墨坂中学校	〃 墨坂南2丁目19-1	245-0564	0.5～3.0
長野県長野養護学校すざか分教室	〃 大字須坂1150	245-0421	～0.5

12 病院、有床診療所（健康づくり課、医療保険課）

施設名称	所在地	電話番号	浸水深（m） 土砂災害
信州医療センター	須坂市大字須坂1332	245-1650	～0.5
轟病院	〃 大字須坂1239	245-0126	～0.5

11－12 雪崩危険箇所

雪崩危険箇所（Ⅰ）

番号	危険箇所名	所在地		人家戸数
		市 名	字 等 地 名	
1	大日向町	須坂市	豊丘・豊丘上町	363
2	豊中団地	須坂市	豊丘・豊丘上町	66
3	金 田	須坂市	豊丘・豊丘上町	22
4	中 灰 野	須坂市	豊丘・豊丘上町	63
5	寺 久 保	須坂市	豊丘・豊丘上町	42
6	豊丘上町	須坂市	寺久保・豊丘	56
7	米子下組	須坂市	米子・下組	18
8	米子中村	須坂市	米子・下組	24
9	米 子	須坂市	米子・米子町	82
10	亀 倉	須坂市	亀倉・亀倉町	37
11	井 上	須坂市	井上・井上町	45
12	栃 倉	須坂市	栃倉・仁礼町	42
13	小 峡 山	須坂市	仁礼・仁礼町	73
14	湯 河 原	須坂市	仁礼・仁礼町	23
15	浅 間 塚	須坂市	仁礼・仁礼町	36
16	宇 原	須坂市	仁礼・仁礼町	11

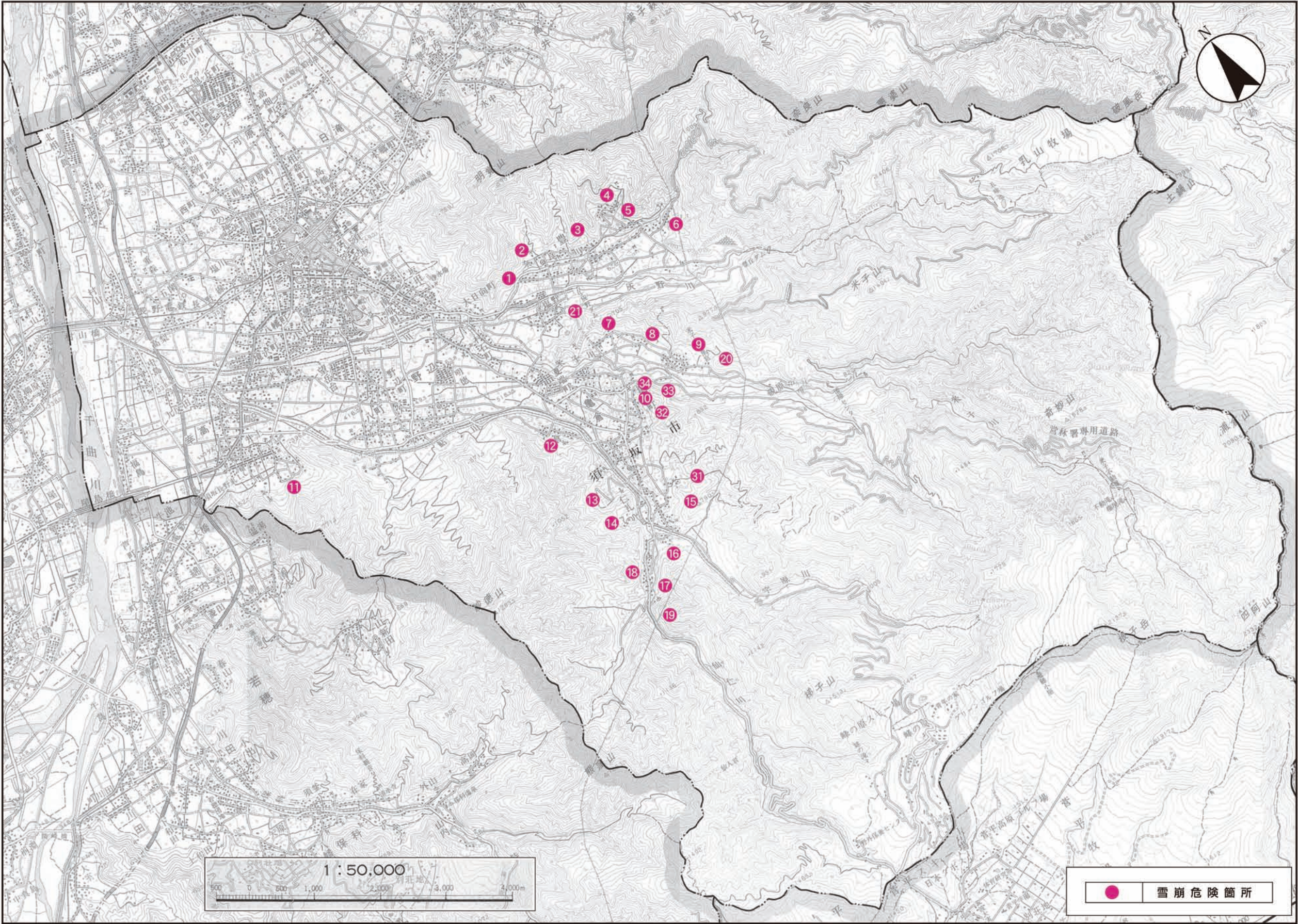
〔資料11－13〕雪崩危険箇所位置図参照）

番号	危険箇所名	所在地		人家戸数
		市 名	字 等 地 名	
17	仙 仁 温 泉	須坂市	仁礼・仁礼町	37
18	仁 礼 町	須坂市	仁礼・仁礼町	37
19	仁礼公会堂	須坂市	仁礼・仁礼町	5
20	米子不動	須坂市	米子・上組	7
21	塩 野 町	須坂市	米子・米子町	35

雪崩危険箇所（Ⅱ）

番号	危険箇所名	所在地		人家戸数
		市 名	字 等 地 名	
31	中 村 上	須坂市	亀倉・亀倉町	4
32	高 仁 神 社	須坂市	亀倉・亀倉町	1
33	金毘羅神社	須坂市	亀倉・亀倉町	1
34	亀 倉 神 社	須坂市	亀倉・亀倉町	4

11-13 雪崩危険箇所位置図



12 防災都市計画関係

12-1 用途地域指定状況

(2023. 4. 1現在)

都 市 計 画 区 域			用 途 地 域	
面 積		ha		ha
	都市計画区域	3,818	第1種低層住居専用地域	約 293
	市街化区域	942	第2種低層住居専用地域	約 8.1
	市街化調整区域	2,876	第1種中高層住居専用地域	約 37
			第2種中高層住居専用地域	約 ー
人 口 (27 国 調)	都市計画区域	43,967	第1種住居地域	約 213
	市街化区域	33,536	第2種住居地域	約 46
	市街化調整区域	10,431	準住居地域	約 28
			近隣商業地域	約 15
			商業地域	約 41
			準工業地域	約 78
			工業地域	約 74
			工業専用地域	約 81
			合 計	約 914

12-2 公園・緑地整備状況

(2023. 4. 1現在)

	開 設 数	開設済面積	摘 要
総 数	17	52.31ha	
街区公園	14	1.85	中央公園ほか
近隣公園	1	3.05	望岳公園
総合公園	1	30.11	臥竜公園
緑 地	1	17.3	百々川緑地

12-3 計画道路等整備状況

(平成30.3.31現在)

	都 市 計 画 道 路					駅 前 交 通 広 場		
	路線数	幅 員	延 長	改良済 延 長	改良率	計 画	面 積	改良済 面 積
幹線道路	17箇所	8 ～31m	47,610m	22,401m	47.1%	1 箇所	3,030m ²	3,030m ²
特殊街路	2	3 ～ 4	530	530	100.0			
合 計	19	3 ～31	48,140	22,931	47.6			

12-4 区画整理事業実施状況

(平成26.4.1現在)

	計画面積 (ha)	施 行 年 度	実施状況 (ha)
森田土地区画整理	4.8	昭48～49	4.8
須坂駅西口土地区画整理	1.8	昭51～53	1.8
塩川長者土地区画整理	4.7	昭55～58	4.7
高梨蒔田土地区画整理	2.8	昭60～63	2.8
宮原土地区画整理	2.0	昭61～62	2.0
北須坂駅前土地区画整理	2.9	平 1 ～ 3	2.9
八木沢土地区画整理	2.3	平 5 ～ 9	2.3
塩川上部土地区画整理	2.5	平 6 ～ 9	2.5
長者西土地区画整理	3.1	平12～16	3.1
郷原土地区画整理	3.1	平 7 ～25	3.1
合 計 10地区	30.0		

13 建築物等災害関係

13- 1 指定文化財（建造物）一覧表

市指定文化財（建造物 15件）

	名 称	所 在 地	所有者	指定年月日
1	郷倉	大字仁礼湯河原1084-1	仁礼会	昭50. 4. 1
2	時の鐘の「鐘楼」	大字須坂756	須坂市	昭50. 4. 1
3	普願寺本堂と鐘楼	大字小山353	普願寺	平 4. 1. 4
4	滝山不動寺奥の院	大字米子1421	不動寺	平 4. 1. 4
5	旧園里学校	大字豊丘字新田1076	須坂市	平 5. 4. 1
6	円光寺太鼓堂	大字小山360 円光寺	同 左	平 6. 9. 1
7	元牧新七家	大字須坂371-6	須坂市	平 7. 1. 4
8	太子堂	大字須坂900-2	須坂市	平19. 12. 6
9	浄運寺本堂	大字井上2618	浄運寺	平22. 3. 9
10	浄運寺の六角堂	大字井上2618	浄運寺	平24. 2. 29
11	旧牧家	大字野辺1386-8	（歴史的建物園）	平24. 2. 29
12	元板倉家	大字野辺1386-8	（歴史的建物園）	平24. 2. 29
13	長屋門	大字野辺1386-8	（歴史的建物園）	平24. 2. 29
14	武家長屋	大字野辺1386-8	（歴史的建物園）	平24. 2. 29
15	旧上高井郡役所	大字須坂812-2	須坂市	令 2. 3. 6

県指定文化財（建造物 1 件）

1	旧小田切家住宅	大字須坂423-1	須坂市	平30. 9. 27
---	---------	-----------	-----	------------

14 河川施設・ため池等災害関係

14-1 河川・ため池等の状況

水 系	河川、ため池名	等 級	市域内延長 m、m ³
信 濃 川	千 曲 川	1	5,450
〃	松 川	〃	4,100
〃	百 々 川	〃	18,926
〃	鮎 川	〃	10,593
〃	八 木 沢 川	〃	7,000
〃	仙 仁 川	〃	4,700
〃	灰 野 川	〃	7,600
〃	奈 良 川	〃	3,300
〃	押 堀 川	準 用	1,200
〃	山 崎 川	〃	2,300
〃	古 川	〃	1,100
〃	仙 仁 川	〃	1,700
〃	宇 原 川	〃	2,600
	竜 ケ 池	ため池	63,000
	本 郷 た め 池	防災重点ため池	3,500
	塩 野 た め 池	〃	6,400
	野下原ため池（1号）	〃	4,000
	野下原ため池（2号）	〃	10,200

豊丘ダム

豊丘ダムは、百々川総合開発の一環として市内大字豊丘の百々川支川灰野川に建設された多目的ダムである。ダムは重力式コンクリートダムで、高さ81.0m、総貯水容量2,580,000m³、有効貯水容量2,120,000m³で、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を目的としている。

(1) ダムの諸元

位 置	左岸 須坂市大字塩野字栃平 右岸 須坂市大字豊丘字乳山
形 式	重力式コンクリートダム
堤 高	81.0m
堤 頂 長	238.0m
堤 体 積	249,000m ³
非越流部標高	EL 863.0m

(2) 貯水池

集水面積	13.1km ²
湛水面積	0.095km ²
総貯水容量	2,580,000m ³
有効貯水容量	2,120,000m ³
常時満水位	EL 844.1m
サーチャージ水位	EL 859.3m
設計洪水位	EL 860.8m

15 災害救助法関係

15-1 被害等の認定基準

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
負 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし「軽傷者」とは、1月未満で治癒できる見込みのものとする
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいい、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として扱う
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
全 壊 、 全 焼 又 は 流 出	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの
半 壊 又 は 半 焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の損壊、焼失、埋没若しくは流出した部分の床面積が延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの
	大規模半壊 損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の40%以上50%未満のもの
	中規模半壊 損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の30%以上40%未満のもの
	半 壊 住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上30%未満のもの
準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の10%以上20%未満のもの
準半壊に至らない （一部損壊）	損壊部分がその住家の延床面積の10%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の10%未満のもの

床 上 浸 水	住家が床上浸水、土砂竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
床 下 浸 水	浸水が住家の床上に達しないもの
り 災 世 帯	災害により被害を受け（床下浸水を除く）、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯
り 災 者	り災世帯の構成員
田 畑 流 失	耕土が流失し、田畑の原形を留めない程度のもの
田 畑 埋 没	土砂竹木が堆積し、田畑の原形を留めない程度のもの
冠 水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの

15－2 災害救助法の概要

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の目的

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害者の保護と社会の秩序の保全をはかること。

2 救助の実施体制

- (1) 法に基づく救助は、都道府県知事が、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に行う。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事が、当該災害により被害を受ける恐れがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。
- (3) 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- (4) 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3 救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- (4) 医療及び助産 学用品の給与
- (5) 災害者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬、死体の搜索及び処理
- (9) 障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去）

4 適用基準

- (1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項に基づく適用）
 - ア 法適用は市町村の区域を単位とすること。
 - イ 原則として同一原因の災害によるものであること。
 - ウ 被害が次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号に定める災害

当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表1に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。
 - (イ) 同2号に定める災害

被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上あって、当該市町村の滅失

- 世帯数が別表 1 の基準の 1 / 2 以上のとき。
- (㊦) 同 3 号の前段で定める災害
被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上のとき。
- (㊧) 同 3 号の後段で定める災害
災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- エ 同 4 号に定める災害
- a 災害が発生し、多数の者が生命・身体への危害を受け、または、受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助が必要な場合
- b 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とするとき、または救出に特殊の技術を必要とするとき。
- (2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第 2 条第 2 項に基づく適用）
災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

別表 1 1 号該当基準表

市 町 村 の 人 口				被害世帯数	
5,000人未満				30世帯以上	
5,000人以上～		15,000	〃	40	〃
15,000	〃	～	30,000	50	〃
30,000	〃	～	50,000	60	〃
50,000	〃	～	100,000	80	〃 ※
100,000	〃	～	300,000	100	〃
300,000	〃			150	〃

※令和 2 年10月1日須坂市人口 49,559人（国勢調査）

16 災害復旧関係

16-1 災害弔慰金概要

対象となる災害	市内の住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害
支給限度額	(1) 生計維持者が死亡した場合 一人につき 500万円 (2) その他の者が死亡した場合 一人につき 250万円
支給対象者	死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母の順とする。）
支給の制限	(1) 死亡が故意又は重大な過失による場合 (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 (3) 市長が支給を不相当と認めた場合
根拠法令等	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） (2) 同施行令（昭和48年政令第374号） (3) 須坂市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号） (4) 同施行規則（昭和49年規則第30号）

16-2 災害障害見舞金概要

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給限度額	(1) 生計維持者が障害を負った場合 250万円 (2) その他の者が障害を負った場合 125万円
支給対象者	災害による負傷・疾病により精神、身体に障害が発生した者 (1) 両眼が失明した者 (2) そしゃく及び言語の機能に廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢を膝関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害が前各号と同程度以上と認められる場合
支給の制限	災害弔慰金に同じ
根拠法令等	災害弔慰金に同じ

16-3 災害援護資金概要

貸付対象者	1 貸付対象災害 県内において災害救助法による救助が行われた災害 2 貸付対象者 1に定める災害で次の被害を受けた世帯主 (1) 療養に要する期間がおおむね1カ月以上である負傷 (2) 住居又は家財価額のおおむね3分の1以上の損害 3 貸付制限 世帯の総所得の合算額が次の額以上の世帯を除く。 (1) 同一世帯に属する者が <table border="0"> <tr><td>1人の場合</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人の場合</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人の場合</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人の場合</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上の場合</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr> </table> (2) 住居が滅失した場合 1,270万円	1人の場合	220万円	2人の場合	430万円	3人の場合	620万円	4人の場合	730万円	5人以上の場合	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
1人の場合	220万円										
2人の場合	430万円										
3人の場合	620万円										
4人の場合	730万円										
5人以上の場合	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額										
貸付限度額	1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 (1) 家財の損害がその価値のおおむね1/3以上である災害及び住居の損害がない場合 150万円 (2) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 (3) 住居が半壊した場合 270万円 (住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別な場合 350万円) (4) 住居が全壊した場合 350万円 2 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 (1) 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円 (2) 住居が半壊した場合 170万円 (住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別な場合 250万円) (3) 住居が全壊した場合 ((4)の場合を除く。) 250万円 (住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別な場合 350万円) (4) 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円										
貸付条件	1 償還期間 10年 (据置期間は原則として3年) 2 利 率 年1.5% (据置期間中は無利子) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (元利均等償還)										
根拠法令等	災害弔慰金に同じ										

17 備蓄関係

17-1 備蓄庫整備・備蓄品目

1 備蓄倉庫及び備蓄品管理施設

備蓄倉庫	市役所備蓄倉庫	須坂市北部体育館（備蓄倉庫）
	常盤中学校（備蓄倉庫）	相森中学校（備蓄倉庫）
	墨坂中学校（備蓄倉庫）	東中学校（備蓄倉庫）
	豊丘クリーンセンター（予備備蓄倉庫）	湯つ蔵んど倉庫（支援物資集積倉庫）
	須坂小学校	森上小学校
	日滝小学校	豊洲小学校
	日野小学校	井上小学校
	高甫小学校	旭ヶ丘小学校
	仁礼小学校	豊丘小学校
	日野地域公民館	井上地域公民館
	高甫地域公民館	仁礼コミュニティセンター
	豊丘地域公民館	勤労青少年体育センター
	旭ヶ丘ふれあいプラザ	
管理施設 備蓄品	須坂市防災活動センター	多目的（防災）広場ステージ下倉庫
	東庁舎倉庫 1	須高行政事務組合
	小山小学校	

2 備蓄品目

発電機	投光器	コードリール
毛布	非常食	飲料水
簡易トイレ	車椅子用トイレ	プライバシールーム
パーティション	救急セット	ブルーシート
ラジオ	懐中電灯	炊出しステーション
移動式薪炊温水器		